

平成26年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 平成26年3月5日(水)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。なお、畠山金美君から欠席の届出がありました。

これより3月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。6番 柳田裕平君 7番 伊藤秋雄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。

去る2月26日午前9時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。

今回の定例会の議案等は、補正予算6議案、条例改正3議案、当初予算8議案及び議員発議議案が2件であります。また、請願・陳情は、陳情7件で、一般質問者は8名となっております。

今定例会の日程は、皆さまに配付した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案並びに陳情について各常任委員会に付託することと致しております。

2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。

最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。

今定例会は、常任委員会での各会計当初予算審議に時間を要することから、本日から3月14日までの10日間で行うことといたしました。

なお、日程については次のことがらをも考慮して決定をいたしております。

1. 改選後1年を経過し、初当選された方々も一連の議会の運営と町づくりの方向性が把握できたものと思われま。

1. 従来配付されていなかった議案の説明資料が配付され、議案の内容に対する理解が進んだものと思われま。

1. 日程2日目に休会日を設けることに、町民の理解がまだあまり進んでいない。

1. 一般質問は、できるだけ議会開催当初に行うことが望ましい。

1. 学校行事、町長の今後の日程等に鑑み、この日程が最善と理解をした。また、一般質問並びにその後の審議が深まることを期待し、初日の常任委員会は日程確認に留め、議員個々の議案の検討時間に充てることにいたしております。

よろしくご理解を賜りご協力下さいますようお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 三戸留吉 本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から14日までの10日間と決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認め、そのように決定しました。

議事日程については、配付している日程表のとおりであります。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第3、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより町長の行政報告に対する質問を行います。質問のある方は、挙手してください。

9番 菊地文人 何点かお願いします。2ページのデマンド型乗合タクシーの運行の関係ですけれども、アンケート調査が行われた結果の資料があれば提示していただきたい。それから4ペー

ジの低所得者世帯に対して助成を行うということの福祉灯油ですけども、272世帯、残り対象300世帯くらいあるのではないかと、それに対しての町としての考え方はどのようになっているか。それから5ページの、幼・小・中の関係の学級閉鎖ですが、今現在はどのようになっているのでしょうか。以上お願いいたします。

総務課長 渡部博英 菊地議員のご質問にお答えいたします。デマンドのアンケート調査の結果につきましては、議会中に資料を提出いたします。

福祉課長 落合智 福祉灯油の件ですけども、当初800世帯を予定しておりましたけれども、実際は272世帯からの申請支払いとなっております。前回19年度の実績についても、だいたい320世帯くらいの支給に留まっております。今回についても同じような傾向だと考えております。また同一世帯に世帯分離したいという方も増えておまして、そういった方々には課税世帯になり支給が見送られているケースも増えております。そういったことで予定されていた世帯が減っていると考えております。

教育長 江島廣 小学校のインフルエンザ罹患状況ですが、閉鎖しました2学年と5学年は既に回復しております。現在6年生1学級が学級閉鎖となっております。幼稚園と中学校は、そんなに罹患者おりませんので、例年よりはずっと少ないかなと思っております。今日は公立高校の一般選抜の試験となっております。全員が合格するよう祈っております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

11番 近藤美喜雄 先程、菊地議員さんも質問した福祉灯油のことについて、配付の関係で話をお聞きしますが、かなり難儀してるのかなどの印象を受けました。配付する人たちが何を根拠に歩いているのか、名簿などを持っているのか、自分で対象者を捜しながら歩いたのか、そこら辺の対応方法をお願いします。

福祉課長 落合智 近藤議員さんにお答えいたします。今回の福祉灯油のPRの件につきましては、広報への折込といった形になっております。対象者へ訪問してといった事はいたしておりません。ただし生活保護世帯につきましては、民生委員などを通じまして、そういったお声がけをしてくださいということはしております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

3番 金一義 除雪のことで、お願いします。浦大町の石川線ですけど、まだ寄せた雪があつて通れないので、生活道路等除雪を早めにしていただきたいと思います。

建設課長 吉田久壽 金議員さんの質問にお答えいたします。3月に入って除雪進めたいんですけども、まだ着手してしておりませんので早々に着手いたします。今週中になんとかいたします。

3番 金一義 こういうの言われてからでなくて、3月に入ってきちんと予定をたてた上で行っていただきたいと思います。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

7番 伊藤秋雄 いま町長の行政報告の中にありましたが、13区の火災に遭った建物が行政執行され、臨時議会の時に色々と説明がありました。その中で本人や親に会って解体を承認したと思います。そしてまたかかった費用に対しても、後日払ってもらうということの了解を得たと思いますが、その点について。今の説明では今後国税徴収法の対応の手続きに入るということをおっしゃっていますが、その点もう少し詳しく説明をお願いします。

町民課長 小野良幸 伊藤議員さんにお答えします。費用の請求につきましては、条例に基づきまして請求しておりますが、所有者並びに母親の方へ、解体の同意、支払いに関する同意を文書でいただいております。ただし、この物件については今後支払いが期限までになかった場合は催促をして、それでもダメな場合は国税徴収法の手続きにのっとり進めて行くこととなります。

7番 伊藤秋雄 今の説明では、請求はしている。期限はいつまでですか。この中身みると納入は未だ

にありませんとあります。

町民課長 小野良幸 今月10日が期限となっております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に日程第4、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 町長の施政方針を終わります。
次に日程第5、教育長の町教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江島廣 (教育長の教育施政方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これにて教育長の施政方針を終わります。
次に日程第6、議案第4号から、日程第22、議案第20号までの17議案を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の概要と提案理由について、平成25年度補正予算関係からご説明申し上げます。始めに

議案第4号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について

補正予算書、1ページ、歳入歳出にそれぞれ9億2,609万2千円を追加し、歳入歳出の総額を37億593万6千円としております。

この度の補正は、主に今年度において交付決定された事業及び実績見込みによる補正額の計上としております。

それでは、歳入歳出の主なものを、ご説明します。

歳入では、11ページ、地方交付税の普通交付税に、2億3,753万3千円の大幅な追加をしております。

13ページ、国庫支出金・国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金に、373万7千円を追加し、保育所運営費負担金は340万8千円を減額しております。

国庫補助金の社会資本整備総合交付金事業は交付金の配当額確定により1,130万円を減額しております。

15ページ、県支出金・県補助金の木造公共施設等整備事業費補助金に1億8,738万円を、地域の元気臨時交付金に1億4,990万4千円を、あきた未来づくり交付金に2億円をそれぞれ追加しており、いずれも未来づくり協働プログラム事業に対する補助金で繰越明許費の財源としております。

17ページ、繰入金の財政調整基金繰入金は、財源の確保が出来たことから、全額の1億円を減額しております。

前年度繰越金には、繰越金全額を計上、1億4,462万2千円を追加しております。

19ページ、諸収入・雑入の秋田県後期高齢者医療広域連合負担金には、平成24年度の療養給付費負担金の精算による返還金723万円を追加しております。

町債の次期県総合防災システム整備事業債は380万円の減額としております。また、県振興資金貸付金の1億1,580万円の追加は、湖東総合病院の建設事業補助金分として無利子で借り入れるものです。

歳出の主なものは、21ページ、総務費・一般管理費の退職手当組合特別負担金に585万5千円を追加しております。これは、平成24年度支払分までは次年度の予算で支払っていましたが、25年度支払い分からは当該年度で支払うことになったためです。財産管理費の積立金には、財政調整基金積立金に2億96万9千円、減債基金積立金に1,902万5千円、八郎潟町がんばれふるさと基金積立金に161万5千円など、総額2億2,193万1千円を追加しております。

23ページ、自治振興費には、生活バス路線維持費補助金として137万5千円を、湖東総合病院建設事業補助金として1億1,694万4千円をそれぞれ追加しております。

企画費には、未来づくり協働プログラム事業として、情報交流施設建築工事監理業務

委託料に1千万円を、同工事費に6億3,650万円をそれぞれ追加し、繰越明許費としております。

27ページ、民生費・社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金等の確定により55万円を追加しております。

医療給付費・福祉医療費の県補助分133万円の追加は、当初見込みより該当者が増加したためです。

障害福祉費の障害者自立支援システム改修委託料283万5千円の追加は、4月からの制度改正に対応するためのシステム改修費で、2分の1が国から助成されます。

29ページ、扶助費の自立支援給付費は、居宅介護や生活介護等のサービス利用者の増によるもので、747万3千円を追加しております。

老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には、66万8千円を追加しております。

31ページ、児童措置費の保育所運営費負担金831万円の減額は、入所者数の減少によるものであります。

衛生費・予防費の委託料は、風しん予防接種・子宮頸がん等ワクチン接種が当初見込みより下回ったことから、総額で168万7千円を減額しております。

33ページ、母子衛生費の未熟児養育医療費は実績見込みにより142万8千円を減額しております。

35ページ、農林水産業費・農地費の県営造成施設突発事故復旧支援事業補助金38万9千円の追加は、八郎潟土地改良区管内のパイプライン施設の漏水修理に伴うもので、総事業費の10%を町が補助するものです。

37ページ、林業振興費の局所防災事業工事費には80万円を追加しております。これは、昨年9月の台風18号の影響により発生した、真坂石塚地区の土砂災害関係であります。12月補正予算で県補助金160万円を含め総額230万円の予算措置をし、入札は去る2月12日に執行されましたが、積雪や短い工期・資材の高騰などにより、不落となりました。この県補助事業は年度内完了が条件であり、越明許費は認められていないことから、町単独事業で実施するために不足額を追加するもので、繰越明許費としております。

39ページ、土木費の道路維持舗装費の調査測量委託料149万円の減額は、請負差額によるものです。

社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事費1,348万7千円の減額は、交付金の配当額確定により減額しております。なお、補正後の総額9,331万1千円のうち、道路敷購入費・物件移転補償費73万5千円を繰越明許費といたします。

公共下水道事業特別会計繰出金は、1,807万9千円を減額しております。

また、消防費・常備消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金については、負担金の確定に伴い501万8千円を減額しております。

41ページ、災害対策費の次期県総合防災システム整備事業費負担金につきましても、負担金の確定に伴い380万9千円を減額しております。

教育費・教育助成費の学校給食費助成金は、要保護・準要保護児童生徒分など229万1千円を減額しております。

47ページ、保健体育総務費には、スポーツ少年団派遣費補助金として、剣道スポーツ少年団とレスリングスポーツ少年団分として、35万1千円を追加しております。これは、剣道スポーツ少年団が今月29日から茨城県水戸市で開催される「第55回全国選抜少年剣道錬成大会」に出場が決定しており、指導者1名、団員7名の計8名分を、レスリングスポーツ少年団については、今月、八戸市武道場で開催される東北大会への出場が見込まれることから、指導者1名、団員7名の計8名分を派遣費補助金として追加するものです。

49ページ、公債費の利子は償還額の確定による差額分92万3千円を減額しております。

以上が、一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

議案第5号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

53ページ、歳入歳出にそれぞれ897万2千円を追加し、歳入歳出の予算総額を7億7,236万2千円としております。

歳入の主なものは、59ページ、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金を449万円、保険財政共同安定化事業交付金を986万9千円、それぞれ減額しております。また、一般会計繰入金については55万円を、前年度繰越金については、2,271万2千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、61ページ、今後の見込みにより、後期高齢者支援金を817万

2千円減額しております。

また、63ページ、償還金には平成24年度の精算分として総額1,681万2千円を追加しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第6号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について
一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
65ページ、歳入歳出にそれぞれ6,376万5千円を追加し、歳入歳出の予算総額を3億5,821万4千円としております。

歳入の主なものは、71ページ、使用料の滞納繰越分に50万円を追加し、国庫補助金を25万円減額しております。

また、一般会計繰入金は1,807万9千円を減額しております。

前年度繰越金には499万4千円を、町債には流域下水道事業分として160万円をそれぞれ追加しております。

県貸付金には、県振興資金貸付金として、7,500万円を追加しております。これは、民間資金からの既発債の借り換えをするためのものです。

歳出の主なものは、73ページ、秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金に167万9千円を追加しております。これは、国の補正予算に伴う追加分であります。

下水道維持管理費の負担金補助及び交付金には、流域下水道維持管理負担金及び同汚泥焼却維持費負担金を合わせ、231万円を追加しております。

公債費・元金の長期償還金には6,581万3千円を追加しております。内訳は、今回実施する資本費平準化債6件分の借換に伴う、繰上げ償還金として7,513万3千円を追加し、また昨年度実施した14件分の借り換えに伴う定期償還分の差額932万円を減額しております。

利子についても、昨年度実施した借り換えに伴う繰上げ償還14件分の差額389万6千円を減額しております。また、今回の借り換えによる利息軽減効果は、約375万円であります。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第8号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

75ページ、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ210万8千円を追加し、歳入歳出の予算総額を8億369万3千円としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出にそれぞれ32万2千円を追加し、歳入歳出の予算総額を254万7千円としております。

歳入の主なものは、81ページ、国庫支出金の国庫補助金に、介護保険者システム改修事業費補助金23万3千円を含め、総額で30万2千円を、一般会計繰入金には、総額で66万8千円をそれぞれ追加し、前年度繰越金を3万3千円減額しております。

歳出の主なものは、85ページ、総務費の一般管理費にプログラム修正業務委託として46万8千円を、高額介護サービス費には120万円をそれぞれ追加しております。

91ページ、サービス事業勘定の保険事業勘定繰出金には32万2千円を追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第9号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

93ページ、資本的支出を129万円減額し、資本的支出の予算総額を4,369万6千円としております。

この度の補正の内容ですが、97ページ、配水施設整備費の工事請負費を45万円、営業設備費の量水器購入費を84万円それぞれ、実績により減額しております。

以上が、上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、条例関係の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第10号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための、消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を

行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、関係条例の所要の整備をするものであります。

議案第11号 八郎潟町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法が改正され、これまで同法に定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令を参酌して条例で定めることとされたため、規定を整備するものです。

議案第12号 八郎潟町課設置条例の一部を改正する条例について

少子高齢化が急速に進む中で、福祉・保健・医療・介護の事務量が增大しており、事務執行管理体制を強化するため、現在の「福祉課」を「福祉課」と「保健課」に機構改革し、住民サービスの向上を図るものであります。

続きまして、平成26年度各会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

議案第13号 本町の平成26年度一般会計予算案は、予算書、1ページ、歳入歳出予算の総額を27億1,919万1千円とし、前年比1億9,615万7千円、7.8%の増としております。

歳入の概要ですが、町税、財政調整基金の取り崩しなどの自主財源が総額で7億796万7千円、前年度比で1.5%の増としております。また、地方交付税、国庫・県支出金などの依存財源については、総額で、20億1,122万4千円、前年度比で10.2%の増としております。これは、社会資本整備総合交付金や再生可能エネルギー導入事業補助金等の増によるものが主な要因であります。なお、基金の取り崩し後の財政調整基金の残高は約16億7,100万円となります。

歳出の概要ですが、義務的経費が総額で、12億2,731万2千円、前年度比で2.7%の増で、扶助費が7.1%、公債費が6.7%とそれぞれ増となり、人件費は2.8%の減となっております。

消費的経費は総額で、8億9,613万4千円、前年度比で9.4%の増で、物件費が10.8%、補助費等が11.5%とそれぞれ増となっているものの、維持補修費は48.9%の減となっております。

投資的経費は総額、2億2,109万3千円で、普通建設事業の道路整備事業や再生可能エネルギー関係工事の増額により、前年度比81.3%の大幅増となっております。それでは、予算の主なものを説明いたします。

9ページ、歳入では、町税に4億7,857万5千円を計上し、前年度比181万3千円の減額としております。

地方交付税については、普通交付税・特別交付税合わせて13億3,000万円としております。

国庫支出金には、2億5,822万4千円を計上し、前年度比5,329万8千円の増額としております。これは、障害者自立支援給付費負担金・臨時福祉給付金給付事業費補助金・社会資本整備総合交付金事業等の増額が主な要因であります。

県支出金については、2億2,290万円を計上し、5,657万2千円の増額としております。これは、再生可能エネルギー導入事業費補助金・国民文化祭主催事業交付金等によるものです。

繰入金には、財源不足を補うために財政調整基金から1億円を取り崩すなど、総額で1億161万7千円としております。

町債については、普通交付税の代替財源となります臨時財政対策債に1億1,000万円を、次期県総合防災システム整備事業債には280万円を計上してしております。

諸収入には、4,728万7千円を計上し、870万8千円の増額としております。これは、現在改築工事が進められている、湖東総合病院前の県道整備工事に伴う、防火水槽移設補償金899万3千円によるものです。

なお、歳入の詳細については、12ページ以降に記載してあります。

次に歳出の主なものを説明いたします。

40ページ、議会費では総額で6,205万7千円とし、前年度比35万円の増額となっております。

51ページ、電子計算費・備品購入費の382万4千円は、今年4月8日をもってWindows XPのサポートが終了し、セキュリティに問題が生じる事から、基幹系システムで稼働しているパソコン30台を買い替えるものです。

また、負担金補助及び交付金には、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金として、1,586万7千円を計上しております。これは9月29日から利用開始する町村電算システム共同化の負担金で、新年度は住民基本台帳システム・住民税システムなど基幹系32システム、人事給与システムなど内部情報系6システムの、合わせて38システムを共同化するものです。

53ページ、自治振興費の委託料には、デマンド型乗合タクシー運行委託料として、185万3千円を計上しております。また、負担金補助及び交付金には、湖東総合病院建設事業補助金として、139万8千円を計上しております。これは、湖東総合病院改築に伴う駐車場整備に係る補助金です。

55ページ、企画費の工事請負費には、街路灯設置工事費として、1,817万円を計上しております。これは、「再生可能エネルギー等導入事業」で実施するもので、災害時の避難施設9カ所に、蓄電池式LED街路灯を11基設置します。

59ページ、賦課徴収費の委託料には、固定資産標準地評価委託料・申告支援システム保守委託料など、総額で345万円を計上しております。

62ページ、秋田県議会議員一般選挙費には120万6千円を、八郎潟町農業委員会委員一般選挙費には、166万6千円をそれぞれ計上しております。

71ページ、民生費・社会福祉総務費の負担金補助及び交付金には、社会福祉協議会事務局職員設置費補助金1,999万5千円を、臨時福祉給付金の1,715万円は、4月から消費税率が8%へ引き上げられることから、所得の低い方への暫定的・臨時的に支援するもので、全額国庫支出金で賄われるものです。

国民健康保険特別会計繰出金には、3,208万5千円を、医療給付費の扶助費には、福祉医療費として、県補助分4,831万2千円、町単独分20万4千円をそれぞれ計上しております。

73ページ、障害福祉費・委託料には、「障害福祉計画・障害基本計画策定業務委託料として399万6千円を追加しております。また、扶助費の自立支援給付費には、身体障害者・知的障害者等の施設入所及び通所支援費として1億3,714万円を計上しております。

75ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金には、特別養護老人ホーム建設費元利償還金補助金として1,356万8千円を、介護保険特別会計繰出金には1億2,305万円をそれぞれ計上しております。

79ページ、老人福祉センター設置費には、管理運営委託料として300万円を計上しております。

81ページ児童福祉総務費・負担金補助及び交付金の「子育て世帯臨時特例給付金」550万円は、社会福祉総務費の臨時福祉給付金と同様、消費税率引き上げに伴う臨時的な給付措置で、全額国庫支出金で賄われるものです。

児童措置費の負担金補助及び交付金には、保育所運営費負担金9,442万9千円を含め、総額で1億117万3千円を、83ページ、扶助費には、児童手当6,972万円をそれぞれ計上しております。

89ページ、衛生費・予防費の委託料には、インフルエンザ予防接種委託料を含め、総額で789万9千円を計上しております。

母子衛生費の委託料には、妊婦健診委託料として、301万3千円を計上しております。これは、健診における経済的負担の軽減を図るため、必要な健診回数15回分を無料とするものであります。

負担金補助及び交付金の不妊治療費補助金の15万円についても、経済的負担軽減を図るための助成であります。

90ページ、保健対策事業費では、総額で141万6千円を計上し、自殺予防対策強化事業を実施します。町民全体の自殺予防として、各年齢層に対応した心の健康づくり講座や、臨床心理士によるカウンセリング相談を実施し、事業推進を図ると共に、自殺予防民間ボランティア団体に対するメンタルヘルスサポーター活動補助金に15万円計上し、相乗効果を図ります。

健康増進事業費には、各種健診事業、健康増進事業等、総額で1,764万1千円を計上しております。

95ページ、環境衛生費の負担金補助及び交付金には、湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として、438万3千円を、後期高齢者医療費の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金に7,189万5千円を、後期高齢者医療特別会計繰出金には、2,401万4千円をそれぞれ計上しております。

99ページ、塵芥処理費の負担金補助及び交付金には、八郎湖周辺清掃事務組合負担金を含め、総額で5,302万円を計上しております。

し尿処理費には、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,639万8千円を計上しております。

上水道費の投資及び出資金には、上水道整備事業出資金として49万3千円を計上しております。これは浄水場浄水本館建屋耐震化事業の実施設計に係る、補助基本額の4分の1を繰出基準により、出資するものです。

105ページ、農業振興費の負担金補助及び交付金には、農業夢プラン実現事業費補助金として265万円を計上しております。これは、秋田県が野菜生産拡大のため、特に力を入れている「えだまめ」と「ねぎ」の生産までの作業に必要な機械の購入費で、1法人と1個人に対し補助するもので、補助率は県が3分の1、町が12分の1であります。

農地利用集積促進奨励金の100万円は、農地を集積し効率的な利用の促進を図るため、認定農業者を対象とし予算の範囲で交付するものであります。また、経営所得安定対策推進事業費補助金には320万円を計上しており、町地域農業再生協議会に対し補助するものです。

農地費の工事請負費には、真坂石塚ため池 道路舗装工事費として320万8千円を計上しております。これは、降雨時に雨水が砂利道を流れ、県道に大量の水が流出することから、その改善工事であります。

106ページ、農村環境改善センター管理運営費には、総額で837万8千円を計上しております。

111ページ、商工費・商工振興費の負担金補助及び交付金には、商工振興事業費補助金251万円を計上しております。若者イベント実行委員会補助金80万円は、地域の活性化と賑わい創出のために継続助成いたします。貸付金の秋田県信用保証協会貸付金は、前年度と同額の1,400万円を計上しております。

113ページ、観光費の負担金補助及び交付金には、総額で646万4千円を計上しております。うち、一日市盆踊り補助金に453万円を、八郎潟町観光協会補助金に169万8千円を、それぞれ計上しております。

115ページ、土木費・土木管理費の負担金補助及び交付金には、県単急傾斜地崩壊対策事業負担金として100万円を計上しております。これは、昨年9月の台風18号で被害がありました、浦大町脇平地区における土砂崩れの復旧工事に対する負担金です。

117ページ、土木費・水路等管理費・委託料の調査測量委託料358万6千円は、冠水被害解消に向けた原因調査・現状把握のための費用です。

道路維持舗装費には、町内会からの要望や、危険箇所の改善を図るため、総額で2,128万8千円を計上しております。

118ページ、社会資本整備総合交付金事業には、町道旧秋田八郎潟線・町道中央線などの道路舗装修繕工事、除雪の賃金及び委託料などを含め、総額で1億4千万5千円を計上しております。

121ページ、住宅管理費には、「川崎団地」と「まちなか中央団地」の外壁等が、老朽化により改修が必要となっていることから、各2棟、計4棟分の設計監理委託料に40万円を、工事請負費に800万円を、それぞれ計上しております。

123ページ、児童公園管理費・工事請負費のフェンス改修工事費207万4千円は、昼根下街区公園のネットフェンスが、腐食・破損していることから撤去し、新たに格子柵を設置するものです。

また、公共下水道事業特別会計繰出金には、1億7,760万9千円を計上しております。

消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金には、1億3,462万3千円を計上しております。

127ページ、施設費の委託料には、設計監理委託料として35万7千円を、工事請負費には、防火水槽建設工事費として863万7千円をそれぞれ計上しております。これは、歳入でもご説明しました、改築工事が進められている湖東総合病院前の県道整備工事に伴う、防火水槽の移設工事費用で、全額秋田県からの補償金で実施します。

129ページ、災害対策費のJ--ALERTシステム改修作業委託料には108万円を計上しております。これは、気象庁の特別警報発令に対応するための改修費用です。負担金補助及び交付金の次期県総合防災システム整備事業費負担金282万3千円は、秋田県が平成25.26年度の2カ年で整備する事業で、今後の大震災等に備え、高速大容量デジタル通信に対応するためのシステム整備に対する負担金です。

133ページ、教育費・教育助成費の、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料248万4千円は、昨年度実施した、子育て家庭へのニーズ調査の結果を基に、事業計画の策定を委託するものです。

135ページ、負担金補助及び交付金の学校給食費助成金2,451万円は、町内に住所を有する児童・生徒の保護者を対象に、教育の充実及び子育て支援を目的として、給食費を無料化するものです。扶助費の要保護及び準要保護児童生徒援助費には、183万1千円を計上しております。

教育施設環境整備事業には、小・中学校施設再生可能エネルギー等、導入工事設計監理委託料として156万円を、同工事費として3,700万円をそれぞれ計上しております。これは、「再生可能エネルギー等導入事業」で実施するもので、災害時避難施設となる、小・中学校に太陽光パネルと蓄電池等を設置するものです。

小学校費・学校管理費の賃金には、学校生活サポーター賃金6名分など、総額で1,001万4千円を計上しております。

137ページ、工事請負費のトイレ洋式化改修工事118万8千円は、各家庭のトイレが洋式に変わってきていることから、小学校低学年棟のトイレ4箇所を和式から洋式に切り替えるものであります。また、現在使用禁止としている、遊具4基の撤去費に43万2千円を、新たな遊具2基分の設置工事費に107万円を計上しております。

139ページ、備品購入費には、視覚的効果により児童の関心を高め、授業に積極的に参加させる効果が見込まれる社会科の「デジタル教科書」の購入を含み、総額で140万9千円を計上しております。

学校給食費には、給食調理場の各種修繕及び備品等を合わせ、総額1,260万9千円を計上しております。

140ページ、中学校費・学校管理費には、外国語指導助手賃金・吹奏楽部備品など、総額で3,607万9千円を計上しております。

142ページ、幼稚園費には、保育サポーター賃金、フェンス改修工事費等を計上しております。また、創立60周年記念の年となっていることから、式典費用・記念誌・記念品を含め総額で3,909万円を計上しております。

151ページ、公民館費の負担金補助及び交付金の「第29回国民文化祭八郎潟町実行委員会補助金」1,546万円は、本町で10月25、26日に「願人坊主が伝えた民俗芸能の祭典」を町民体育館、防災多目的広場の2会場で開催するための実行委員会への補助金です。

図書館費には、図書館司書1名の賃金を含め、219万3千円を計上しております。

153ページ、青年婦人会館運営費には、中央児童館と青年婦人会館との間の側溝フェンスが腐食・劣化により倒れる恐れがあり、フェンス改修工事費として150万4千円を、また会館の玄関前が勾配で冬期間滑りやすくなっていることから、安全確保のため、手すり取付工事費として19万2千円をそれぞれ計上しております。

保健体育総務費には、町民体育祭事業費・チャレンジデー実行委員会への補助金・全県駅伝大会負担金など、スポーツ振興のための予算として、総額で1,894万3千円を計上しております。

157ページ、体育館管理運営費の委託料には、町民体育館耐震診断業務委託料として254万9千円を計上しております。

159ページ、中羽立公園体育施設管理運営費には、工事請負費の弁天球場スコアボードカウント表示改修工事費に79万5千円を計上しております。これは、カウント基盤の故障、カウント表示の変更により、試合に支障をきたしていることから改修工事を行うものです。また、中羽立公園施設下水道接続工事費として142万8千円を計上し、施設備品には、球場用AED購入費を含め27万2千円を計上しております。

161ページ、トレーニングセンター管理運営費の施設備品には、施設の充実を図るため、ウォーキング機器購入費を含め38万7千円を計上しております。

162ページ、公債費には、元金利子を合わせ総額で3億5,613万3千円を計上しております。なお、170ページ、町債の借入残高は、平成26年度末で31億2,833万3千円の見込みとなっております。

また、各項目に計上されている職員人件費の総額は、167ページに記載されております。総額4億2,617万7千円で、前年度比で994万円の減額となっております。

以上が、一般会計当初予算の概要であります。

議案第14号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

173ページ、歳入歳出予算の総額を7億1,100万6千円とし、前年度比433万6千円、0.6%の増としております。

182ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額で1億4,912万4千円を計上し、前年度比811万円の増額としております。

184ページ、国庫負担金に総額で9,563万3千円を、国庫補助金には総額で3,

727万4千円を、療養給付費等交付金には総額で4,084万8千円をそれぞれ計上しております。

186ページ、前期高齢者交付金には、2億1,391万2千円を、共同事業交付金には総額で9,830万7千円をそれぞれ計上しております。

188ページ、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業対応分の3,208万5千円を計上し、前年度繰越金を1,149万3千円としております。

194ページ、歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費に3億5,612万4千円を、退職被保険者等療養給付費に4,121万1千円をそれぞれ計上しております。

196ページ、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に4,080万5千円を、198ページ、後期高齢者支援金等では、総額で8,603万3千円を、200ページ、介護納付金では、4,230万5千円を、共同事業拠出金では、高額医療費拠出金に1,935万5千円を、保険財政共同安定化事業拠出金には、8,151万9千円をそれぞれ計上しております。

以上が、国民健康保険特別会計予算の概要であります。

議案第15号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

209ページ、歳入歳出予算の総額を6,454万5千円とし、前年度比117万5千円、1.9%の増としております。

214ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で4,040万円、一般会計繰入金には、総額で2,401万4千円をそれぞれ計上しております。

219ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、6,199万9千円を計上しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

議案第16号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計及び農業集落排水事業特別会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条及び7条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

223ページ、歳入歳出予算の総額を3億2,560万7千円とし、前年度比では、3,087万5千円、10.5%の増としております。

予算増加の理由としては、農業集落排水事業が処理施設廃止により、公債費の元利償還金などを公共下水道特別会計で引き継ぐためであります。

228ページ、歳入の主なものは、下水道使用料に7,144万3千円を、繰入金に1億7,761万円をそれぞれ計上しております。

230ページ、下水道整備事業債は、総額で7,650万円としております。

233ページ、歳出の主なものは、公共下水道事業費の委託料に下水道台帳作成業務委託料として590万円を追加しております。これは、旧農業集落排水区域を公共下水道へ接続した路線分を台帳作成するためのものです。工事請負費に、うたせ苑を下水道に接続するための工事費、1千万円を計上しております。下水道維持管理費には、総額で5,717万円を、236ページ、公債費には、総額で2億3,523万2千円を計上しております。うち農業集落排水分は元金1,500万6千円、利子591万6千円の合計2,092万2千円であります。

以上が、公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第18号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計予算について

243ページ、歳入歳出予算の総額を1千円としております。

246ページ、歳入では、前年度繰越金に、248ページ、歳出では、他会計繰出金にそれぞれ1千円を計上しております。

これは、さきほど公共下水道事業特別会計でご説明いたしました、農業集落排水事業特別会計の廃止に向けた清算のための計上であります。

以上が、農業集落排水事業特別会計予算の概要であります。

議案第19号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

251ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を7億7,417万7千円とし、前年度比では5,132万6千円、7.1%の増としております。また、介護サービス

事業勘定の歳入歳出予算の総額を250万2千円とし、前年度比では27万7千円、12.4%の増としております。

258ページ、歳入の主なものは、介護保険料として総額で1億1,597万4千円を計上しております。

国庫負担金には、総額で1億2,744万8千円を、260ページ、国庫補助金には、総額で6,471万5千円を、支払基金交付金には、総額で2億1,235万2千円を、県負担金には、1億769万5千円をそれぞれ計上しております。

264ページ、一般会計繰入金には介護給付費分を含め、総額で1億2,305万円を、基金繰入金は財源不足を補うため、介護給付費準備基金を取り崩して1,000万円を、それぞれ計上しております。

また、前年度繰越金は、701万6千円としております。

271ページ、歳出の主なものは、認定審査会共同設置負担金を428万5千円としております。272ページから274ページの介護サービス等諸費には、総額で6億4,132万4千円、同ページから276ページの介護予防サービス等諸費には、総額で2,005万1千円、高額介護サービス費には、1,630万円をそれぞれ計上しております。

278ページ、特定入所者介護サービス費には4,200万円を、282ページの介護予防ケアマネジメント事業費には、総額で1,532万5千円をそれぞれ計上しております。

284ページ、基金積立金の介護給付費準備基金積立金は、500万円としております。これは、今後急激な給付の伸びにより、財源不足が生じた場合に補てんするものです。

以上が、介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第20号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計予算について

297ページ、平成26年度の給水予定戸数を2,657戸、総給水量を前年度より2.7%少ない55万2,900立方メートルと見込んでおります。

収益的収支のうち収入の主なものは、315ページ、水道料金の1億4,237万1千円であります。

収益的支出の主なものは、317ページ、高度浄水処理施設のオゾン発生器等の施設機械設備の保守点検費用として409万3千円を、319ページ、同処理施設の活性炭交換費用として1,717万2千円を、動力費に浄水場の電気料として1,518万円を、薬品費に総額で562万2千円を、配水及び給水費の委託料には、管路台帳図データ化業務委託料として220万5千円をそれぞれ計上しております。323ページ、有形固定資産減価償却費には5,690万円を、企業債利息には1,080万7千円をそれぞれ計上しております。

325ページ、資本的収入には、浄水場本館建屋耐震化事業分として、一般会計出資金49万3千円を、国庫補助金として65万8千円をそれぞれ計上しております。

また、資本的支出には取水浄水施設整備費の委託料に、耐震化事業に伴う実施設計業務委託料として、271万1千円を、企業債償還金には、総額で3,939万円をそれぞれ計上しております。

以上が、上水道特別会計予算の概要であります。

以上の各会計について、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 それではここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後0時2分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第6、議案第4号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 真坂石塚地区の局所防災事業についてお聞きしたいと思うんですけども、災害復旧は

色んなのがありまして、例えば農地災害であれば、農家の作付け再開、生活がかかってますから作付け再開まで急いだり、道路災害であれば、仮復旧したりしてやるんですけども、今回の石塚地区であれば民家の裏手でありました。またいつ崩れるか、当事者にとっては不安で眠れなかったんでないかな、という気がします。であれば、12月13日に予算が議決しておりましたので急いで執行すれば12月20日頃に入札かけれるのでなかったかという気がしますけれども、にもかかわらず2月12日の入札というのはいかにも遅れた、町民の不安を払拭するにはあまりにも遅すぎた気がしているんですけども、遅くなった理由をお願いします。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。真坂石塚地区の局所防災につきましては、昨年12月に県議会で議決を受けた予算でございます。それ以降に事業申請をいたしました。一度、県の審査の関係で登記が畑であったということがわかりまして、非農地証明が必要だということで、一週間ほど遅れたことは確かであります。なお、補助金関係もございましたので、県の指導に従いまして事業の方進めさせていただいております。県からの事業交付決定が2月3日でありました。それ以降に関しまして設計審査等進めてまいりまして入札行ったわけですけども、冬期間であったということ、それから工期が短かったということで、町長の説明にもありましておとり不調に終わってしまっております。なおこの件に関しては、繰り越しまして来年度早々に着手したいと考えております。

4番 石井清人 交付決定があつて着工するんですけども、補助事業では内示を受けた段階で事業着手ということになるんですけども、内示はもっと早かったのではないか。内示を受けてやるということではできなかったのか教えて下さい。

産業課長 加藤貞憲 内示というよりも、12月議会で議決の予定だということは県の方からは報告がありました。ただし事前着手については、待つてほしいということでしたので、その指導に従って進めてまいりました。

4番 石井清人 2月12日の入札、不調になったんですけども、再入札という手順はできなかったのか、もし入札かかってれば、雪が多くて難儀するとか 明許の繰越と事後の繰越とでは情状酌量が違ってて、あるいは補助が該当なかったのかなという気がするけれども、その再入札まで持ち込むことはできなかったのかなと思います。

産業課長 加藤貞憲 ご質問にお答えいたします。再入札については、あまりにも期間が短い、例えば設計をもう一度やり直す、それから業者を選定し直すなど色々ありまして、ただでさえ工期が短かったものがもっと短くなるということで、今回の入札に関しても冬期間であるということと、工期が短いというのがかなりネックであった、ということをお業者の方から伺いましたので、そういうことであれば尚更そういう状況がもう一度ありえるのではないかとということで、判断いたしました。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

11番 近藤美喜雄 今の関連で私もよくわからないので、ちょっとお聞きしたいと思います。今話した流れの中で入札を2月12日に行つて不落になって取りやめたという形になったわけで、県費を返し町のお金でやるよ、繰越をするということなんだけど、ここに書いてある理由からすると、雪が降ったことなどで工期が短いということが理由になっているけれども、ここで80万を足して繰越するというのは、不落になった理由として書いてあることと少し違うのではないかと思うんですけども、そこら辺教えてください。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず12月12日の不調でございますが、町内業者6者を業者として定めて入札に挑みました。そのうち5者が辞退いたしましたので1者で入札を行いました。1回目で予定価格を下回ることがありませんでしたので、2回目の再入札を行う時点で残った1者が辞退届けを提出いたしました。それで不調という結果になっております。今回の補正でまた追加をお願いしている部分でありますけれども、これは消費税が8%になるということと、4月からの建設単価が上がるのではないかと、また資材単価も確実に毎月のように上がっておりますので、設計上は県の審査も受けておりますので設計はいいんですけど、そういう単価の上昇に対応できるように、また工事が始まってからこれがダメであったということが無いようにという

ことで、追加をさせていただいております。

8番 北嶋賢子 関連の質問ですけれども、町内会で3月2日に総会を行いました。その中で今回不落だったということを、すごく残念に思っていました。役員も新しく替わりましたので、新しい役員の中から改めて要望があがってくると思います。その時は対処お願いしたいと思います。

議長 三戸留吉 これは答弁いらないですね。
他にありませんか。

7番 伊藤秋雄 先程午前中の説明の中で、民生費の社会福祉、3款1項3目の20節29ページ、自立支援給付金7,473千円、増額になっておりますが、説明の中では居宅介護や介護サービス利用増によるものであるとありますが、これは年々増えてきているものか、それとも前もって予算を多く取ってあったのか、説明をお願いします。
それから3款2項2目19節31ページ、負担金補助及び交付金で保育所運営費負担金、8,310千円減額になっております。これも説明の中では、入所者の減少とありましたが、何人くらい減少になったかと、年々減ってきてるのかを説明をお願いします。

福祉課長 落合智 伊藤議員さんにお答えいたします。自立支援給付費の7,473千円の増額についてでありますけれども、こちらについては利用者さんが増えたことが1番の理由でございます。色んなサービスありますけれども、人数にしては4名程増えておりまして、そういった方々への給付が増えたということです。
31ページの保育所運営費負担金でありますけれども、年間で130人分、月で11人くらい減ったということでの減額となっております。今後の見込みにつきましては、それぞれ時々で変わってくるかと思っております。

議長 三戸留吉 他にありませんか。
質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第7 議案第5号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第5号についての質疑を終わります。
次に、日程第8 議案第6号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。
次に、日程第9 議案第7号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。
次に、日程第10 議案第8号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第4号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。
次に、日程第11 議案第9号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。
次に、日程第12 議案第10号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第11号 八郎潟町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。
次に、日程第14 議案第12号 八郎潟町課設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。
次に、日程第15 議案第13号 平成26年度八郎潟町一般会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 伊藤秋雄 今回の一般会計の支出を見ますと、昨年度は全く無かったんですが、今回職員の給与の中に社会保険料が入っております。一般会計の方総額計算したら5,123千円くらいあります。これは主に臨時職員にかけるものだと思います。これは昨年までなかったもので、これは町単独でやるのか国の条例が改正されてやったのか、そこ辺り詳しく説明をお願いします。

副町長 智田邦英 私、本年こちらの方に来て予算書の内容を詳しく検討させていただきました。そうした中で従来、例えば都道府県それから市町村の中では、社会保険料も事業主負担分は共済費でまかなうということになっておりましたけれども、本町では19節の負担金で区分しておりましたので、そこはきちんと共済費の中でみるというかたちにし、科目の移動を進めております。

議長 三戸留吉 詳しくは委員会をお願いします。他に、5番 加藤千代美君

5番 加藤千代美 私からは大きな3点です。今回の予算を見ると、副町長おっしゃったように予算の組み替えが非常に多い。前年度までなかった人件費が入ってきたり、組み替えの理由を聞きたい。

2点目、基本的なことなんですが、町長にお聞きしますが、従来の地方自治法第2条には、基本構想をたてることになっていました。平成23年度から自治法が改正になって、たてなくてもいいことになりました。しかし、町独自で基本計画、基本構想をたてなければいけないという、命令ではないですけども、そういう方向性になっているようです。そこで、この町には町の全体的な未来像を描く基本構想が一つあります。もう一つは、25年3月に作られた都市計画マスタープランというのがあります。だけれども、その中に付随する予算計画が一つもありません。職員に聞きますと、平成17年と18年に合併協議会がありました。その時の財政計画が基本になっているという話でした。その資料持って来ましたが、これは町政座談会の中で財政計画について説明しております。こういうものと突合して「駅前ぎわい・ふれあい・元気プロジェクト」が、できているわけです。

しかし、昨年度できた八郎潟都市計画マスタープランをみると、商店街の発展というのは、現在ある商店街通りを中心とするということを書いてあります。24ページに書いてあります。その中には、「公共・公益地区として、このような施設が役場周辺にコンパクトに集積し、それら施設を町民の活動の拠点となるよう、それぞれの施設の機能維持や活用促進を図る。また本町の文教的な拠点となるよう」云々・・・とあります。

また商業地域についてはこういう事を書いてあります。「この沿道は町民の日常生活を支える商業機能として、商業施設やその他賑わいを創出する施設の誘導などにより、その機能を強化し商店街の活性化を図る」こういう文書が、去年の3月にできているプランなんです。

私が言いたいのは、予算計画もでてない、二つの連動性もない、その観点は一体どうなっているのか、これをまず聞きたいと思います。何よりも大切なことは、前段で申し上げたとおり、平成17年に作った予算を26年度と対比してみました。大幅に変わっています。大幅に変わっているのに、なぜ見直しを図らないでこういう予算を計上するのか、その辺をお願いします。

更に、八郎潟町が独自で基本構想の見直しを23年にたてている訳なんですが、今回の予算でこれを基本としたいいわゆる地方自治法に縛られないで町独自で計画を練った場合の独立性の予算というのが、今回の予算の中にどれ程入っているのか説明願います。

次に細かい部分にいきますが、24年度の決算と25年度の予算と26年度の予算を比較してみました。そこで気がついたことが一つあります。非常に繰越明許が多い、24年度は7.2%です。25年度26年度はどれくらいなのか、それを聞きたいと思います。

もう一つは、繰越額が毎年56,000千円くらい不用額がでております。その不用額の中身をみると、ほとんど需用費、多い所では1,000千円もあります。26年度の予算をみると、ほとんど同じかたちで予算が計上されております。何のための決算をやって、何のための予算を執行しているのか、その辺を詳しく説明願いたいと思います。

それから26年度一般会計当初予算の中で、地方債現在高というのがあります。一つ聞きたいのは、地方債にも色々あります。銀行から借りるもの、国から借りるもの、それから縁故債そういうものがあります。その起債の内容はどうなっているのか、26年度の中身の中で、これは今すぐには無理だと思うので、委員会始まるまでにその資料をもらいたいと思います。そして縁故債、銀行の金、国の金借りた場合に、どういう相違点があるのか、町はいかにしてお金を支払うのか、そこを明示願いたいと思います。後で資料をもらいます。

資料提供お願いしたいのは、国民文化祭を始め色々な研修あるわけなんですけど、研修にいった時の、町長始め職員も行っていると思います。その時の復命書の提出もお願いします。なぜかと言えば予算にどれくらい反映されているか、ということを確認したいと思います。

次に、今日午前中に説明ありました施政方針演説の中で、3ページのニャンパチの事なんですけど、議会では1月15日の臨時議会の中で、せっかく町で予算をかけて作ったのだから大いに啓蒙しましょう。その為には議長から率先して議員がバッチをつけたらどうかという意見が出されました。その時の議論の中に、やはり町をアピールするためには、職員が率先して付ければいけないだろう。60万も予算使ってますので、そういうことをきちんと町長として職員に命令しているのか、我々が見たときに付けていない職員も多々おりますし、議員も付けていない人もいます。その辺の周知徹底どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

次に、教育長にお伺いします。3ページの下段の中に、軽度発達障害者等に対して、町では補助員つけると言っています。非常に良いことだと思います。ただ養護学校が今各地域に分散してできています。養護学校に歩かせた方が、その子どもの将来のためになっているのか。普通学校に入って子どもが卒業したあとに、その子どもに良かったとか、そういう追跡調査をしているのか、その辺をお伺いします。

それから総務課長にお伺いしますが、昨日お話ししたこと解りました。しかしもう1箇所、解ってると思います。そこも今お答えいただきたいと思います。

副町長 智田邦英 私の方から1点目の予算の組み替えの理由についてご説明させていただきます。加藤議員もご承知のとおり、町の予算につきましてはその執行歳出について議会費、総務費、福祉、建設といった形でそもそも使うべき分野、目的に従って予算化し、その予算がどういった方面に使われているかを明らかにしながら予算を組む、といったことが現実であります。ただ私25年度から予算を拝見させていただいて、ややもすればこの課が所管しているかとか、まとめて支出したほうが手間がかからないとか、やりやすいとか、そういった形での予算取りをしておったように見えましたので、その辺りをきちんと原則に従って組み替えるという形を進めさせていただいております。それが今回、組み替えを推し進めた理由でございます。

総務課長 渡部博英 加藤議員のご質問にお答えいたします。第5次基本構想については平成18年の4月に確定しておりまして、平成18年度から平成27年度までの10年間の基本計画、実施計画をさせていただいております。なお、平成23年3月には、基本構想の見直しを行いまして、平成22年度から平成27年度までの財政計画を定めた実施計画書を策定しております。

また本町は合併をせず、自立の道を歩むことになりまして、平成18年10月に平成17年度から平成26年度までの10カ年の自立計画を策定して、厳しい財政状況の中、事業を見直し人件費を中心に事務経費の削減を徹底的に行って参りました。自立計画に基づく事務経費等の大幅な削減によって、現在財政力も付きまして、財政を健全化できたと思っております。

加藤議員がご指摘の基本構想との整合性でありますけれども、平成26年度まで自立計画がまだ継続中であることから、前年同様に無駄のない予算計上を行っております。また、社会情勢の変化により、緊急性のあるもの、施設の老朽化に伴い、即座に対応し

なければならぬことなど、優先的に予算措置しておりますのでご理解下さるようお願いいたします。また来年度から駅前プロジェクトがスタートし、また湖東厚生病院の負担金等が発生いたします。4月からは過疎指定を受ける見込みであるため、過疎債を活用した事業実施も可能となりますので、自立計画が終わる平成26年度で財政計画を見直しまして、都市計画マスタープランとの整合性を持たせ、平成27年度中に確定、平成28年度から始まる第6次基本構想の実施計画あるいは財政計画に繋げていきたいと考えております。

それから3つ目の、繰越が多いということでもありますけれども、これにつきましては、需用費関係の光熱水費、あるいは修繕料等でごさいます、不測の事態に対処できるように、3月補正予算で更正しないで、そのまま不用額としている状態でごさいます。これによりまして不用額が多くなっている状況でごさいます。

それから、地方債の資料提供につきましては、委員会時に提供したいと考えております。

また、ニャンパチの件でありますけれども、これにつきましては職員に配付しておりますので、みんな付けているものと思っておりますが、もし付けてなかったとしたら課長会議等で指示して付けるようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから復命書については、提示してもよろしいですけども、それは一泊とかの研修分でもよろしいでしょうか。提示したいと思ひます。

町長 畠山菊夫 第5次基本構想、これ18年に作成しましたけれども、見直ししております。基本的には私も18年議員でありました。これを承認した以上は、これに沿った町政運営をしなければいけないということがあります。マスタープランもそうですが、ただ駅前の開発にしては、加藤議員さん前の議会でも県との整合性を強くおっしゃってございましたけれども、この施設に関しては確かに図書館をメインにした施設でごさいます。ただ立地場所、そしてまた将来は、直売所も併設する予定でごさいますので、教育施設が良いのかどうかの議論もありまして、駅前という結果になったわけでごさいます。いずれ26年度終了後にまた6次基本構想に向かっていきたいと思ひますので、それまでは基本的には第5次基本計画見直しの部分で取り組んでいきたいと思ひます。

教育長 江島廣 加藤議員さんにお答えします。養護学校あるいは秋田県きらり支援学校等に入学した子どもさんについての追跡調査は、特別してごさいません。ただ現在は、文科省の指示もありまして、インクルーシブ教育の構築というのがありまして、昔のように発達障害の程度の重症な者を、養護学校の方へという勧め方はしてごさいません。ですので子どもさんと保護者と、今度名称変わりますが、今まででいいますと心身障害児就学指導委員会というのをごさいます。来年度からは、教育支援委員会と名前が変わります。その中で、必要な子どもさんについて十分に相談をしながら、進学指導その他についてお話し合いをする、ということでもあります。

今回サポーター等を付けている子どもさんにつきましては、軽度発達障害という多種多様の障害でごさいます、特別重症なものではごさいません。ただ学校生活を進める上で、ある程度の支え支援、それを必要とする子どもさんのお世話をする、という風なことでサポーターを配置いたしております。最近は少子化で人数が減っているんですけども、軽度発達障害の軽い障害をもった子どもさんが、非常に増えておまして、特に26年度は2名増という形で進めておりますが、いずれにしても私の記憶の中では、今の小学生で歩行が非常に困難だということで、きらり支援の方に1年間だけ行って、2年から小学校に戻っている子どもさん、あと小学校卒業してから付属養護の方にいらっしゃる子どもさん、その他は中学校卒業後、公立高校等に進学が難しいので養護学校に進んでいる子どもさんが数名おります。

先程申し上げましたように、追跡調査的なものはしてごさいませんので、ご了解いただきたいと思ひます。

5番 加藤千代美 基本構想のことについてお伺ひしたのは、我々が物事を判断する為には、やはり基本構想、マスタープラン、財政計画を基にして対比しながら物事を判断する、予算との兼ね合いでも、そういう方向を向いて、その基礎データがないと、言葉悪く言えば、どんぶり勘定で予算やっているんじゃないか、そういう感じがあるわけです。やはり基礎データを基にしてどういう具合に町の財政が推移してきたか、また町が何処へ行こうとしているのか、そういうことを見るためにお話ししたわけです。

さて町長から答弁あったんですけども、第6次基本構想が26・27年のあたりにできるということであるので、その時に基本構想の中に財政計画も当然出てくると思ひま

す。一番言いたかったのは、財政計画というのはその年々で変わってくるわけです。それをきちんと把握して、我々に開示するものは開示する。その上で説明なさってくれることを、これから期待したいと思います。

そこで予算書の9ページを見ると、平成24年度の町民税、25年、26年度の町民税を比較してみますと、前年度よりは1,813千円減額になってます。24年度で比べると4億9千万の町民税があります。今年は4億7千万ですから2千万くらい違います。その原因はいったい何なのか。きっと過疎とも関連してくる問題だと思うんですが、その辺を説明願いたいと思います。

それから交付税なんですが、これも24年度の決算からみると減ってるんですけども、25年度の予算と比べると1億増える。その辺の理由、これを示してもらいたいと思います。

もう一つ気がついた事なんですが、産業の予算をみると105ページの中に、農業夢プラン実現事業費補助金とあります。豆の収穫をするものに機械を提供する、1法人1個人があります。ところが、昨年度まであった枝豆日本一に対する補助金、これが無くなっています。今秋田県で目指しているのは、経営所得安定対策と米政策の見直しの中に、畑作物直接支払交付金と米・畑作物収入に対して色々出しています。それとの兼ね合いでここ出したと思うのですが、もう枝豆については県の補助金は無くなったけれども、町では援助しないのか。転作の代表品種として施政方針にも書いてありましたけれども、枝豆とネギだとみてます。八郎潟町のカントリーのあそこに枝豆の工場ができてます。そういう兼ね合いがあったならば、町として県から昨年度「えだまめ日本一産地条件整備事業補助金」というのが1,170千円ありました。こういう予算は県の補助金がなくとも、町として所得を安定させるためにやるべきではないか。それからもう一つは、「重点品目産地づくり支援事業補助金」昨年度300千円あります。これも無くなっています。産業に結びつくこういう予算というのは、確保しておく必要があったのではないか、その関係についてお伺いします。

それからもう一つは、「農地利用集積円滑化事業補助金」と「農地利用集積促進奨励金」というの名目が違うのがあります。昨年度までは、「農地利用集積円滑化事業」というのがあって、これがなくなって「促進奨励金」これが出てきてます。去年は101千円、今年は1,000千円、この違いをお伺いしたいと思います。

それからもう一つですが、予算とはあまり関係ないことなんですが、私これ提出議案説明資料全部読みました。その中で腑に落ちない所があったので、一つ一つ予算をチェックしてみました。道路維持補修費について書いてあります。それから住宅管理費について書いてます。この書き方が一定していないんです。予算の節の総額を書いた140,000千円、住宅管理費になってくると実際に事業をやっている建設事業費、ここを書いているんです。この一貫性がない説明資料、私非常に悩みました。我々建設事業というと15を想定するわけです。それを足していいたら合わなかった。よく見たら頭を書いてある数字があったので、こういう文章を統一してほしい。非常に理解に苦しむところがあったので直していただきたい。

税務課長 田中敏裕 個人町民税でございますが、予算は昨年より多くなっておりますけれども、実際いま申告を受けてます。農業収入が黒字になる予想でしたが、実際黒字の方はめったにおらないです。実質は田んぼを貸してるほうが所得が残るという状態ですし、また昨年の年金収入は申告する人が昨年より2,3千円落ちたという状況ですし、年金収入も減っております。しかしながら給与所得がどうなのか、給与所得の中身の分析はしておりませんので、もしかするとそちらの方では伸びているかも知れません。そういうことを反映して予算を計上しました。

総務課長 渡部博英 地方交付税のご質問にお答えいたします。財政の説明会がありまして、県の試算によりますと市町村は3%減で予算にあげて下さいということでした。うちの方は平成25年度の見込額が1,349,876千円となっておりまして、それに3%減で97%かけますと、1,309,379千円となります。例年であれば予算割れしないように1,120,000千円を計上しておりましたけれども、昨年の議会でも加藤議員から過少計上ではないかとの指摘もあり、また平成26年度分については、歳出予算額に対して予算上で財源が確保できなくなる可能性がありましたので、予算割りをせず、かつ財源確保のために12億円を見込んでおります。また特別交付税に関しましても、例年であれば110,000千円計上しておりましたけれども、普通交付税を同じ理由として130,000千円を見込んで計上してございます。

それから議案の説明資料についてでありますけれども、総務課の方で作成してござい

して、統一するようにいたしますのでよろしくお願ひいたします。

産業課長 加藤貞憲 予算書105ページの、負担金補助及び交付金のところですけども、農業夢プラン実現事業費補助金ということで、2,650千円を計上しております。加藤議員さんご質問の枝豆、ネギ等についてのご質問でございましたが、新年度、秋田県では夢プラン実現事業と枝豆日本一、それから美人ネギについて一本化するということで、それで本町では、夢プラン実現事業ということで一本で計上しております。それと県単補助金でありました、重点品目産地づくり交付金の件でございますが、これについてはまだ県の施策を私も確認してございません。6月補正でも対応できると考えておりましたので、今回は計上しておりません。

農地利用集積促進奨励金と円滑化事業費の違いでございますが、農地利用集積促進奨励金は町単事業でありまして、認定農業者が国の規模拡大加算に該当しない利用集積等に対して、町単で補助金を出しておりました。それと円滑化事業費に関しましては、国の規模拡大加算に該当し、かつ県単規模拡大に該当した方への補助金であります。町と県の補助の違いであります。

5番 加藤千代美 私が申し上げたのは、農業夢プラン実現事業費補助金、この組み合わせ、どういう風に組み合わせるとこういう額になったのですか。県から補助金が出なくとも、枝豆とかネギを奨励するのであれば、町単でも補助金を出していく必要があるのではないかと、ということで質問してるわけです。国・県から補助金きたものを、そのままやるというのは、垂れ流しと同じで町の独自性がないわけです。やはり町として先見になってやりたいというのであれば、何らかの補助金を加算して、より多くの農家はその方向に向くように指導するのが行政の役割だと思うわけです。その点についてお伺いします。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。ただいまの農業夢プラン事業の補助金に対して、農家を支援していくのであれば町単でも、ということでございましたが、新年度この農業夢プラン実現事業、県の1/3に町の嵩上げ分1/12をプラスして、今年度予算を計上しております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。委員会外の何点かお伺いしたいと思います。最初の4点は、教育課です。先程加藤議員さんに対する答弁で、学校生活サポーターがどんな仕事をするのかはわかりました。6人分として7,160千円との答弁がありましたので、それではサポーターを必要とする子どもが6人という解釈をしていいのでしょうか。

2つ目は、いま小・中学校合わせて講師の先生が何人いるのか、講師だから本採用になりたいと思って毎日頑張っているんだと思うのですが、人数を。

3つ目として、先程の説明の中で学年閉鎖、学級閉鎖インフルエンザのことがありました。これほどの子どもたちがインフルエンザに罹るということは、予防接種が必要だったのではないかと思います。

4つ目は、トイレの問題。低学年のトイレを洋式化するということがありました。実は孫が稲刈りで田んぼに行き、穴掘ってあげて「ここにきなさい」と言ったら、しゃがめなかったんです。いま洋式なものですから、和式を洋式にしなければいけないと思います。かつて大石校長先生が、今は自動で流してくれるから、流さないでトイレから出る子もいるから困った、という話をしていました。ですから低学年と言わず、この際全部洋式に直した方がいいと思います。まず教育課の4点お願いします。

教育長 江島廣 生活サポーター小学校で6名配置しております。軽度発達障害、程度色々ありますけれども6名だけではなく実際は10名ちょっとおります。ただ学年が進むにつれて、だいたい解消されてきます。非常に手のかかる低学年に手厚く配置し、1、2年生には各クラス1名、あと必要な子どもさんと、特別支援学級、来年度増えるわけですので、そちらの手助けを含めながら、学年を跨いで何人かの方にお手伝いしていただくので、クラスで一人の子どもさんをみるのではなくて、2クラスみる方もいらっしゃいますし必要に応じて2学年みる場合もあります。これは学校の対応に工夫していただいて、その都度必要な子どもさんの世話ができるような形をとっていただきたい。これが生活サポーターの配置です。

2つ目の臨時講師の教員ですが、現在は中学校に1名だけあります。理科の臨時講

師ですが、昨年教員の方が急に休んだことと、途中で退職なさった方がおりまして、その場合には講師配置ということで1名。来年も別の教科ですけども、1名配置の予定です。

小学校の方に、先程お話しの中で申し上げました非常勤講師の配置ということは、県のその時々テーマがありまして、早期退職なさった方を県費で一週間最高29時間採用することができるということで、うちの方では町の中に早期退職した方が二人おりましたので、非常勤として頑張ってもらっています。

それからインフルエンザですけども、ほとんどの子どもさんは予防接種を受けております。受けないからインフルエンザになったとかではなくて、その時の子どもさんの健康状態のようです。それでもスポ少をお休みいただくとか、学校としての配慮は十分しておりますが、今回は小学校で罹患率が高かったということです。閉鎖する場合は、学校医の児玉先生と保健主事、校長と相談いたしまして、だいたい何人くらいの人数になれば閉鎖が望ましい、ということで委員会とも相談しまして閉鎖の日数を決めております。

トイレの洋式化ですが、前に一度、半分くらい小学校も直してあります。洋式の場合は場所とるわけです。和式よりは、低学年の方、生活様式変わって家で和式というの無くなってきて、洋式でないといけない子どもさんもいるので、特に低学年の場合は、休み時間ギリギリまで遊んで、我慢してから行くことも多い訳で、そうした時に洋式が少ないと困るので、いま1、2年生の棟を増やします。今年の予算ではそういうかたちです。高学年の方は、さほど不便を感じていないようですので、取りあえず低学年だけでもということです。これは昨年の教育振興大会の時にも話題になった経緯がありまして、来年度の当初に組んであります。

8番 北嶋賢子 ありがとうございます。あとは福祉課の方にお尋ねしたいと思います。71ページの臨時福祉給付金17,150千円、説明は消費税の増税に関連してとありましたけれども、どういった方に給付金が渡るのか。もう一つは73ページ、地域生活支援事業委託料2,541千円、これもどのようなかたちで、どこに使用するのかをお願いします。

福祉課長 落合智 北嶋議員さんにお答えいたします。始めの臨時福祉給付金につきましては、消費税8%に引き上げられたことにより、所得の低い方への負担を軽減するといったようなことと、給付対象者につきましては、26年度分の市町村民税が課税されない方が対象となっております。その後6月に確定をしますので、それ以降の対象者ということです。全員というわけではありませんで、そのうち非課税世帯で自身が扶養されている方、例えばお母さんを県外で扶養している場合、そういった方につきましては非該当となります。他に生活保護世帯についても非該当となっております。

給付額につきましては、給付対象者一人につき1万円です。加算がある方もおりまして、それにつきましては老齢基礎年金とか障害基礎年金などを受給されている方につきましては5千円の加算がございます。これと合わせてご質問にはございませんが、子育て世帯も臨時特例給付金というのもございます。こちらにつきましては、やはり同じように子育て世帯の全員に対して、子どもの数に対して1万円の給付というようなこともございます。

こちら臨時福祉給付金と子育ての臨時給付金につきましては、重複してはいただけませんけれども、最初に臨時福祉給付金該当者、その後でこれに漏れた子育て世帯というかたちでの対象者となっております。

それからもう一つ、地域生活支援事業委託料のことですけども、これにつきましては委託先というのが、更正施設であります山本更生会「大日寮」とか、男鹿更生会の「玉の池荘」、南秋福祉会の「よつば作業所」、そちらの方への委託でございます。南秋つくし苑さんの方にもございます。内容といたしましては、相談支援事業ということで知的相談の支援に対する事業に対しての委託、支援、よつば作業所でありますと、委託料ということでありますけれども、近隣5市町村からの委託料によって賄われている施設ということで、地域活動支援センター委託料としての支払いとなっております。

8番 北嶋賢子 ありがとうございます。最後なんですけども、これ総務委員会にかかると思うのですが、皆さんにも考えてもらいたいなと思って取り上げてみます。先程の町長の施政方針の中で、町民の安心・安全というのが何回もでてきました。他の町では、暴力団を排除している町があります。ところが、ここの町の川崎の住宅に、ちょっと問題のある人が住んでまして、あそこら周辺の人はいずれも心配してらんです。やはり町で対処が必要ではないのかどうか、恐らく委員会の方でも揉むと思いますけれども、問題を投げ

かけてみたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

11番 近藤美喜雄 簡単に3点ばかりお願いします。当初予算の全体の中で8%というのは考えようによっては大きいと思いますが、補助事業の関係だとは思いますが。ただその中で町税が減ってるわけですし、内訳をみますと例えば軽自動車とか、たばことか減るのは何となくわかるような気がします。ただ固定資産税の関係がちょっと解らないので、この点が一つ。

それから観光の関係です。予算書の113ページ委託料の中に、高岳山麓観光ルート整備事業というのがあります。これはいつ、どこで、どのようにこのルートを作ったものなのか、町が指定したものなのか、これを整備する事業として委託をするということなんですけど、計画の母体、町が主導してつくるのか、ここら辺お知らせください。

それからもう一点、117ページの土木の水路の関係、ここに3,586千円の調査測量委託ができました。これ非常に問題になる地域、例えば中嶋周辺とか問題になる場所があって、私たち話を聞いたり状況みたりしてますので良かったなと思ってますが、ただ基本的な考え方があって、それを中心にしてやるのか、そこら辺の考え方もあればお願いします。

税務課長 田中敏裕 固定資産税の伸びがないということですが、一つは土地の価格下落があります。それから償却資産の除却、残価価格が無くなってしまったことであります。ですから新しい償却資産を導入したりということが、あまり無いようですので、この二つが大きな要因であります。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。113ページの高岳山麓観光ルート整備事業についてですが、昨年度まで雇用創出事業でNPO法人浦城の歴史を伝える会がルート関係の整備をし、観光案内事業等を進めてまいりました。その事業と、町で委託をしておりました、「いこいの森管理委託事業」この2本をまとめて今回委託したいということで進めております。

11番 近藤美喜雄 そうすると、前にやった雇用創出事業でやった真坂に出るルートを町が指定して委託するという解釈でいいわけですか。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんおっしゃったとおり、浦城の歴史を伝える会が今まで整備してきた分と、町が今まで整備してきた部分と合わせて、高岳山麓一帯ということで整備を委託する予定でございます。

11番 近藤美喜雄 そうすると、終点は真坂で降りるあのコースという解釈ですか？

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのおっしゃるとおり、そのとおりであります。

建設課長 吉田久壽 昨年度から一般質問等で問題となりました幹線水路、主に寺沼水路、後沼水路等について流域面積を決めて流速を調査して、断面はもつのか、それからそれに対する事業費等を算出するという事です。

議長 三戸留吉 他にありませんか。ないようですので質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第14号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第15号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第16号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計へ

の繰り入れについての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。
次に、日程第19 議案第17号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。
次に、日程第20 議案第18号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。
次に、日程第21 議案第19号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。
次に、日程第22 議案第20号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 金一義 上水道に関して伺います。上水道に建設当初マイクロストレーナーというのを設置しています。マイクロストレーナーの今までの使用頻度、どういう状態の場合マイクロストレーナーを使ったのか。これなぜかという、あの当時マイクロストレーナーを付けるとアオコが除去できるとあります。遡上防止のためにフェンスも設置しております。毎月何十万かの費用が負担されているわけですが、そうするとマイクロストレーナーなるものが八百長でなかったか。私は反対だった一人でありまして、あれから何年経ってもマイクロストレーナーに関する規定、どういう状態の時使用したかなど、そういう規定が水道課できちんと定められておるのか、そこら辺お願いします。

建設課長 吉田久壽 マイクロストレーナーについては、大雨降ったり土砂等があった場合は、止めております。日常は回しております。

3番 金一義 その時のマイクロストレーナーが常時運転されているということであれば、いま私話した、当初、マイクロストレーナーというのがあるからアオコを除去できるんだということ、建設するとき議場の中で説明されております。それでもなおかつ毎年遡上防止のフェンス等を設置してるが、これいらんじゃないか。私の知ってる限りのマイクロストレーナーというのは、アオコを除去するためということではないはず。これは木の葉とか大きなものを除去するためのものであって、アオコそのものを除去する能力はないということがあったもので、大雨以外は毎日運転されているとなれば、目詰まり等が出てくるわけです。どんどん網目を小さくしたということでしたので、そこらの運転状況をどのように管理なさってるか。恐らくほとんど目詰まり、泥等あると思うのですが。これアオコ除去の役目をしているのか、オゾン処理は何のためにしてるのか、その辺2つお願いします。

建設課長 吉田久壽 目詰まり等はたまにあるわけですが、これについては職員が洗浄しております。オゾンの使用については、カビ臭の除去ということで使用しております。

3番 金一義 いまオゾンの使用はカビ臭とありました。そうするとアオコの臭いはカビ臭とは違うんですか。アオコは藻なんだけど、カビ臭の一種じゃないかと思うんですけど。
ではお聞きします。ストレーナーを運転した時の水のサンプル、運転しなかった時の水のサンプルをデータとして9月議会で提出してください。

議長 三戸留吉 他にございませんか。質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。
次に、日程第23 請願・陳情についてを上程します。お手元に配付しております請願・陳情文書表の陳情7件であります。提出された議案並びに陳情を、各常任委員会に

付託することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会室を報告させます。

事務局長 渡部広保 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。明日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞様でした。

(午後 2時52分)

平成26年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 平成26年3月6日(木)

議長 三戸留吉 おはようございます。
ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。
最初に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 おはようございます。4番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。
八郎潟町のテーマは、「町民と行政が手を携える町づくり」であります。町民と行政が対離することなく、同じ心で進んでいけば町民の幸せに繋がると思います。そういう視点で今回は質問いたします。よろしくをお願いします。
まず最初に、蔵書を増やすために図書寄贈運動を提唱します。
昨年からの話のあった秋田県市町村協働プログラムの事業が、本町では役場職員の活躍や町民有志の検討会を経てまとまりました。図書館をメインとして子育てホール、イベントホールを兼ね備えて近隣町村では見られない集客に期待できる施設として大いに期待しております。
以前駅前を歩いたとき、付近商店の方から「駅の乗降客も少なくなったような気がするし、人の往来がなくなってさびしい。賑わいがほしいものだ」と言われたことがあります。町の説明では年間図書館に50,000人、子育てホールに7,000人、イベントホールに4,400人の来客を見込んでいます。一日平均にすると168人です。町民の方がここを訪れることによって、デマンドタクシーの利用が増えたり、駅前商店街の利用が増えたり、人の往来が多くなれば喜ばしいことです。
さてこの建物のメインとなるのは図書館であります。私が小学生の頃、いまの安田文具さんの横あたりに役場があって、研修所と呼ばれる建物があって図書室がありました。よく行って本を読んだ記憶があります。記憶にあるのは、海底二万里とかシンドバットの冒険とか、シャーロック・ホームズの本とか、わくわくして読んだ思い出があります。
八郎潟町立図書館の整備については、以前からなんとかできないものかという漠然とした要望がありましたが、財政難や用地の点で実現にまでは至りませんでした。畠山菊夫町長の時代によりやく実現いたします。町民の期待は大です。図書館の魅力は何といっても蔵書です。秋田県立図書館にもさまざまなジャンルの本が一杯並んでいます。何時間居ても飽きません。
福島県に矢祭町という町があります。この町は合併をしない町宣言とか、議員報酬日当制でよく知られていますが、図書館を作るにあたって全国に本の寄贈を呼びかけた町としても知られています。図書館の名称は「矢祭もったいない図書館」と言います。各家庭に眠っている本があれば、もったいないので有効活用しましょうということと、本を買うお金がないので寄付してもらおうというのが発端でした。全国から集まった本は45万冊。私も若い頃、全12巻の全国山岳ガイドがありますが、あまり読まずに書棚に積んだままです。
八郎潟町立図書館が開館するまで1年ありますが、本の寄贈を呼びかけて蔵書を増やすことを提唱します。町民や八郎潟町関東地区ふるさと会には、善意の方がいるのではないのでしょうか。矢祭町の45万冊と行かなくても、1000冊くらいを目標にすれば話題にもなり、寄贈した方も町のために一役買ったような気分もなり、自分たちの図書館という意識が芽生えます。
いま本の単価ですが、本屋で文庫本を買いましたら750円しました。だいたいしっかりした想定の本だと1,500円はするのではないのでしょうか。仮に1000冊集まって使えるものが半分としても500冊、本の単価を1500円とすれば75万円分のメリットがあります。図書の購入費の年間予算を超えるのではないかと思います。
矢祭町では45万冊集まったというのですが、新刊書を年に1,000冊揃えても450年分です。そんな膨大な量になると、体育館を準備しないとイケないので大変なんですけども、1,000冊程度という目標であればささやかですし、手の届きそうな数字という気がします。寄贈された蔵書の整理に人出がかかりますけれども、矢祭町では

図書館ボランティアが活躍してくれたそうです。結構町民の方が協力的だというお話しでした。私行って来たのですが、そういうお話しでありました。何よりも自分たちの町の図書館だという意識が芽生えるかと思います。無理のない程度でこの運動をはじめることを提唱いたします。

次に、質問の2つ目に入りますけれども、これは八郎潟農民の魂というか、農家の取り組んできた姿を思い浮かべて質問したいと思います。

転作率の平準化に反対してほしい、という質問であります。

昨年夏あたりに、唐突として減反廃止の話が持ちあがってきましたが、新しい農業の展望や農家の支援策など、何もないうままにずるずると減反廃止の論議がすすんでいき、農林族といわれた国会議員もまったく抵抗がないまま、5年後には減反廃止と決定されました。

秋田県は農業県であるにもかかわらず、秋田県選出国會議員や県議会もまったく抗議も意見もなく、秋田県知事は減反廃止を容認する発言をしています。

先日の新聞では、減反継続という農家の意向は5割を超えているんですけども、国の政策としては、このように進んでしまいました。秋田県農業の先行きが不安です。経済の原理で、余るほど作れば安くなるのは当然です。車も家電も皆そうです。生産調整がなくなって日本全国で余るだけ米をつくれれば米1俵が1万円を切るものと思います。

過日、南秋田郡選出の県議會議員の集まりに出たときに、「減反がなくなって農業が強くなるというのはどういう論理か」と尋ねましたら、来賓で来ていました県議會議員さんが、「飼料用米の補助が1反歩10万5千円まで上がるので農家はよくなる」というような回答がありましたが、私はおかしい話だなと思っています。

秋田県は農業県で良質米の大生産地でありながら、国策に従い約4割を主食米以外の作物を作付けしています。平成25年度の秋田県転作率は38.7パーセント、それが26年度は40.5パーセントになりました。八郎潟町は25年度が38.2%、26年度は39.9パーセントとなりました。

もともと秋田県の転作率は市町村で違いがあり、それは一等米比率や経営安定対策の面積率、あきたこまち以外の品種面積などを加味して傾斜配分されていて、努力した市町村は転作率が低かったのです。ですから以前は転作率の低いところは30パーセント、高いところでは50パーセントと、20パーセント以上の差がありました。民主党の戸別所得補償制度が始まるに際して、当時の赤松農林大臣が、転作率格差を解消しないと秋田県を制度の対象から外すと脅しを掛けたものですから、秋田県は格差解消に乗り出し現在は5.6パーセントまで格差がなくなりました。

ところで八郎潟町農業は、昭和60年頃から夜叉袋、真坂、川崎など面潟地区の各集落始め、一日市地区でも転作団地が始まり団地化率70パーセント、転作達成率100パーセント、一等米比率も高く、平成19年から始まった経営安定対策では、集落営農4組織、認定農業者約70名、面積カバー率は70パーセント以上で全県でも上位です。

そのように一生懸命取り組んできた町と、転作未達成を繰り返したり、農業生産性の低い市町村の転作率を県は平準化しようとしているようです。これは新聞報道で見る限りなんですけども、秋田県の農業再生会議でしょうか、転作率を平準化する会議を持つということで、昨年は意見統一ができなかったということなんですけども、そういう動きでやっているようです。

もともと転作率の違いは都道府県ごとに違います。北海道では55パーセント程度なのに対して、滋賀県では35パーセント程度です。国が転作配分に差をつけているのに、秋田県が市町村一律にしようとする意味がわかりません。先人たちが努力してきた八郎潟町農業の実績を守っていくために、転作率の平準化に反対してほしいと思います。

以上であります。よろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫

石井議員さんのご質問にお答えいたします。

2問目、転作率の較差縮小については、戸別所得補償制度の本格実施にあたり、本県に補助の条件として指導されたものであります。

平成22年6月に「市町村間較差縮小に関する専門部会」が設置され、市町村の意見交換の場を設け、検討結果を踏まえ県米政策推進協議会が県に意見具申し、較差縮小を進めて参りました。本町の転作率が低いのは、生産調整を守ってきた事など、当然の結果と捉えております。本年度の専門部会で、較差縮小を望む自治体が相当数ありましたが、T P Pや県単激変緩和措置政策の25年度での終了等もあり、較差については現状維持を要望いたしました。

今後については、政策や町再生協議会、農業指導センター等の意見を伺いながら対応

して参ります。私からは以上でございます。

教育長 江島廣 石井議員さんの1つ目のご質問にお答えします。
ご指摘のとおり、館内には様々なジャンルの本が揃っていて、落ち着いた環境の中で読書できる図書館が必要であり、駅前には図書館をメインとした「複合交流施設」が建設されます。現在のものとは違ったスペースの広い図書館を設立することは、町民の皆様からも大きな期待が寄せられているものと思われまます。
ご提言いただきました「図書寄贈運動」であります。私も必要と考えております。実施時期については、新図書館がオープンし図書館として受け入れ体制が整った段階からと考えております。
寄贈図書については、例えばジャンルごとに、今月は「0歳児から3歳児の児童図書」の寄贈を受け入れる。発刊してから3年以内の図書とか、乱丁本や落丁本は受け入れられないなど、細部について検討して実施を図りたいと思います。
町民からの寄贈図書受け入れについては、図書館職員、図書館協議委員、図書館ボランティア等と協議しながら進めて参りたいと思っております。町民が図書館に本を寄贈することで、図書館を身近に感じてもらう等、一人でも多くの町民から利用される図書館運営に努めて参ります。

4番 石井清人 答弁ありがとうございました。町長の答弁を聞いてわかりました。新聞では、県の会議で転作率の較差解消を希望する町村と、現状維持を希望する町村がそれぞれあって、意見の集約ができなかったということであったけれども、そこには市町村名がないので、八郎潟町はどんなスタンスだったのかと思っていたのですが、いま聞きまして八郎潟町は現状維持、較差があっても現状でいくということで、それが自然ではないかなということであれば、当然転作率の高い所は低くしたいから平準化というんですけども、八郎潟町は県平均よりわずかですが少ないですけども、平準化すると上がることになるから、やはり転作率は少ないほうがいいので現状維持でいくべきだと私も思います。
それと図書館の寄贈運動、進めるというご答弁でしたので、良かったなと思っておりますけれども、一つ解らないのは、図書館のスペースには、開架書庫のスペースと閉架書庫のスペースとあるんですけども、当然蔵書数によって書庫の数とか建物のスペースがきまるんですけども、開館した後に贈書と呼ばかけても、本が多くなった時、開架スペース、閉架スペースに十分収納できるのか心配するので、その後先でないかなという気がするけども、大丈夫なんでしょうか。

教育課長 土橋駒喜 石井議員の質問にお答えします。開架及び閉架については、いずれ2万冊ずつを予定しております。実際に寄贈本を集めて、閉架書庫に入れて整理するというのも可能でありますけれども、ただ新しい図書館のオープンと運営体制について、26年度整備をするという形になりますので、オープン後から寄贈本を受け付けたいという考えです。

4番 石井清人 今の質問と再質問で、十分当局の考え方わかりましたので、ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長 三戸留吉 これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 簡潔にご答弁いただければ、よろしく願いいたします。
1つ目の質問でございます。県と25市町村で作る「あきた移住促進協議会」における本町の目標の数値と考え方を示せ、ということで、これは先般、魁新報に発表されておりましたことから、題材にして質問書を書かせていただきました。
魁新報の報道によると、県は人口促進策の一環として、県と25市町村で作る「あきた移住促進協議会」を発足し、現役世代の本県出身者とその家族、県外出身者で定年退職前後のシニア層を主なターゲットとして、4年後までに年間100人の県内移住の目標達成に向け、各市町村と意見交換を行ったとありました。
県は、この協議会活動予算として、今年度の一般当初予算に26,050千円を計上したとあります。このためにも、私個人的には、県としても本気度をだしておるのではないかと考えております。この「あきた移住促進協議会」について、まず一つめとして、本町の考え方と、その協議をした内容を示していただければ幸いです。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。

あきた移住促進協議会は、昨年10月に準備会を行い、本年2月に第1回の協議会を開催しております。県では、26年度40人、27・28年度は60～80人、29年度100人を目標に「ようこそ秋田、移住特区」を創設し、移住希望者にしっかり届く情報発信、首都圏発信拠点の設置と相談員配置、県内受入体制のワンストップ化を整備の予定であります。

本町の第5次基本構想で、定住化の促進を掲げております。人口減対策として、移住促進は重要な課題ですので、空き屋バンクの開設や移住奨励金制度など、十分な検討をしたいと思っております。本町では、空き屋等の適正管理に関する条例はございますが、町民の安全安心に資するために施行されており、貸し家となり得るのか確認はいたしておりません。他市町村でも、本町と同様な状況が多くあり、現時点での目標はお示しできません。

3番 金一義 協議会運営は、県と市町村の移住担当部署の課長級とありますが、本町ではどの部署が担当されているかお知らせ願います。

町長 畠山菊夫 産業課が担当です。

3番 金一義 産業課ということで頭に入れておきますけども、先程町長がお話しされました空き家バンクですけども、まだ本町としてしっかりしたことは示されておられないけども、産業課長にお伺いしますが、代替としての本町の空き家バンクに登録されるような物件を、どのくらい把握しておられるのか、その辺をお願いします。

産業課長 加藤貞憲 金議員さんのご質問にお答えいたします。空き家バンクに登録できる件数はいくらか、ということなんですけども、まだ調査はいたしておりません。

3番 金一義 だいたいこの件についてはわかりましたけども、その調査、県の方では15,000件ある県内の空き家を網羅しながら、これから空き家バンク等々を作っていきたいということでしたのが、その報告の時期はいつ頃と設定されてますか。

産業課長 加藤貞憲 空き家件数については、町民課の方で県に報告しているものがありますので、それから数値を取り上げていこうと思います。それで産業課としては、空き家件数がいくらかというのは、うちの方では報告はいたしておりません。

3番 金一義 そうすると空き家の件に関しては、窓口が一本化されていないような気がするのですが、こら辺の統一はどうするつもりでしょうか。要するに窓口が2本になるように受け止めましたけども、一本化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 窓口は産業課がすべきものと思っております。

3番 金一義 ということなので、産業課の課長さん、窓口を一本化にして県との対応をしてもらわないと、結局あちこちになるような感じですので、そこら辺よろしく願いいたします。なぜかという、1月30日の基本台帳の人口移動が発表されてきて、東北で秋田県が転出の超過が非常に多くなっていると発表されております。転出増加数は4,595人と前年より1,000人あまり増えたという報告がありますけれども、県内25市町村では、生産年齢とされる15～64歳までの転出増加とありますが、我が町では昨年度の転出数はどのくらいあったのか、把握しておりましたらお知らせ願います。

町長 畠山菊夫 いま数字は持ち合わせておりませんので、後で報告いたします。

3番 金一義 新聞報道では25市町村の数字が出てるわけです。そうすると我が町の数字も報告されていると思って質問したわけです。

町長 畠山菊夫 町も協議会の会員にはなっております。貸していただける空き家が何軒あるか、進めながら、そしてまた秋田県では25市町村との協議を捉えて進めております。県の指導も仰ぎながら、町では何ができるのか、そういうことも考えながら進めて行かなければと思います。

3番 金一義 もう一つ、先程町長が県全体としての数字の割り振りが話しされておったんですけど

も、この人数は秋田県のぼやっとした人数ですか、それともこの町は何人だよ、というような、そういうはっきりした形の数字なのか、県としてこのくらいの数字を今後4年間で、年間100人づつの人数を秋田県に来てもらいたいということなんでしょうけども、これに対して本町ではまだ会議始まったばかりなのであれなんでしょうけども、例えば八郎潟町は三人ですよ、二人ですよとでてるものですか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えしたいと思います。平成24年度で秋田県への移住人数が、19人です。それで秋田県全体として、目標値として、平成29年度には100人をとということで、秋田県全体としての目標値となっております。本町では何人という目標値は示しておりません。

3番 金一義 そういう中身の会議だということで周知して大丈夫ですか。はい、わかりました。そうすれば次の質問に移らせてもらいます。質問2つ目として、入札制度の改善について、質問させていただきます。入札といえば、談合とかの言葉が連想されますが、実際には談合が行われているかどうかわかりませんが、入札前に落札者が決まっているといった情報などが時折あります。昨日の新聞にありましたけれども、仁賀保市で市長に応援しない業者を入札に入れない、といったことが大きく報道されておりました。そういう意味合いがあって、このことをお聞きするわけでもないですけども、往々にして首長さん方の力、といいますか入札に関する発言力に大なるものがあるかと察します。どこにおいても、そういうことがないわけではないのかなという感じで、うちの方であるという、そのための質問ではないですけども、ちょうどタイミングが良いのか悪いかわかりませんが、ご質問させていただきます。公共工事を仕切る首長さんの力というのは、非常に大きなものがありますけれども、本町ではこういうことが無いものと信じながら、入札の適正化と透明性を確保する必要があると思い、今回こういう事をご質問いたしますので、よろしく願いいたします。第1点として、本町の土木工事と建設工事に係る、今年度の入札参加者のランク別業者数と、ランク別業者金額は、それぞれどのようになっているかお知らせいただきたい。

町長 畠山菊夫 今年度の土木工事、建設工事に係る入札参加者のランク別業者数は、土木工事では、町内土木Aが6社、町内土木Bが5社、町外が10社となっております。また、建設工事ではランクはなく、町内建築業者8社であります。ランク別の業者金額は、土木Aは金額区分なし、土木Bは800万円以下の工事、建築に関しては、金額区分なしとなっております。

3番 金一義 ありがとうございます。本町の契約の方法は、ほとんどが指名入札となっておりますが、2つ目の質問としては、町長は地方自治法をどのように理解しているかお願いします。

町長 畠山菊夫 本町の入札については、地方自治法に基づき執行されているものと考えております。地方自治法第234条では、請負契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約により締結するものであります。ただし、指名競争入札・随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限るとされております。同法施行令第167条では指名競争入札によることのできる三項目が記載されております。本町では、一般競争入札ではなく指名競争入札を行っております。発注金額も小さく、一般競争入札に付するような工事ではないと考えております。一般競争入札となると、町内外の業者が参入し、競争が高まり、安価な価格で契約できるメリットがありますが、価格競争になるため、工事に対しての施工能力が劣る業者が落札し、完成後の不備等の危険性があります。指名競争入札は、入札審査会において実績等を考慮して業者選定しますので、質の高い工事が保証されますし、町内業者を指名することにより、町内業者の育成にもつながるものと考えています。従いまして、地方自治法施行令第167条第1項第3号にあります、一般競争入札に付することが不利と認められるときに該当するものと考えております。

3番 金一義 私言ってるのは、町内業者をはじくとかそういうことでなく、もちろん町内業者の育成というのは大変必要でございます。ただ234条には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結すべきこととありますけども、指名競争入札・随意契約は、政令で定めると、先程町長おっしゃいましたけども、この条文でいくと一般競争入札が

適当ということが、性質上解釈できることでありますが、指名競争入札が原則的で、そこから辺が先程167条の、ということで指名競争入札お話しされておりましたけども、業者数が少ないから一般競争入札をやっていないということなのか、それとももう、はなから指名競争入札が業者選定のためにということなのか、そこから辺が聞きたくて、もう一度お願いします。

町長 島山菊夫 一般競争入札が原則であることは私も承知しております。そこで先程言いましたとおり、県内ほとんど指名競争入札でやっておりますし、指名競争入札については、先程述べたとおりでございます。

3番 金一義 なぜ一般競争入札にこだわるかという、先程出だしに言ったけれども、だいたい指名される業者は小さいですから、業者間のふりがみんなわかっちゃうわけです。極端なことといえば、疑えば。それで昨日言った石塚の入札不落6者が、これも指名なんでしょうけども、辞退した。これが一般競争入札だったらどうだったのか、昨日そういう話を聞いてて思いまして、今こういう質問してるんですけども、指名競争入札167条の、どの項目に当てはまって行ってるのか、その辺をお願いします。

副町長 智田邦英 私の方から少し答弁させていただきます。町内の指名の関係で、入札審査会は私の方で執行しております。各課長から業者の選定について意見を伺いながら指名しております。一般競争入札の場合は、確かに公正性ですとか透明性、それから一番安い価格で契約できるというメリットもございますけれども、一方その入札の手続きに時間と手間暇がかかるという点が一つございます。それから入札の時に、特に本町のような場合であれば参加してくれる業者の数が必ずしも確保できない場合が多くございます。そういったデメリットも考え合わせ、更には先程話が出ました、入札を故意に妨害しようとか、なかなか施工能力に劣るところが一番安い価格で入札してしまうと、その先がなかなか進まないというところもございますので、恐らくそういったこともありまして、本町それから各県内市町村も指名競争入札でずっと進めておるのが実体かと思えます。とりわけ工事額が高くなければ、その参入が期待できないところもありますので、指名でやるのが一番だろうということで、規定としては一般競争入札に付することが不利と認められる場合、ということに該当して指名で進めさせていただいております。167条の3号でございます。

3番 金一義 そうすると、指名された場合、入札価格の、我々納税者として適正な価格で入札されているのか、そこから辺は精査されていますか。

副町長 智田邦英 今しがた申し上りましたとおり、入札ということであれば参加者数の数それから指名で一般と違いがあるだけで、実際の入札ということになれば、あそこが一番安価な価格で契約できているという風に考えています。

3番 金一義 そうすると指名の場合は、工事高によつての業者数ですか、それとも工事金額が大きくなれば指名が多くなるか、そこから辺。

副町長 智田邦英 町の方で入札に関します基準を設けておりまして、特に町の場合は数千万ということございませぬので、基本的には5者以上ということで進めております。基準としては5千万円未満の場合が5者以上ということになってます。一番高い人数を多く設定しておりますのが1億5千万円以上、この場合には12者以上というかたちで進めております。概ね県内そうかと思えますし県も確かこの基準だったかと思えます。

3番 金一義 次の質問の答えが出てきましたけども、そうすると5千万円以上が議決を要する工事ですが、それに満たない契約もたくさんあると思えますけども、そこから辺の契約は自治法に沿ってやっておられるということですか。

副町長 智田邦英 はい、きちんと法に則って進めておるところでございます。

3番 金一義 随意契約についてお伺いしますけども、随意契約の場合は契約の相手方の選定した理由を、我々が知る権利があると思うんですけども、この件について随意契約の金額はいくらぐらいから契約されているのか。

町長 島山菊夫 本町では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条により、指名

競争入札の指名の基準を公表しておりますが、今後、他町村の実施状況を参考にもしなければいけませんけども、金さんご指摘の随意契約250万以上の随意契約はありませんので、契約の相手方を選定した理由について、公表しておりません。

副町長 智田邦英 補足いたします。工事請負の場合には、130万円以下の場合に限って随意契約で進める場合がございます。それ以上の場合は、全て入札にしております。

3番 金一義 基本的には130万円以下ということですか。それより多いということは。

副町長 智田邦英 現状ではございません。

3番 金一義 次の第5問に入らせていただきます。総合評価方式を導入する意思はということで、ご質問させていただきます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成12年に公布され、それを受けて制定された「公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針」の一部改正が、平成18年に閣議決定されております。

今年では、技術レベルの低い業者の参入を防ぐため、技術力を考慮する総合評価方式の導入も進んでおりますけども、その内容は、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進めることに改められております。

本町に於いては、過去に上下水道の時に総合評価方式を採用しておりますが、今後そういう該当する工事の場合、採用する意思があるのかなのか、そこら辺お願いします。

町長 畠山菊夫 総合評価落札方式は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式であります。

県では、対象工事を特に小規模な工事や緊急を要する工事を除き、原則として請負対応額が4千万円以上の工事のうち、企業や技術者の技術力等を求める工事を中心に適用されております。

町でもこれを準用することとしておりますが、発注工事のほとんどが標準的な工事であること、また、総合評価落札方式の適用に関する県との事前調整から、工事請負契約まで約2ヶ月かかることなどから、上水道の高度処理施設の工事以外採用しておりません。今後、特殊工法などの企業の技術力が必要とされる工事がある場合には、総合評価落札方式の導入について検討いたします。

3番 金一義 我が町の23年度、24年度の入札の資料をいただいて評価してもらったんですけども、その中には建設法第27条の23項に違反する業者が指名されており、要するに経営事項審査を受けていない甲種の工事にも指名されているということで、いま私が話している総合評価方式は4千万以上ということですので、そこら辺で今後機会があれば採用されるということで、町長の答弁でございますので、それともう一つ、町内業者を指名する場合には、指名基準が不明確であります。要するに指名された業者が、きちんとした形でなされていない、ということの判定が私の方にきております。そこは通告しておりませんので、どうのこうのと言わないですけども、過去の23、24年度では、このように評価されておりますので、そこら辺も踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、特に個人的に感じてるんですけども、舗装関係はそうですけども、例えばA社が請け負った場合、B社舗装工事関連会社に下請けさせる、そうするとそれでもB級が出てるといふことであれば、元請けさんがなんぼで取って下請けさせてるかわからないですけども、これはもちろん業者育成のためには必要ですけども、それが今後も同じようなスタイルだったら直接そういう業者を設定して、直接入札させた方が町のためにはなるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の考え方をお願いします。

町長 畠山菊夫 色々工事ありますけども、舗装工事、全部機械持つてるかといへば持つてない業者が多いと思います。そうした場合、地元業者が全部外れてもいいのか、という議論でありますので、そうすると町の業者に何を発注できるのか、ということになりますので、それはちょっとできないと私は思っております。

3番 金一義 いや、入札というのはそういうものでない、要するに業者育成ですから、例えばでき

ない仕事も発注すること確かにあるでしょう。ゼネコンと違って、だけれども、度々それをやっているのであれば、その業者は技術も何も持たなくとも指名なるんだ、ということであれば、設備投資も要らないし、何も要らなくて、ただ落札をして、結局そういう専門業者にドンと投げる、それでいいのかということなんです。要するに業者育成のためには大事なルールです。町としても、その業者がどこまでできるかということも、選定の基準になされておるんだと思いますけども。

例えばさっき言った舗装工事、看板一枚立ってます。人は全て向こうの人なんです。今年も継続してやるんでしょうけども、その場合、旗振りまで向こうだと私みてるんですけども、うちの方はそういう工事がたくさんあるわけではないでしょうけども、やはり業者育成するためには確かに必要ですけども、例えば工法別に分けて入札などできないものか、予算の関係もあるでしょうけども、一括でないといけないのですか。

町長 畠山菊夫 実態を言います。実際、町内、町外業者で道路舗装をやっても、町内業者が取るときもあります。落札価格は公表されておりますから、うちの方は結構安いです。町内業者が安く落札して舗装の部分大手にお願いしてやる、施工管理もこちらの方でちゃんとみておりますので、そうしたことを考えれば、今の実態から言えば、安く町内業者も取っておりますので、良い入札じゃないかと思っております。

3番 金一義 そうすると安いということは、良い事なのかということなんですけども、完成されたものは目に見えるような手抜きはないでしょうけども、私素人でちょっとわからないんですけども、アスファルトはコンクリートみたいに堅さがあるのかわかりませんが、安いとどこかでそうしないと利益が出てこないんじゃないかという感じがするんですけど、そこら辺どのように感じておるか。

建設課長 吉田久壽 材料の使用については、使用前に品質管理等について業者の方から資料提出いただいて、町の方で吟味して採用しております。

3番 金一義 課長に質問しますけれども、吟味するとはどういうことで吟味するのですか。そのものをみるのか、ただ数字だけをみるのか、サンプルでみているのか、そこら辺お知らせください。

建設課長 吉田久壽 使用資材等、JIS 企画になっているのか、そういう関係みえています。

3番 金一義 そうすると、みる人は資格を持っていますか。精査する資格というのは課長が持っているのか、課の中にそういう人間がいらっしゃるのですか。

建設課長 吉田久壽 そういう資格等は特にはないと思っております。

3番 金一義 特にはないじゃなくて、そのもののサンプルの精査ができないと、見たことにはならないと思うわけです。そのものが本物であるかないか、工事に対してではないですよ、一般論でお話ししますけれども、そこら辺がやはりちゃんと確認できるものを持ってないと、ただ数字だけで、机上だけだとなかなか厳しいのではないかと、ということで今質問しているわけです。要するに技術者がおるのか、または勉強された方がおるのか、そういったところお伺いします。

建設課長 吉田久壽 資材等についてや、アスファルトに限ればアスファルト乳剤の製造会社とか、そういう関係調べております。

3番 金一義 非常にしつこく聞いて嫌がられていると思っておりますけれども、入札というのはそれぐらい大事だということで、我々町民も見ている方がおりますので、そこら辺を踏まえて良い工事をしてもらうように努力していただきたいと思っております。

次に今年度駅前開発に計画されております工事契約ですが、今年入札されるというお話し聞いています。636,500千円、先程お聞きしたんですが、指名競争入札なのかと思うんですけども、入札方法でも一般競争入札、電子入札と方法ありますが、どの方法を採用されるかお知らせください。

町長 畠山菊夫 電子入札については、県で平成18年に秋田県電子入札共同利用連絡協議会を設立しております。本町が協議会に加入した場合の試算額は、加入負担金256万8千円、ま

た、年間の負担金が252千円となります。県内でも、大仙市、由利本荘市、男鹿市の3市しか加入していないのが現状であり、本町の発注件数を考えた場合、電子入札はできないものと考えております。

なお、駅前施設の入札方法については、一般競争入札が原則であることを前提としつつ、一般競争入札の方法を採った場合に、入札参加者を募集する手続きに指名競争入札よりも期間や事務量が長く掛かること、また、公正な入札執行を阻害する者の排除や適切な入札参加者数の確保が図られない場合があることなど、そのデメリットも十分検討しながら、今後、入札方法を決定して参ります。

3番 金一義 話の中身からいうと、指名競争入札みたいな感じに受け取られますけども、1つ目、何社くらいで、色々な要素があつて、この金額で、資材の高騰とか、消費税は折り込み済みですけども、どのくらいの価格でできるのか、それとも持ち出しがまだ出てくるのか、そこら辺どのような考え持っておられますか。

町長 畠山菊夫 先程言いましたとおり、色んなことを考えて、全てはこれからです。これから検討して参ります。

3番 金一義 これからということですけども、今日の新聞でも報道されておりました6億数千万の中でできるように努力していただけることをお願いいたします。
時間も押してきてるので、次の質問をさせていただきます。
先程来、前の方も話しておりましたけども、国の農政転換への本町の対策は確実かということ、通告しておりますけども、米減反で我々農家が非常に動揺しておりますけども、まず第一に本町の飼料米の作付け面積はどれくらいですか。わかったら教えてください。

産業課長 加藤貞憲 今現在24、25年産の飼料米の各作物の作付け面積等の資料持って来てませんので、後でご報告したいと思います。

3番 金一義 先程来もあつたんですけども、果たして飼料米で我々に105千円の保証金をいただけるような策ができるのか、これが一つ。
うちの方では、昨日の予算書みても町独自の農政に関する考え方が非常に足りないんじゃないかなという感じで、ただ上からおりてきた数字を羅列してるような感じで見受けられました。今朝の新聞では、上小阿仁では町独自で試験的に減反廃止を見据え、空き地活用、これがブドウ栽培、試験栽培でメロンにも挑戦というのがあります。
我が町独自のそういう構想、町でやるというのではなくて、農家で研究なされておるのがあるものではないでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 金議員さんのご質問にお答えいたします。町独自ということで本町では、認定農業者を対象にいたしました農地利用集積促進奨励金というものを、補助事業として行っております。この事業は、認定農業者を対象にしまして、所有権移転、新たに利用権の設定を5年以上を設定された方に、農地面積1反歩当たり1万円を奨励金として交付しております。毎年100万円程の予算を置いております。
また今年度ですけども、当初予算の説明の中でもありましたが、農業夢プラン事業、それから枝豆日本一産地条件整備事業、伸ばせ美人ネギ産地強化事業を、県の方で3本一緒にして今年度統一するということでありましたので、本町もそのようにして、農業夢プラン実現事業ということで予算を計上してございます。この1/3の県補助に対して、今年度から26年度からの予定でございまして、1/12の補助を嵩上げして当初予算に計上しております。以上です。

3番 金一義 いま課長からの説明で、これは昨日の予算説明と同じ説明でございすけれども、私言ってるのは、農業で飯を食うんだという意気込みを持たせるためには、やはり町独自の施策があつてもいいのではないかと、かつて町長さんはこういう事をおっしゃってます。「付加価値の高い八郎潟米の生産。それと生産と販売が一体となった農家をつくる。」
こういったことは非常に必要です。付加価値の高いお米、かつてはブランド米ということでお話されてました。そのブランド米というのも、特にブランドという認定とついているわけではないんですけども、これも尻すぼみになって、やはり付加価値の高いお米ということは、我が町でないとできないお米だということを、町が率先して作る。山形のつや姫とか、ブランドとして価格の差のできるようなお米を作るには、ある程度の投

資をして町が一生懸命やれば生産者もついてくると思うんです。肥料の使い方とか色々あると思います。その辺の指導のもとで、例えば、これは八郎潟のお米だからこれくらいの付加価値がかかっているからキロ500円だ、とかそういうものを、目指す方向性があるのかどうかということで、いまお聞きしてるわけで、上小阿仁の場合はこういう形なんですけども、うちの方は町長が話したように付加価値の高いお米を作る、ということがありましたので、私そこら辺をお聞きしておるんですが、よろしくお願ひします。

町長 島山菊夫 私、以前言ったのは環境保全米、このことについて言ったわけです。今の八郎潟町の農業、総体的に考えれば、平場であるという特徴を活かして行かなければなど思っております。いま増反地が360haくらい、全体では1000haあると思います。単純に将来構想、田んぼだけであれば、50人の認定農家の皆さんが20作れば間に合う計算ですが、そういう訳にもいかないのが現状であります。近い将来をみた場合は、個人の認定農家の皆さん大変大切でありますけれども、集落集団共同の取り組みによって、農機具などの経費の削減、あるいは作業の効率化に向かわなければなど思っております。その為にも集団集落法人化に向けていくのがよいのかなど思っております。その為の支援は何ができるのか、ということになりますけども、更には冬場の複合経営の在り方、これも一つ考えていかなければなど思っております。

色んな取り組みあるんでしょうけども、ガラスハウスを作って本格的に通年の野菜をやるとか、色んな取り組みは考えていかなければならないですけども、やる気のある農家の皆さんが手を挙げてくれれば一番良いと思いますけども、そういう方たちにどういう支援ができるのか、ということも考えていかなければなど思っています。

3番 金一義 新規就農者に対する今後の町の考え方、そこら辺はどういう風に考えてますか。新規に農業をやりたいという意欲のある青年とかに対する町としての取り組みとかお願ひします。

町長 島山菊夫 いま実際、指導センターの認定農家の申請も結構きております。そういう特別な支援はないですけども、認定しながら取り組んでおります。

3番 金一義 大きく集積する農地集積と、基盤整備に対する考え方、これを簡潔にお願いします。

産業課長 加藤貞憲 大きく整備するということで、たぶん農地中間管理機構の件だと思いますけれども、その件につきましては、今現在、国からの説明会に県と町の職員と参加して、説明を受けている段階の途中です。いずれにしても、出し手、それから受け手については、町に関して委託と委任とがあるということだけは確実だということを受けております。

それから土地改良整備関係の事でもありますけれども、今現在、戸村土地改良区の浦大町地区、五城目町の浦横町地区で土地改良事業についてお話し合いをしていただいて、町も戸村土地改良区も両者会合には出席しております、この事業が順調に進んでいくことを願っております。

3番 金一義 大変長い間ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて3番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、6番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6番 柳田裕平 私から今日は3項目質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず始めに、駅前にぎわい・ふれあい・元気プロジェクト事業について

約2年間にわたり、県と協働で進めてきた事業でございますが、ようやく今年の夏前には、建設工事に入るところまできたようでございます。平成26年度の予算編成の中で、町民が最も注目しているのがこの事業であると思います。中央では、公共事業での入札辞退とか、納期の遅れや消費増税など、様々な課題があるようでございますが、この事業の第2段階に入るにあたり、町民に喜ばれる施設の完成を目指して、町長としての想いを述べていただきたいと思います。

次に、このプロジェクトには事業費で3億5千万円、ランニングコストとして年間約3千700万円の町単独の支出が見込まれておりますので、工事・材料・備品などの入札や発注・調達については、これ先程他の議員の方からも一般的な考え方として質問ございましたが、地元の事業者も対象にするとか、あるいは下請け業者として参加できるように、可能な限りの配慮を考えるべきと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

それから、昨年12月定例議会、総務産業常任委員会でのランニングコストについての質問に対しまして、新たな採用を極力控えるなどの人的配置を含めて、コスト削減を図ると答えておりますが、町長に確認いたします。これは正職員の新規採用は行わないということなのか、それとも臨時職員の新たな採用を極力控えるということなのかお答えを願います。

また関連して、健全化されてきた町の財政状況の中で、このプロジェクト全体の町独自で負担する事業費・ランニングコスト等につきまして、税収が見込まれない状況化で、どのように考えていくのか町長からお答えをお願いいたします。

続きまして、学校給食費の助成金事業について

町長が子育て支援に力を入れていることは、私も十分理解しております。ただ、この助成事業が、なぜ給食費の無料化につながったのか、当時私も理解できませんでした。そこで保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援のため平成24年度から実施している学校給食費無料化につきまして質問をいたします。

この事業への町からの財政負担は、平成24年度決算額で約2千200万円、平成25年度予算額で約2千480万円、平成26年度予算額で約2千450万円です。最近の新聞報道で「給食費未納1%切る」という記事がございました。その記事は、平成24年に文部科学省が全国公立小中学校を対象に実施した学校給食費の未納実態調査の内容でございます。この内容は、未納者につきましては割合が0.9%、未納者がいる学校46.5%、約半分です。未納の原因として学校側からの回答では、保護者の責任感規範意識の問題である61.3%、半分以上でございます。それから保護者の経済問題である33.9%、また未納での不足給食費についてどうするか、ということにつきましては、納入された分だけで給食を実施する学校55.4%、足りない分を教育委員会の予算から穴埋めする28.4%、そして文部科学省の要望として、学校が保護者に催促するなど、今後も地道に取り組んでほしい、と書いておりましたが、要するに簡単にまとめれば、未納者が1%だけである。保護者の責任感の問題ではないか。もっと先生が未納の回収に頑張ってもらいたい。そういう趣旨の記事だったのではないかと思います。

そこで、給食費無料化実施前の平成23年度の八郎潟小中学校給食費の未納者数と、その割合、未納総額、一人当たりの月額給食費を教えてくださいと思います。

それから、平成24年八郎潟町教育委員会の事業点検評価によれば、給食費助成金事業では、子育て支援の意図が保護者に伝わる工夫も必要と指摘されております。私もここが一番大事な所だと思っておりました。

いずれにしても、当町の財政状況からして、毎年約2,500万円の支出を伴うような支援事業を継続するのであれば、これは大変なことでございます。また実施して3年にもなりますので、この支援事業の意図が保護者に十分理解されているのかも含めて、来年度以降の実施をどうするかをよく役場内で話し合ってくださいまして、町の財政状況など総合的に検証・検討してみる必要があると思っておりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、八郎潟町「ふるさと納税」について

税収の減少に悩む自治体への格差是正を推進するために、平成20年この制度が公布され6年になりましたが、秋田県内では2年前あたりからこの制度が浸透してきたようでございます。この制度はともインターネットでの展開が主のように思います。PRなど当町では、現在どのように対応しているのかお尋ねいたします。

それから平成24年度に秋田県と県内25市町村に寄せられた寄付の内容が報道されておりましたが、それによりますと秋田県分46県236万円、市町村分817県7,725万円、参考までに2つの例が載っておりました。大仙市では、一番多かったのが、学校のふるさと納税文庫に役立ててほしい、これ先程石井議員の質問にもございましたが、これに対しまして大仙市としては、本を手にも喜ぶ子どもの姿を収めたDVDをお礼として送ったようでございます。また、大館市では、市内桂城のリニューアルに役立ててほしいということで、1千万円の大口寄付があったようでございます。これに対して大館市では、特産品をお礼に差し上げたようでございます。

こういう贈答サービスというのは、私は県内では9市町村が実施しておりますので、それなりに寄付増につながっているように思いますので、この「ふるさと納税基金」を上手く活用すれば、町の収入枠が広がり、有り難いことですので色んなアイデアを考えてみてはどうでしょうか。当町としては今後どのように対応を考えているのかお尋ねをいたします。

以上3項目について、よろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫

柳田議員のご質問にお答えします。

今後、施設の建設工事・運営に向かうにあたり町長の想いは、とのことですが、平成24年度に庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げスタートしました「秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業」1月20日に本町プロジェクトの策定があきた未来づくり本部で承認され、いよいよ事業着手できることとなりました。

私が町長に就任以来、様々な事業を行ってきましたが、このプロジェクトは町にとって一大事業であります。プロジェクトの名前のとおり、駅前に賑わいをもたらし、町民がふれあい、そして町民が元気になれるような施設を建設し、施設を拠点とし様々な施策を展開していきたいと考えております。

次に、工事の入札や発注・調達について、地元の業者を対象にするとか、下請業者として使うとか可能な配慮をととのことですが、建物の建築工事は木造ではありませんが、補助事業で大規模工事となりますので、県の格付けを受けていない町内業者が元請けとなるのは、困難だと考えております。

なお、駐車場等の外構工事については、町内業者に受注の機会を設けたいと考えております。また、施設の備品関係の購入につきましては、町内業者を優先的に考えたいと思っております。

次に、施設建設に伴う職員の採用のことですが、現段階で施設に常駐する正職員は図書館に2名と考えております。現在の職員数は62名となっており、ここ数年60名から62名で推移しております。図書館については、司書の資格を持つ職員1名を採用したいと考えておりますが、施設のために現在の職員数を増やすのではなく、定数の中で採用したいと考えております。

また臨時職員は、全員協議会で説明したランニングコストの表の通り、図書館ゾーンで2名、子育てゾーンで1名、交流ゾーンで2名、計5名を考えております。

今後も、ランニングコストを極力抑えるため、人的配置を含めさらに検討してまいります。

次に、町が負担する事業費、ランニングコストについてですが、事業費については、建設工事に係る町持ち出し分が用地取得、実施設計、既存車庫の解体費を含めて2億3,820万円、平成26年度から平成28年度までの図書購入を含めた施設備品費、ソフト事業費の町の持ち出し分が約1億500万円で計約3億4,320万円となります。うち県振興資金の借り入れが1億7,120万円ですので、1億7,200万円を支払うこととなります。年度別では、平成26年度で1億3,650万円、平成27年度で1,775万円、平成28年度で1,775万円となります。

また、ランニングコストについては、平成27年度は、約3,700万円、平成28年度は約3,800万円を見込んでおります。この施設自体の建設費は、6億3,150万円ですが、補助金等の活用により町の持ち出しは3,200万円という高補助率の事業であります。町の財政は、ご承知のとおり健全化されており、財政調整基金等の積立金もありますので、事業、ランニングコストに対する町の持ち出し分については、十分対応できると考えております。

次に、給食費についてのご質問ですが、平成23年度の未納者数については、小学生が301名中8名で、その割合は2.6%となっており、中学生は144名中9名で、その割合は6.2%であります。

未納額は、小学生233,969円、中学生418,945円となっており、平成26年2月末現在の未納額は、小学生115,000円、中学生10,100円であり、期日を指定して一定額を納入しております。

八郎潟小中学校の1人あたり給食費は、5月から1月までの9ヶ月間の月額で、小学生5,000円、中学生6,000円となっており2月に年間給食費の調整を行っております。一食あたりの単価は、小学生275円、中学生325円となっております。

町では町内に住所を有する児童・生徒の保護者に対して平成24年度から学校給食にかかる経費を助成しております。助成の趣旨といたしましては、子育て支援対策の一環として子育て世代の保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資することを目的として助成いたしております。

助成対象者としては、八郎潟小学校または八郎潟中学校に在籍し、町内に住所を有する児童・生徒の保護者、特別支援学校の小学部または中学部に在籍し、町内に住所を有する児童・生徒の保護者、町外の小学校または中学校に在籍し、町内に住所を有する児童・生徒となっております。

平成27年度以降も、この助成事業については進めてまいります。助成事業の成果については、保護者からは大変よかったという声は聞こえてきます。ただ具体的に給食費助成によって、経済的軽減の恩恵や児童・生徒の教育の充実が図られているか、など検証している訳ではありません。26年度で3年目を迎えます。子育て世代の若い保護者

への支援として給食費を無料にし、かさむ種々の教育費の一部に使用できればという願いからの事業実施がどうなのかについてアンケートを実施し、検証したいと考えております。

次に、ふるさと納税基金についてのご質問ですが、一つめの、PRなど八郎潟町は現在どのように対応しているかのご質問ですが、町外にはホームページによる紹介のほか、毎年6月に開催される関東ふるさと会の会員の皆様にパンフレットを配布し、ご案内しております。寄付の状況は、広報やホームページにて、金額や使途を寄付した方の希望を尊重しながら公開しており、寄付金に対する透明性を図っております。

二つめの、最近3年間の寄付金額・件数またその傾向はどうかのご質問ですが、平成23年は12件で210万円、平成24年は9件で105万5千円、平成25年は12件で161万5千円であります。ふるさと納税制度は平成20年から始まり、平成22年までは総額100万円を下回っていましたが、最近3年間は先程の報告のとおり、100万円以上の寄付となっております。また件数についても、約10件台を推移している状況であり、より多くの人にもふるさと納税制度が認知され、利用されてきているものと考えております。

三つめの、他の市町村では特産品を贈答するなど工夫しているが、八郎潟町ではどうかのご質問ですが、県内25市町村のうち、ふるさと納税で特産品を贈答している市町村は9市町であります。周辺では、五城目町、三種町が実施しております。

当町では、ふるさと納税者へ、翌年の1年間「八郎潟広報」を無料で送付するサービスを行っております。今後はこのサービスに、今年度本町で作成したイメージキャラクター「ニャンパチ」の知名度を上げるため、ニャンパチグッズを合わせて贈答することを考えております。

これからも、ふるさとを思い、納税してくださる皆様の気持ちを大切にしていきたいと考えております。

6番 柳田裕平

お答えいただきどうもありがとうございました。

駅前プロジェクトにつきましては、工事の発注、地元の事業者が共同体、事業体を作るという方法もあろうかと思いますが、なかなか難しい課題もあります。しかしながら、町に及ぼす経済効果は非常に大きいので、この後できれば町の建設団体との話し合いをすとか、そういうお考えが有るのか無いのか、お答えいただきたいと思っております。

それから、学校給食費の無料化でございますが、この事業は町議会の承認を得て実施したわけですから、問題が無いと言えましょう。ただ一町民であった私としましては、毎年行う事業であれば、もう少し詳しい内容の説明があってもよかったですかなと、当時考えておりました。

親が一生懸命働いて子どもの給食費を工面し、子どもはまたその姿を見て親に対して感謝の気持ちを抱く、これは目に見えない立派な道徳教育であると思うし、親子の絆が深まるということに繋がるのではないのでしょうか。教育的観点からも、もしこの助成事業を継続するのであれば、今後そういう点も考えて検討していただきたい、ということをおし上げておきます。

それから、ふるさと納税でございますが、先程も話したとおり、上手く活用すれば、我が町にとっては非常に財政上有り難いということになると思っております。提案でございますが、先程申しました駅前のできる図書館に対しての寄付をお願いすとか、特産品については色々中身を検討して、喜ばれるようなものをお送りすとか、ふるさと納税制度があることは知っているけども、その手続きや特典など、内容の詳細を理解してない方が結構多いと思われまますので、八郎潟町独自のパンフレットを作って、町内の家族からも積極的にPRしていただくというのもどうかな、という風に思います。

あとパソコンを使っていない高齢者もおおと思いますので、町広報とかで八郎潟町の情報を定期的にお知らせするようなシステムを考えたらどうかな、ということも、ご提案申し上げたいと思っております。

また今の駅前プロジェクトの町建設関係団体との話し合いを持つかどうか、それからふるさと納税の色々な具体的な提案につきまして検討していただけるかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫

本当に地元業者を使っていきたいとは思っています。ただ私どもから建設業者にどうですか、ということではできないわけでありまして、むしろ商工会関係から、あるいは協会からでも要望を出していただければ、私の方でも検討していかねばとは思っております。

給食費のことについては、答弁でも足らなかったところありますけれども、この事業

にあたっては、最初は滞納世帯がどれくらいいるのか職員に聞いた所、最終的には1人くらいだということで始めた事業で、いま秋田県は人口減少率もトップであります。出生率の低下が大きな要因であることは、沖縄県の数値をみれば明らかであります。県内の企業の業績もなかなか回復せず、若い人たちが結婚して子育てというのは、大変な今の時代でございます。周辺市町村から人口誘導できるような施策ではないと思っておりますし、また町内にお住まいの若いご夫婦の皆さんが、一人でも多くのお子さんを育てていただけたらな、という気持ちからの発想でございます。

それから、ふるさと納税については、家族へのPRはちょっと無理だと考えております。また寄付の金額によって贈答品をやるのも効果はあると思っておりますけれども、なかなか本来の寄付行為の本質からしたらどうかと思いますので、難しい点がありますが、ただPRについてはこれから色々考えて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

6番 柳田裕平 どうもありがとうございました。ただ一つだけ、今朝、私に商工会の方から連絡入りまして、昨日、商工会の会長、副会長会議で、この町の業者で何とか仕事できないかという話があったようでございます。商工会としては、近々八郎潟町の各建設関係の団体の人方を集めて意見交換をする、という話になったようでございますので、それだけ申し上げます。

以上終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
それではここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時52分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。
9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人 9番 菊地文人でございます。午前中に引き続きまして一般質問ということで、議長より発言の許可を得ましたので質問させていただきます。なお、一問一答ということで、よろしく願いいたします。

今回は、表題が2つということと、項目が若干細かい所もありますし、また午前中に6番さんからありました駅前開発についての重複している所もあると思っておりますけれども通告どおり質問させていただきます。

まず始めに、表題1. 町主要施設・公共施設について

イ) 駅前開発情報交流拠点施設の維持管理費は、ということですが

秋田県未来づくり協働プログラムに伴う、駅前開発の情報交流拠点施設の人件費を含む経費が、H27年度は約37,000千円、H28年度は38,000千円と示されておりますが、H29年度以降3年間はどのような推移を予測されているのか、まず始めにお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 菊地議員のご質問にお答えします。

先の全員協議会で、平成27年度と平成28年度の施設の維持管理費について説明しております。平成29年度以降3年間の維持管理費の推移ということですが、平成29年度以降についても平成28年度の3,800万円ほどの維持管理費を見込んでおります。

9番 菊地文人 3年間ということでお話しを申し上げましたけれども、残り30年度と31年度の数字もお示しいただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 3,800万円程の推移で見込んでおります。

9番 菊地文人 今後3年間は、同じような推移でということですが、27年度と28年度を比べると約150万円程違うということになってますけれども、単純に考えればそれ以降3年間も150万円ずつ増加するんじゃないかな、という私の想いでしたので、そこら辺の考え方はどんな感じでしょうか。

町長 畠山菊夫 27年の5月にオープンする予定ですので、1ヶ月分を差し引いた形で27年度分は3,700万円、28年度からは3,800万円ということで見込んでおります。

9番 菊地文人 午前中にも人件費のことでご質問ありましたが、やはり一番経費が嵩む部分ではないかと思えます。その中で、地域コーディネーター1名採用されるということでしたが、これはまた29年度以降の今後3年間も、そのままその方を必要とされるということで考えてよろしいでしょうか。

総務課長 渡部博英 菊地議員のご質問にお答えいたします。コーディネーターについては、館長補佐的な役割をしていただきますので、一番重要な位置づけとなると思えます。この施設に関しましては、ずっとコーディネーターを置くということになると思えます。

9番 菊地文人 ありがとうございます。その推移でということになりますので、一旦この質問は閉じたいと思えます。また後で関連で出てくるかも知れません。
続きまして、ロ)中央児童館の維持管理費と利用者数は、ということで
H20年度、5年後H25年度の中央児童館の経費そして利用者数、それから今後H27年度以降5年間の維持管理費、それと利用者数の予測は、ということでお尋ねしますが、その後の青年婦人会館ロマンの里の部分も合わせてお答え願えればと思えます。

町長 畠山菊夫 中央児童館の維持管理費と利用者数についてですが、平成20年度では、903万1,185円の維持管理費となっております。この年は、屋根の葺き替え・外壁補修塗装を実施しており673万500円多くなっております。利用者数については、12,935人となっております。

平成25年度については、270万円、利用者数については、12,000人程度と見込んでおります。

27年度以降5年間の維持管理費及び利用者数については、維持管理費で毎年270万円程度、利用者数については、11,500人から12,000人程度と見込んでおります。なお、今後、大規模改修等に伴う支出については、今のところ想定しておりません。

続きまして、青年婦人会館ロマンの里維持管理費についてですが、平成20年度では、青年婦人会館玄関外部土間タイル補修250,000円を含み757,585円で、7,762人が利用しております。

平成25年度の維持管理費は2月末現在で、2,145,987円となっており、青年婦人会館のロマンの里屋根塗装1,417,500円と生垣の剪定99,918円を実施しております、平成26年1月末の利用者数は7,139人です。

経年劣化による取替、補修、修繕を除いた、通常維持管理費の一般消耗品・燃料費・光熱水費・手数料・管理運営委託料については、平成20年度507,585円、25年度628,565円となっております。

また、平成20年度から24年度の利用者数の平均利用者数は8,213人となっており、利用者数に変動がありますが、平成27年度以降の利用者数は7,000人から7,500人程度と見込んでおり、通常維持管理費については、年間650,000円程度と見込まれます。

又、今後考えられる改修については、青年婦人会館のロマンの里の外壁塗装が考えられます。平成26年度は、フェンス改修を予定しております。

9番 菊地文人 推移としては、ほとんど横ばいという形で見ておられるようですが、人口の減少と少子高齢化ということで、この推移で本当にいいかということ、ちょっと疑問に思うところでもありますけれども、管理費の方は改修を除いてほとんど同じくらいということになっておるようです。

そこでですが、今後予想される推移からいきますと、やはり維持管理費は改修等除いているということなので、これから少しずつ経費が嵩んでくるのではと思えますし、入場数も果たしてこのままで行くのかどうかとなれば、若干不安な所もあると思えます。

そこで質問なんですけれども、中央児童館とロマンの里のことで、老築化による廃止もしくは統合ということの、当局のお考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 今の所はございません。

9番 菊地文人 今の所はないということですが、参考の資料として、この間魁新聞の方に若干付いておりましたので、述べさせていただきます。

総務省の関係のものでございますけれども、「人口減少や老築化で不要になった公共施設の統廃合を進めるよう、全国の自治体に要請するということを決めた。」という報道があったようです。簡単にいえば、老築化によって経費が嵩む部分、それから住民や生徒の減少の原因となって不必要になってくるものを統廃合して、ということのようです。ですのでその関係で質問したわけですが、こういった関係の自治体の方へ総務省から3月末の公共施設等総合管理計画の策定を要請する、というような報道があったようです。その際には、廃虚する場合の経費の部分、地方債の充当率は75%とする、というような特別措置のものがある、というような内容ですので、こういった関係のものも、今後考えとして必要になってくるのではないかなという風に思います。

続きまして、二) 八郎潟警察官駐在所の移転を、ということで

駅前開発でかなり駅前が賑やかになることと思います。それに伴い、駅前または消防署があるわけですが、駐在所を駅前に移転しては、という考えですが、当局の考えを教えてください。

町長 畠山菊夫 八郎潟警察官駐在所の移転については、県内主要駅周辺には交番が設置されているのが現状であり、駅前に新たな施設が建設されることもあり、移転することのメリットは大きいものがあると考えております。

しかしながら、移転にあたっては、所管する秋田県警の意向、移転先の用地の確保、建築費の予算確保など多くの課題があるのも確かであります。これらを踏まえながら、町として十分検討し、必要に応じて関係機関と協議したいと考えております。

9番 菊地文人 前向きに検討させていただくということで、承っておきます。考え方として先程もお話ししたんですが、消防と警察は、私が思うには、セットで考えるべきではないかなと思ってまして、いずれ何か事件とか事故があった場合には、警察も消防もすぐに駆け付けることになろうかと、そうした時には連絡を密に取り合って、やってもらいたいかなという考え方で、警察の移転を、といった質問をさせていただきました。移転が難しければ、統合という風な考え方もあると思います。

八郎潟町には、役場の前と真坂に駐在所が2つありますので、2つを1つにするという考え方もあるんじゃないかと思えます。なぜかという、「空き交番」という言葉があるようです。24時間ではないですけども、一人ずつ駐在所員がいるんですけども、どちらか一方、パトロールに出かけてしまうと空いてしまう、他に誰もいない、という風なことがありますので、移転が難しければ統合という考え方もあるんじゃないか、と思っております。

やはり安全・安心になると、町の中心地にあった方がいいのではないかと、こういった質問をさせていただきました。

それでは次ですが、ホ) 役場庁舎は減築工法を、ですが

役場耐震調査結果に基づき、今後の方針を定めるためのプロジェクトチームが立ち上がっておりますが、現在の状況はどういう風になっておるかお知らせください。

町長 畠山菊夫 役場庁舎の減築工法の検討についてですが、現在の庁舎を減築する場合、最低でも3階部分までは必要と考えております。その場合でも、耐震補強が必要となります。

また、減築工法については、庁舎が築40年を超えていることから、ボイラーの配管設備、外壁など今後補修する箇所が増え、維持管理費が嵩むこと、鉄筋コンクリートの耐用年数が50年となることを考慮しながら、検討しなければならないと考えております。

今後の方針を定めるためのプロジェクト委員会は、全課の職員で構成され、耐震調査結果を踏まえながら検討作業を進めており、10月8日には、八峰町の役場庁舎の視察を行っております。また、来年度は小学校の空き校舎を改築して移転する小坂町役場庁舎を視察する予定としております。

なおプロジェクト委員会では、役場庁舎のほか、その他の公共施設の耐震診断の結果、補強工事が必要とされる建物の優先順位も検討することとしております。

今後、新築・改築そして減築を含め検討してまいります。

9番 菊地文人 再質問しようと思った事の答えも出てきました。いずれにしろ工事の選択として新築と耐震化そして減築と、今の所は3つ考えられるのではないかなと思います。役場庁舎

かなり年代物になっておりますけども、世界中では減築工法といったものが盛んに行われているということですので、そちらの方も是非検討していただきたいと思ひますし、かかる経費もかなり違ってくると思ひます。新築の場合と減築の場合では、多分1/3くらい違うんじゃないかなという風に思っています。その中で色々また検討してもらえたらと思ひます。

ここまで（イ）から（ホ）まで、5つ程質問いたしましたけども、今回の質問にあたってまとめてみますと、いま町民の皆さんは、駅前開発の関係で経費がかなりかかるのではないかと、との不安の声が多く聞こえてきましたので、今回こういう形の質問をさせてもらっています。その中で中央児童館と青年婦人会館ロマンの里の統廃合を含めてもらえれば、その分また経費が下がるわけですし、維持管理費もかからないという考えの基で、先程も統廃合の話もしたわけです。

やはりそういったものは国の制度を上手く利用しながら、町の持ち出しがいくらでも少なくなるような経費の削減をしてもらえれば、そして有る物は有効活用しよう、ということの考え方で町づくりに努めていただきたいと思ひます。

続きまして、表題の2つ目ですけども、過疎について質問をさせていただきます。

まず、昨日の町長の施政方針の中でも若干触れておりますけれども、4月1日から過疎地域の指定になりそうだ、という話がありますけど、まずその過疎とは、ということでお答えいただきたいと思ひます。

町長 畠山菊夫 「過疎」とは、地域の人口が減少し、例えば医療、教育、防災等の地域における基礎的生活条件の確保にも支障をきたし、その地域で暮らす住民の生活水準や生産機能の維持が困難になる状態を示すものとされております。また、「過疎対策」とは、このような過疎の問題を抱える地域に対し、住民福祉の向上や雇用の増大を図り、さらには、豊かな自然環境や景観の形成、自然災害の防止、水源の涵養、食料・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等という、過疎地域の有する多面的・公益的機能の維持を図るものであります。

9番 菊地文人 続きまして次の質問ですけども、過疎地域になる為の要件と概況、ということをお願いします。

町長 畠山菊夫 過疎地域の要件であります、人口要件と財政力要件があります。今回、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律により、平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件に、新たに人口要件で25年基準が設けられました。これは、昭和60年から平成22年の人口減少率が19%以上であることという要件であります。本町は、昭和60年が8,239人、平成22年度が6,623人で人口減少率が、19.6%で、この人口要件に該当することになりました。

また、財政力要件は、平成22年度から平成24年度までの3ヶ年に係る財政力指数の平均が0.49以下であることの要件であります、本町の3ヶ年の財政力指数の平均は0.26でありますので、該当することとなります。

このたび、人口要件、財政力要件とも該当となりましたので、今年4月に過疎地域の指定となる見込みであります。

過疎の概況であります、全国の市町村数1,719団体のうち、現行での過疎地域の指定を受けている市町村数は775団体で、今回の法律改正により追加される市町村数は全国で本町を含め22団体であります。

また、秋田県では、25市町村のうち、過疎指定を受けていない市町村は、にかほ市、秋田市の旧河辺町区域を除く区域、潟上市、井川町、大潟村と本町の6市町村であります。

9番 菊地文人 2つの要件を満たしていることで、過疎の指定になるということでもわかりました。そうすれば過疎によって、町は何が良くなるのか、という質問ですけれども、優遇措置があると思ひますが。

町長 畠山菊夫 今回、過疎市町村に指定されると、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、財政上の特別措置のほか、様々な特別措置を受けることができます。

財政上の特別措置は、市町村が策定する「過疎地域自立促進市町村計画」に基づいて行う各種事業に要する経費について、過疎対策事業債をもってその財源とすることができるようになり、さらに将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費の70%相当額を地方交付税の基準財政需要

額に算入することができるものであります。

また、市町村が策定する「過疎地域自立促進市町村計画」に基づいて行う各種事業に要する経費について、国の負担又は補助の割合を引き上げるなどの特別措置を受けることができるようになります。

その他、行政上、金融上、税制上の特別措置などがあります。

9番 菊地文人 先程、少し答弁の中で出てきましたけども、過疎地域自立促進計画を策定しなければいけないと思いますけども、そちらの策定の時期をどういう風に考えているのか。

町長 畠山菊夫 4月に過疎地域に指定された場合、過疎地域自立促進特別措置法第6条により、町議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることとなります。

スケジュールとしては、7月上旬に今回過疎指定された市町村に自立促進方針案が送付され、7月下旬に県のヒアリング、8月中旬に総務省ヒアリングが行われ、本町の9月定例会で町計画の議決をお願いしたいと考えております。なお、議決後、国に計画書を提出することとなります。

また、過疎対策事業債の平成26年度の起債協議は4月から始まりますが、計画を策定することを前提とし、起債協議を行ってもよいとの回答を受けておりますので、平成26年度で活用できるハード、ソフトの対象事業があれば活用していきたいと考えております。

9番 菊地文人 計画の中で、やはり県も絡んできますし、総務省とか各省庁も絡んでくるということで、非常に時間がかかる作業かなと思います。これは私もわからないところなのですが、町村の計画は一旦県に上げて、それから各省庁からおいおい、というようなことになるのですか。

町長 畠山菊夫 先程も申しましたけども、7月下旬に県のヒアリング、8月中旬に総務省ヒアリングが行われます。

9番 菊地文人 そうすれば県は、ただチェックするだけという考え方になるのかなと、その中で県の方が今回の町づくりプロジェクトのように、市町村の立てた計画の中に県が関与してくるということではない、ということでしょうか。

総務課長 渡部博英 秋田県では、平成22年8月に「秋田県過疎地域自立促進方針」を策定してございます。これは平成22年度から27年度までの期間で県で方針を定めております。町のこの計画については、県の施策との整合性をもたせなければなりません。町では、恐らく26・27年度分の計画を策定することになると思われます。

また、過疎債を対象とした事業をすとなれば、県の方針あるいは町の計画になれば事業ができませんので、当然県の施策に則って町の計画を盛り込んでいくということになります。

9番 菊地文人 そうすれば、過疎地域自立促進計画があって、また八郎潟町独自の基本方針があると思いますけども、そこら辺の整合性はどういう風に、どちらが優先とか出てくるわけでしょうか。

総務課長 渡部博英 町で策定する計画について、県の施策との整合性をもたせることですが、第一は町のこれからやるべき施策を、どんどん町の計画書に載せていきまして、これを県に示しながらヒアリングを受けて、町のこれからの計画に盛り込んでいきたいと思っております。

9番 菊地文人 町の基本計画に沿って、この自立促進計画が作られるということではない、ということでしょうか。県の方の整合性を大事にしなければいけないということですか。どちらですか。

町長 畠山菊夫 過疎債になったことによって、自立計画とは別に考えていかなければいけないと思うわけですが、これから例えば当初予算色々考えたものがありましたけども、26年度当初予算査定でできなかったもの、こういうものも何が対象になるのか、色々メニューありまして、対象になるものがありましたら、それにのって補正で事業を進めていくことも可能でありますので、自立計画とはまたちょっと違うということでご理解いた

だきたいと思います。

9番 菊地文人 先程町長から、当初予算でできないものは、もしかしたら過疎債でできるかも知れない、ということでありましたけども、全国的には色々やられてる事業があると思います。その中で、どちらかといえば近年はハード面よりはソフト面の方が重要視されているようであります。最も有名なところでいいますと、徳島県神山町の住交流事業、NPO 法人グリーンバレーという、代表者が八郎潟町にも来て講演をしていただきましたけれども、こちらの考え方も非常に参考になるのではないかと考えています。

この過疎債、上手く使えば様々な事業展開ができるということで、新聞報道でも総務課長さんが前向きに捉えたいということがありましたけれども、前向きに捉えて上手く活用していただきたいと思いますが、ただ債務ですので非常に怖いところもあるわけです。そういったバランスを考えながらこれから町づくりに向かっていただきたいと思っています。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。
次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美 5番 加藤であります。私は質問通告の中に5点を出しておりましたけれども、印刷されて配付されたのが2点でありました。今回質問するにあたって、私にどのような質問をするのか、ということで訪ねてきた職員は1名でした。やはり議論を活発化させる為には、その質問者が何を聞きたいかということ、職員が訪ねてくるのが本当だと思います。町長が全て知ってるわけではないので、やはりその辺を上手くやらないと、町に対して発展的な意見が出てこないのではないかと、こう思います。それについては答弁はいいかもしれませんが、本来の議会の討論の在り方というのは、そういうものだと思うので、なにとぞご検討をお願いします。

最初に、八郎潟町長のトップセールスについてお伺いしたいと思います。

私は昨年3月議会で、町を夢のある町、安全・安心な町を作るためには、ということで議会で議論を重ねていくことが大切、と発言いたしております。その上にたって町を豊かにしていくための対策等を議会で議論させていただきました。しかし、町当局からなかなか適切な対応が得られず、現在に至っております。

特に町の基本産業の育成、新規産業の育成等であります。町長は平成20年の選挙公約の中で、農家と消費者がタイアップした生産・販売体制を作り上げ、ブランド米として八郎潟米を定着させ、お米の消費拡大・農業所得の増大を図り、また認定農業者100人、集落営農組織10団体、更には直売所を支援して販売拡大を進めることによって、生産農家が増える仕組みを立ち上げたいと公約しております。町長が公約されたことが、今現在何%達成されているのでしょうか。

それから、町長は私の質問に対して、国県の方が定まっていな段階では答弁を差し控え、NPO 法人の設立に至っては個人で設立するものなので援助しない、と答弁いたしております。他に例をあげて説明いたしますけれども、北海道にワインで有名な池田町という町があります。当時の町長は丸谷金保といい、赤字再建団体の町をワインを作る公営企業を立ち上げ、赤字再建団体から立ち直した町長としても知られています。一方では、一村一品運動の先駆者としても全国に知られている方です。

町長が後で語ったものを読むと、国との戦いがあったようであります。国では民間にシフトして事業を行っていくように指導されたようですが、丸谷町長は国の指導に反対し公営企業を立ち上げ、再建団体を脱出したようであります。成功の過程には、職員の国内留学・国外留学で人材を養成、未利用地の買収、ブドウの改良と苦労が色々あったと記されています。

一村一品を成し遂げた丸谷さんや、大分県の平松知事にしても、特産品の創造とは地域の人々が長い歳月をかけ古い歴史と伝統を活かして培ったものを、更に住民の英知を結集して新しく作り出すこととっております。このような指導者の体験談をみると、国県にとらわれることなく、自らの考えで行動する方が、町民に夢を与えるのではないのでしょうか。これが今盛んに言われている、地方分権の独立性だと思っております。町長はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

TPPの問題が提起されてから、市町村間での産地間競争が激しくなると想定されています。そのため地域の特産品の開発が、活発になっています。国では、平成26年に採り先がはっきりした物であれば、産地名をブランド保護し、海外を目指して販売すると言っています。今の段階では、鹿児島県の黒酢、鳥取砂丘のらっきょう等があがってい

ます。我が町に於いても特産品になりえるものがあると思うが、町長は特産品についてどのような考えを持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

また、海外まで想定しなくても、やがて国内に於いても産地間競争が激しくなることを考えると、今あるものに八郎潟町のロゴマーク「ニャンパチ」あるいは「浦城のマーク」等を付け商標登録し、取り付けたものを添付し、販売戦略を早いうちから対策を立てる必要があるのではないのでしょうか。

町長は、平成25年10月28日婦人会研修会で、駅前開発の構想を説明し、飲食店を開設する人に対しては町より支援する、と話された町民より私にお話しがありました。このことが事実だとすれば、私が昨年から再三再四、農業の六次産業化を目指し、NPO法人の設立に向けて行政が支援すべきであると質問したのに対し、町長は法人の設立は個人なので支援できないと説明してきました。私が考えるには、飲食店も個人経営・民間経営であると思うが、なぜNPO法人の設立に支援できなくて飲食店に支援できるのか、その理由をご説明願いたいと思います。

次に国の教育委員会制度の改革が実行された時、町長は町の教育をどのような方向付けなさるのか、町長に質問したいと思います。

国では今、教育委員会制度の改革を目指して議論しているようであるが、この内容を見てみると滋賀県で起きたいじめから端を発し、誰も責任を取らない教育委員会から責任の所在を明らかにするための行政のトップに、まだ確定はしておりませんが、教育委員長と教育長の権限を持った人を首長が任命できるシステムになるように報道されています。仮にこのようなシステムが導入された場合に、町長は八郎潟町の教育をどのような形に持って行きたいと考えているのか、所見をお聞かせ願えればありがたいと思います。

老婆心ながら心配することは、ややもすれば時々の政治権力者が、都合の良い人を集めて委員会を構成し、誤った方向に行きかねないからであります。また、反対にその町の特色ある教育がなされるという利点もありますが、その為にはしっかりとした町の教育理念を今から確立しておく必要があるのではないのでしょうか。

学校給食についてお伺いいたします。教育長にお伺いします。

今、学校給食で2千万円の予算を計上しておりますが、昨年の当局の説明では、保護者の経済的負担の軽減、教育の充実に資すると共に子育ての支援のため、ということでありました。しかし私に届いてる町民の声は、「衣食足りて礼節を知る」という言葉があるように、現在の満たされた飽食な社会状況では、衣食住は若干な人を除いては生活に困窮する人が我が町に於いては少ないという声があります。親が子育てをしていく上で、子どもに食事を与えるということは、親として最低限度の義務であると考えている人が多いようでありました。給食に2千万円の予算を計上するより、今の変化の激しい教育行政に対応するような、もっと子どもたちの将来を見据えた、八郎潟町小中学校で学んだことを誇りに思えるような先進的な教育環境を整えてほしい、という声があります。

町長 畠山菊夫

まず答弁する前に、冒頭でおっしゃったことが、ちょっとわからないので質問したいほどのことなんですけども、加藤さんは町民の皆さんに「私は人間として一番大切なことは、心の痛みのわかるような道徳心を持った教育が一番大切だと考えております」とおっしゃってます。ちなみに「道徳とは正常な社会生活を保つために、みんなが守らなければならないルールであると広辞苑には書いてあります」とおっしゃってます。「私も教育の中で人の歩む道は、ルールを守る人間として他人を尊重することであると、かつての教育で教わりました」と言っております。

もしそれが事実だとすれば、ルールは何のためにあるのでしょうか。ルールは加藤さんが作るものなのでしょうか。一般質問を職員が聞きに行くことがルールなのでしょうか。それが正当だとすれば、これは大変なことになりますよ。加藤さんも役場職員時代あったと思います。人の心の痛みを分かっている発言です。役場職員も忙しいです。そういうことを私は指導できませんことを、はっきり言っておきます。

答弁いたします。

通告書乙には、選挙公約は何%達成されたか、とのご質問だけでありましたので、お答えいたします。70%くらいだと思っております。

次に、法人設立と民間飲食店経営に対する支援の相違についてですが、このことに関しましては、昨年3月議会でのNPO法人の設立についての答弁からと思いますが、町ではNPO法人を立ち上げる事は致しませんが、設立の支援をしていきたいと答弁しております。ですから加藤さんの町民に示したことは違った発言でございます。

婦人会でどうのこうのというお話しがありました。婦人会の会合で飲み屋さん作

ってそれを支援するお話しだと思いますけども、私は正確には「町民の皆さんからは駅前に飲食店があったらいいな、という意見もあります」ということを言うだけでありますので、その辺は正確に質問してほしいと思っております。

それから、町の特産品でありますけども、マガモ、佃煮、いちじく羊羹、桶、樽、願人どぶろく等があります。

国の制度改革にともなう町長の教育指針についてですが、今ご質問されたことについて答弁したいと思います。

平成25年12月13日の教育再生実行会議からの「教育委員会等の在り方について（第二次提言）」において、「合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間で、責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足」といった課題が指摘され、地方教育行政の責任者を教育長とすることを柱とする改革が提言されております。

教育委員会制度の在り方についての具体的な内容については、マスコミ等の報道でいろいろと紹介されておりますので、皆様はだいたいのことはお分かりのことと存じます。しかしながら、最近その提言に対し二転三転した方策が打ち出され、今のところどういう形になるかまだ時間を要することです。法案が通り、規則改正され、施行されるまでには1年から先のこととなると思われまます。

新しい法案が施行されるおりに、本町の教育行政に首長としてどういう係わりをするべきなのか、法案内容を見極めてしっかりと判断し、対処してまいります。

教育長 江島廣

午前中に町長から柳田議員さんへの答弁と同じ内容になりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

八郎潟町では、町内に住所を有する児童・生徒の保護者に対して、平成24年度から学校給食にかかる経費を助成しております。助成の趣旨といたしましては、子育て支援対策の一環として、子育て世代の保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資することを目的として助成いたしております。

助成対象者としては、①八郎潟小学校または八郎潟中学校に在籍し、町内に住所を有する児童・生徒の保護者、②特別支援学校の小学部または中学部に在籍し、町内に住所を有する児童・生徒の保護者、③町外の小学校または中学校に在籍し、町内に住所を有する児童・生徒となっております。

給食費の助成にあたり、学校給食の一食あたりの単価は、小学生275円、中学生325円となっております。この単価については、平成23年度以前の給食単価を参考にしております。

助成事業の成果については、保護者からは大変よかったという声は聞こえてきます。ただ具体的に給食費助成によって、経済的軽減の恩恵や児童・生徒の教育の充実が図られているかなど、検証している訳ではありません。26年度で3年目を迎えますので、子育て世代の若い保護者への支援として給食費を無料にし、かさむ種々の教育費の一部に使用できれば、という願いである町の施策を受けて「教育費にどのような変化があったのか」などについて、助成申請のおりにアンケートを実施し、検証いたします。

また、給食費が町民のみなさまのご支援によって無料になっている旨を、給食日より等で公報し、保護者や児童生徒への感謝の心の意識化を図って参ります。

5番 加藤千代美

副町長にお聞きしますけれども、議会では議論を深めていくために一般質問の通告制をしています。その通告した内容を深めるために、議員が質問したものについて解らないという場合には、県庁の職員でもそうだと思うのですが、その質問者の意図、そういうものを職員が聞いて、より議会の中で内容を深める、というシステムをとっているものだと思うのですが、それはどうなのでしょう。

副町長 智田邦英

昨年2・3月くらいに、今のご質問と同じような形で、県の市町村課の行政班の方にお電話頂戴したことを、私、実は覚えておまして、部下の方から「八郎潟の加藤議員さんの方から、こういう質問があった。議員さんの中で、こういうやりとりをしたり、当局の方から質問したりするということがあるのか」という話を伺っております。それに対して部下がこういう答えをしたいというのを私に相談しております。その中で部下の方には「議会はよそのことも参考にしながらも、議会の自治という中で議会の運営の仕方、それをきちんと自分たちでルール化して、どういった形でやるのがいいのかを、まずは議員の皆さんで議論いただきたい。という形で答えろ」と指示しておりました。それは覚えておられますでしょうか。

ですので今のご質問についても、議会の運営の仕方、議会のやりとりの仕方について

は、まずは議員さんの中で議論いただきたいと思いますし、県の方でそういった場合にどうしてるかというのは、もちろん細かい中で解らない点があれば、当局で聞きにいたり、所管してる財政課が質問に行ったりはしています。ただ、その中でもやはりここまで簡便な質問通告というのは、なかなかございません。やはりもう少し何が聞きたいのか、どういう事を確認したいのか、まだまだ書き込んだ上で、その中で意味が解らない言葉だとか用語だとか、そういったものは確認しております。ですので先程町長おっしゃられたように、これくらいではなかなか質問として意図を読み取れませんし、仮に通るということであれば、議会には事務局というものがありますので、そこの方が本来は仕切るという形になります。県の方も実は当局が行っているのではなくて、議会の職員として併任がかけられている職員というのがいて、その者が伺っている。ですので議会の事務局の職員が行っているという形になっております。

5 番 加藤千代美 指導の方法が変わったかもしれませんが、私たちは県から来た当時の長岐さんを始め、ここに在籍した土橋富繁助役、藤田助役にしてもそうですけども、質問に対してより簡便に答えられるように、職員方が出向いて聞きなさい、という指導を受けています。私が言うのは、議会の中で空虚な議論よりも、事前に敢えて質問しなくてもいいこともあるわけです。現に私と総務課長の中では、電話して確認して質問を止めたのもあります。

私が聞きたいのは、いま町長が言ったけれども、産業の振興の中で特産品こういうものがありますよ、ということをやったんですが、26年度の中で国はブランド化するというのを言ってるわけです。それに対してどうするかということをお聞きしたいです。

この一般質問を書くというのは、いわゆる行政の職員と議員との論文競争なんです。それによって町を更に良くしていこうという観点があるわけです。もっともっと中身を詰めていきたいというのが、議員の中の意見であると思うのです。その為には副町長の言うこともわかりますけども、私たちはそういう指導を受けてきたので、県の職員も色々あると思いますけども、そういう観点で質問してるわけです。だから私はルールをちゃんと守っているつもりです。

それはさておいて、前段はそれくらいにしておいて、もう一つここでいわゆる26年度ブランド化する方向が、はっきりと国から示されております。それに対して、そういうものがあるという中で、町長はどういうブランド化、産地間競争が激しくなる中で町としてどういう取り組みをしていくか、ということをお伺いします。

先程午前中にもあったんですけども、やはりブランド化と同じで、魁新聞の上小阿仁の例について、昨日の総括質疑の中でも申し上げましたけれども、意見がかみ合わない、予算書を示して話したんですけども、夢プランの中で「経営所得安定対策」というのがあります。

それですけれども、町独自で補助金を頼らないでやるものは何であるか、と私は聞いているんです。補助金のない投資的経費で、町がどういう特産物をやろうとしているのか、それを聞いているんです。予算書を見るとそれがなかなか出てこない。これが国の26年度の特産品の保護する産地名のブランド化とも関連してくるんです。その辺のことについて答えてもらいたい。

町長 畠山菊夫 町の特産品は何ですか、だけ聞いているんですよ。だから私答えただけなんです。ブランド化ですか。何を聞こうとしてるんですか。

5 番 加藤千代美 休憩していいですか。

議長 三戸留吉 ちょっと休憩します。

(休憩)
(再開)

5 番 加藤千代美 総括質疑の中で言ったように、特産品と関係あるけれども、経営所得安定対策の中で投資的経費の中で町が補助金を受けないでやっているものは何があるか、それを聞きたいです。

産業課長 加藤貞憲 今の加藤議員さんの質問にお答えします。

特産品、先程町長が申し上げましたが、その特産品の販売に際して、今回「ニャンパチ」が八郎潟町のイメージキャラクターということで、総務課の予算でシールを作成の

予定となっております。それを特産品、お菓子、マガモ等に貼り付けまして、これから販売していきたいという考えでおります。

議長 三戸留吉 これにて5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 議席番号8 日本共産党の北嶋賢子です。今回の質問で70回目の質問になります。70回質問した中で、今回のような出来事は初めてでございました。

それではまず始めに、原発被災の報告からしたいと思います。

東日本大震災から3年、秋田県にも未だに千人以上もの方が避難をしております。安倍内閣は、原発を重要なベースロード電源と位置付けて、再稼働、核燃料サイクル推進のエネルギー基本計画政策案をこの2月25日に決めました。そして夏にも原発の再稼働を強行しようとしています。

3年前の福島第一原発事故が、まるで無かったような態度は、故郷を奪われた私たち罹災者の家族からみれば、全くの悪代官です。母の骨は3年経った今でも、線量が高いために墓地に納骨されていません。富岡町に戻らないと決めた家族は、いわき市に新しく家を建てました。一番上の姉に言わせると「あんな小さな家に6人もどうやって住むの」と言いますが、福島県内にばらばらの借家住まいだったのが、また家族一緒に暮らせるのなら恵まれていると思います。農繁期に入る前、学校の春休みの内に様子を見に行ってきたと思います。

さて今議会は、3つの項目を通告させていただきました。通告の順に従って質問をいたします。

No.1、気概のある農家に町独自の支援を

小さくてもやる気のある農家は全て農家の担い手、と題しました。我が家は4棟のビニールハウスの内の2棟で、冬の間小松菜の栽培をしています。1棟は12月中にお正月に向けて出荷をし、あと1棟は2月いっぱいかけて収穫、春までにあと1棟ほしいということで、夢プランに申請中の認定農家です。

今年の高岡フラワーベジタブルの総会は、蕎麦打ちをしました。これまでは餅つきをしてきましたが、今回は蕎麦にしました。既に30人以上ものグループになりました。そんなに増やして、賢子さんちの野菜はどうしてるのか、と心配してくれる方もいます。

TPPを前提に家族農業を締め出し、食糧自給率を激減させる農政に相反し、私たちはやる気のある農家には、どんどん作って元気になってもらう方針です。土に親しんだらおのずと身体も元気になります。

月曜から金曜までの朝の玄関先は、500食分の野菜で玄関先はとても賑やかになります。管理と世話は、まるでボランティアのようだけど、とても充実しています。家では個人的に、中央市場の丸果との付き合いがありますので、去年は学校給食に使用しない「みょうが」を同一規格にして出荷をしました。どこの家でも「みょうが」畑があります。花を咲かすのがもったいないので、500gづつ袋に入れて持って来てもらい、家の野菜と一緒に出荷をしました。10年前のある事件をきっかけに、さてこれからどうしよう、という時に「畑があるなら野菜を作れ、取りに行ってみようから」と丸果の社長から言われました。以来、朝一番に能代市場に向かった車が帰りに家に寄って積んでいってくれます。ですから会員が増えて余剰野菜が出て来ても恐くありません。

これからは、駅前の賑わいにも参加できます。ビニールハウスを建てたい、冬野菜に挑戦したい、このような農家も出てきました。ところが野菜は安いし、ビニールハウスを建てるとなると高いからといって、躊躇している農家もあります。認定農家には何かしらメリットがあります。30人のグループの中で、認定農家は3軒しかありません。

これまで耕作放棄された畑は、ほぼ無くなりました。あんなに荒れていた畑は、学校給食に野菜を作ることによって本当にキレイになりました。お互いに切磋琢磨した良質な野菜が取れたなら、放射能の心配のない安心・安全な秋田の野菜・山菜は、丸果も大歓迎です。駅前の賑わいにも必ず貢献できると思います。小さな農家にも何かしら援助を、ということでございます。

No.2、地場産業の育成で雇用の充実を

鴨のふ化から、加工・販売まで、個人任せにしないで今こそ事業の展開を

「八郎潟の特産品というから行ってみたら、あんな所でチマチマと、宝の持ち腐れ」と北海道旭川市からのお客様にグサッと抉られて、考える機会を与えてもらいました。全国では2位の湖だった八郎潟、抜群の知名度があります。そして3月は、渡り鳥たちが北紀行の季節です。私は大潟村のラムサール条約の指定を心待ちにしている一人でもあります。

人々の動く条件はあります。通過点となる八郎潟町、鴨は八郎潟のヒット商品です。県や県立大学が進めている八郎湖がキレイになって、シジミ貝が復活し、鴨とシジミののぼりが風にはためいたら、道路事情を良くして誘客し、来たからには食べて買ってもらう、経済効果がないと赤字になってしまいます。夢のような話ですが、要はやりようだと思います。鴨のふ化から加工販売となると多くの労力が必要になります。雇用が発生します。No.1、No.2共に駅前の賑わいのバックアップになるのではないのでしょうか。

No.3、高齢者対策として

イ) 高齢者の肺炎球菌ワクチンに補助を

1回接種すると5年間は肺炎の予防になるといいます。夫の母も、原発事故後の避難中に肺炎で亡くなっています。1回接種して5年となると、家でも90才の母がいますので、95才になるまで大丈夫ということになります。老人医療費の抑制になると思いますけれども、井川町や潟上市では行っています。是非ともこの補助をしていただきたいと思ひまして、取り上げてみました。

ロ) 町内循環バスの運行を

月に一度の割合で母を湖東病院に連れていきます。待合室には、5月1日から新病院での診察開始連絡が張り出されていました。帽子をかぶってマスクをしても、すぐ見つかってしまいます。かくれんぼになりません。待合室はお茶が出ないだけで、さながらサロンに変わります。

路線バスが無くなり、デマンドタクシーも良いのだけれども、どうも電話をかけるのが億劫で、井川町のように定時に町内を回るバスがあれば、本当に助かるんだけど、これは通院されている皆さんからの要望でございます。

以上3項目となりました。ご答弁よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答ひいたします。

T P Pの影響は、主産業が農業である本町には多大と思ひますが、国・県の施策に沿って進めて参ります。農業夢プラン実現事業を利用して、パイプハウスで冬期野菜の作付けをしていただいていることは、複合経営への誘導の観点から、今後とも事業の拡大をお願ひしたいと思います。

町では、新年度予算で農業夢プラン実現事業の町単による、嵩上げを計上しております。担い手農業者の複合経営による、収益確保を狙いとして実施するもので、制度を大いにご利用していただきたいと思ひます。

次に、地場産業の育成で雇用の充実についてですが、議員の指摘のとおり、後継者問題など事業展開に足踏みをしていることも、確かであります。人や施設の問題で、どの様な支援が必要か、協議をしたいと考えております。

駅前にぎわい・ふれあい元気プロジェクトに波及すべく、支援は必要と考え、町独自でも実行すべきことは今後とも進めて参りたいと思ひます。

次に、肺炎は日本人の死亡原因の第3位となっており、特に75歳以上の方の肺炎での死亡率は、男女とも急激に増加している現状です。おたずねの高齢者への肺炎球菌ワクチン接種への補助についてですが、国では、予防接種法の改正を予定しております。これにより高齢者への肺炎球菌ワクチン接種が定期予防接種となります。現在の情報といたしましては、秋頃には同法の施行となる見込みとなっております。

本町といたしましては、法に基づく対象者・接種方法・助成等について、詳細が把握できた段階で助成を検討したいと考えており、国の動きを注視し、速やかな対応につなげたいと考えております。

次に、町内循環バスの運行についてのご質問ですが、路線バス面潟線が廃止され、その代替交通として平成25年度よりデマンド型乗合タクシーを運行いたしました。また、現在運行している路線バス八郎潟線については、県・町で補助金を支出して継続運行できるように支援しております。

このことから、地域を支える路線バス八郎潟線の継続運行を考慮すれば、北嶋議員のご質問の町内循環バスの運行については、現時点では考えておりません。

しかしながら、高齢者の外出支援、買い物支援のためには、循環バスのような運行が必要となると思われますので、駅前に建設される施設の利用状況を見ながら検討してまいります。

8番 北嶋賢子

循環バスのことに関しては、少しは希望があるというように解釈をしました。そして高齢者の肺炎球菌も、法に基づいてやるということなので、わかりました。1と2も、これからも私たちとして頑張っていかなければいけないと思ひています。

そしてこれは報告なんですけども、ちょっとお話しをしたいと思います。

昨日帰ったら「野菜を作ってくれている皆さんへ」と、小学校の1年生から4年生までの子どもさんたちから、今年も絵手紙が届いていました。手紙がくる度に、みんなで回し読みをしています。そして中学校からは試食の案内が来て、今年も2組の夫婦を派遣しました。今年度は16種類の野菜を学校給食に届けております。先程来、学校給食の無料化のことが言われてましたけれども、町の方で予算が置けるようになってから、野菜の代金がスムーズに入ってくるようになってきました。すごく助かってます。これは、私たちからは、お礼を言いたいと思います。

そして2番の産業の育成は、当然6次産業が伴ってくると思います。鴨の加工、野菜の加工もあると思います。家では、ニンジンを中心に1反歩作ってます。10キロ掘ると4キロのロスが出ます。色んなニンジン料理を作りますけども、この間ヒット商品がありました。湖東農協の女性部の生活工夫展に、ニンジン入りのニンジン色した「お焼き」を出しました。名前をどう付けようか考え、八郎潟に沈む夕日から「八郎潟の夕日」と名前を付けて出しました。大好評でした。これは商品になるな、と思いました。そのことも合わせて報告し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて8番 北嶋賢子君の質問を終わります。
少し長くなったので、ここで10分ほど休憩します。午後3時15分から再開します。
(午後3時)
(休憩)
(午後3時15分再開)

議長 三戸留吉 それでは再開します。次に、11番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

11番 近藤美喜雄 私の方から質問させていただきます。項目は6点だしておりますけども、なるべく端的に質問したいと思います。ご答弁よろしくをお願いします。

最初に、人口の転出ペースの加速と町の長期展望、ということでございます。

これは前の議員さんの質問と一部関連しておりました。同じところは省略させていただきますけれども、総務省の統計局の統計によるものでありまして、平成25年の住民基本台帳人口移動報告によれば、秋田県は全市町村で転出超過がみられる。これは単純な人口減少増加の資料ではなくて、町に入ってくる、或いは町から出て行く、この人口の比較の統計であります。これがありまして関心を持って見させてもらいましたけれども、特に秋田県の場合は、15～64歳までの人口が全市町村に渡って出て行ってる、減少してるということです。なぜそこが大事かという、おわかりのとおり働き盛りの年齢です。この年齢の人口が出て行くのが非常に大きいということは、とりもなおさず町の活力が無くなっていく、ということは明確です。小さい子どもさんも高齢者の方々も含めた総人口は、それはそれで大事なんですけども、この人口減少が加速しているようなことになると、これは非常に町にとって由々しき問題だと思ひまして、この点を特に注視してみたわけです。

先程、資料提出とありましたけれども、この点について町の状況はどうなっているのか、特にこの関係と、町の将来構想、基本構想、長期構想というようなものと、それぞれ連携してくるんじゃないか、それなりに見直し等の時期がきた場合には、かなりそういう点を吟味しなければならぬのではないかと、こういう風に思っているところでございます。そういう関係で、特に数字我々も持っていませんので、どういう状況に至っているのか、どういう傾向にあるのか、町の長期計画とどういう関わりをもってくるのか、その辺でもしお気づきの点がありましたらご説明お願いしたいと思います。

それからもう一つ、同じ項目の中で色々な対策を各町村でもたれてるわけなんですけども、特にこの中で働く場所があれば文句ないわけですが、いわゆる転入の大きいところ、東北でいいますと仙台市、全国的にいいますと東京圏で転入が非常に多いわけですが、いわゆるこの15～64歳で、となりますけれども、あってほしいのは働く場所、働く場所がないから、この年齢層の人たちが移動していくということになるわけですし、その中で特に関係するのは、町でも色々な子育て支援だとか、色々な対策をやっています。その中で子育て支援策といわれるものが、今までどの程度やっているのか、予算的に事業費的に掌握できると思いますので、そこら辺も合わせてご紹介いただきたい、できれば後で資料をいただきたいと思っております。

この資料をまとめるということに、一つの狙いがあります。私も欲しいのですが、町でも改めてこれをまとめることによって、今までやってきた政策がどういう評価ができるのか、今までどおりでいいのか、あるいはこの後、2年後3年後に廃止するのか、支

給の方向だとか支給額を増やしたいのか減らしたいのか、評価によって出てくると思います。そういうことにも繋がりますので、この支援策をまとめたものをご紹介いただきたいと思います。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えします。

本町の人口推移は、平成20年10月1日から平成25年10月1日までの5年間で471人、6.8%減少し、うち地域を支える生産年齢人口は515人、12.2%の減少となっております。この人口減少と少子高齢化社会は、本町を含め県内各市町村においても深刻な課題であります。総人口、生産年齢人口が減少することによって、生じる影響については、税収の減収、行政コストの増大による住民サービスの維持確保、高齢化の進行による社会保障費の増大、高齢化世帯、特にひとり暮らし世帯への支援対策など、様々な課題をかかえることとなります。

これらを踏まえ、秋田県では、各市町村と協働で「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」、更に平成26年度には、人口減少対策班を設置するなど、その対策に取り組むこととしております。本町としてもこれらと連携しながら、町独自の施策を推進したいと考えております。その計画の根幹となるのが、平成28年度から始まる八郎潟町総合振興第6次基本構想と考えております。この計画策定にあたっては、健全な財政計画のもと、課題対策に向けた施策を取り入れてまいります。

また子育て支援対策についても、現在取り組んでいる各種施策を検証し、社会情勢を見極めながら、その対策を講じることが重要であると考えております。

現在、本町における子育て支援策については、色々やっております。かなりの補助をしていると思っております。学校給食無料化のほかにも、子育ての不安や負担感を解消する場として子育て支援センターの設置、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対しての学童保育事業などのほか、児童手当等の支給や各種予防接種・医療費・健診料の免除、保育料への助成などの支援を実施しております。総額的な金額については、今は把握しておりません。

11番 近藤美喜雄 今町長が言われたとおり、いわゆる次期計画を策定するにあたっては、十分配慮したいというようなことでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

先程言いましたように、この取りまとめの資料については、後でお願いできますか。

福祉課長 落合智 子育て支援は種々ありますので、表に一覧したものの形で近々にお示しいたします。

11番 近藤美喜雄 今お話ししたように、資料そのものは、それぞれあると思いますけれども、それを一つのきっかけにして評価をしていただきたいという期待感があります。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、湖東病院の関係でありますけれども、実はこの質問を提出していたわけですが、この度の行政報告でかなり具体的な報告がされております。更にまた、私の後で村井議員さんの方でも、特に赤字の關係に絞った、補填の仕方について、質問があるようですので、この点については私は割愛させていただきます。ただ前段に書いてありますように、医師がその後どうなったのか心配があります。ちらほら聞いておりますが、最新の情報はどういう状況になっているのか。

特にもう一つ救急対応について、地元からは根強い要望があるわけですが、これとて病院の体制なり先生方の対応なりあるわけですが、この点について最新の情報はどうなっているのか、ということをお聞きしたいと思います。

それから後の方に譲りたいと思ったんですけども、赤字が今見込まれる26年度の積算額は出ていました。この根拠。それからこの後4年間、どういうところを吟味してその赤字が出てくるのか。これも把握できれば。

というのは、議会としてもそれぞれの町村において、この後どうなるのかということがさっぱりわからない状態では、負担の約束をするということに影響があると思うので、やはりできるだけこういう風な方向で、こういう中身で、ということ。額は今出ないということが、さっきの行政報告でわかりましたけども、何が原因かわかるとすればその辺をよろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫 いくつかお答えしたいと思います。

課題であった医師の確保については、開院時には正職員10名、非常勤3名が予定されております。しかしながら救急対応については、手術対応ができないことから、まだ先になる見込み、という報告でありました。

そしてまた、病院赤字の主な要因は、術数が少ないことから診療単価が上がらないのが主な要因であります。以前湖東病院が黒字の時期がありました。3人の医師が朝から晩まで手術をして、手術の回数がありまして、その時は黒字でありました。いずれ入院患者はオープンから徐々に受付しまして、年度内にできれば満床にしたいというお話しでありましたが、それも不透明でありますけども、いずれ手術などの医療単価が上がらなければ、なかなか黒字には転じない、そしてまた、その為には医師の確保が最優先課題だと思っております。

11番 近藤美喜雄 後段の方の質問は、あとの方をお願いしたいと思います。

いずれ5月1日を目指して準備を進めている段階だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業関係でありますけれども、これも前の方とダブルところがあります。具体的にお話ししてみたいと思っております。

というのは、新経営安定対策の中で、さきほど前の方にもありましたが、飼料用米これが大きく、今までの転作の予算の分が飼料用米の方に移行する、ということがあります。これに対する取り組みというのは、われわれも色々見ますと、なかなか各農家で取り組もうとしても難しい状態にあります。なぜそうなのかということは、はっきりしてはいるんですが、昨年の暮れに突然こういうようなことが出てきてまして、農家も各種団体もそれに対応できないということだろうと思っております。例えば農協にしても、仮に種籾が準備できたにしても、乾燥機の問題やら色々な問題が絡んできます。ですからただ栽培すればいいということではないので、そういう点では準備が遅れたんだなと感じておりますけれども、ただ現時点で、我々これを早合点して、農家も早合点するわけにいかないので、町からどういう風な状況なのかお知らせいただきたいと思っております。

特にこれをやるとなれば、手順がかなりあるようでございまして、早急な申込だとか農政局の許可だとか出てくるような感じがしています。この点について、なかなか農家も、例えば今紹介されている中で、105千円というのがよく言われます。飼料用米やると105千円だと言われます。これは早合点でそうはいかないわけであって、55千円から105千円なんですけども、私どもの認識では、八郎潟町が配分に使っている米の標準数量があります。この数量で転作や米作面積を配分しておりますけども、これに150をプラスするか、マイナス150にするかで55千から105千円の間ということ、簡単にはいかないということになるわけです。その認識でよいのか正確ではないけれども、書いたものではそうでした。そうするとやはり、これも多収型の専用の品種を使わないとダメなんです。そうでないと付くお金も付かなくなりますから、できるだけ105千円に近づいた収量をとる、いわゆる収量払いですから。

それと多収の品種を、全国で指定された18品目、あとは知事が申請して農政局が認めた品種がプラスされるようですが、そういう風なものが指定されております。それを使うとまた加算されていくということになります。あるいはまた、更に生産農家と提携してやっていくとまた更に加算していく。というようなことですが、できるものとできないものがあるので、多収品種は独特な品種なようですので、そういう点からすると明日にでも、種籾あればかかれるよ、というようなものではないと思っております。

そういう意味で次のところに、展示圃を設けてはどうかということで、なぜかといいますと、耐病性の問題、倒風の問題、収量の問題、除草剤対策とか色々な事が、新しい品種ですから独特のものがあるようです。そうなりますと、やはり初めて種籾あるからできる、というものではないということからすれば、町で専門的な機関と提携しながら、あるいは農協さんの指導部と提携しながら展示圃を設けて、次の年に備えるということもあってもいいのではと思っておりますけれども、その点そこら辺情報をいただきたいと思っております。

それから、これも前の方とだぶりますけれども、特に農林水産業の地域の活力創造プラン、これ国の方で検討されている計画でありますけれども、この10年間で、ご承知のとおり農地の8割を担い手に集積する、ということが明確にされております。それからもう一つは、農業所得を倍増させる、というようなことがうたわれておりますが、いまそのために本町が計画を明らかにして取り組んでいる、という状況にはないと思っておりますが、そうかといってそのまま放っておくわけにもいかないだろう、ということで早急な取り組みを期待したいというところであります。これは前の方々の質問がだぶりますが、よろしくお願ひいたします。

それから、先程いいましたように、担い手の存在が非常に大きくなってきます。農地を集積するために、八郎潟町の認定農家、この方々が担い手の存在でありますけれども、年齢構成だとか、あるいはまた経営改善計画を定めて作っているはずでありますけれど

も、こういうようなものの達成状況はどうなっているのか。放置されていることはないと思いますけれども、あるいは年齢構成も、この後10年間という80代ということでは、やはりまずいだろうと思いますので、そういう担い手の見直し評価といえますか、それから達成状況、こういうものを再点検する必要が早急にあるだろうと思っていますけれども、こちら辺に対する考え方を伺いたいと思います。

それから集落営農組織、これも前の方で言ったことがあります。ただこれも同じように、本当に当初の設立のような狙いで進行しているのかどうか、これも非常にどうなのかなと思われるところもありますけれども、これを更に進化させて、例えば農業法人等に進化させていくことができるのかどうか、もう一回どうなのかな、ということがあるかもしれませんので、これもやはり農水省の集落営農活動実態調査がやられているようなので、これらを踏まえてどういう評価をしているものやら、この後どうなっていくのかということも、考え方を伺いたいと思います。

それから農業関係でもう一つ、農地・水保全管理支払があります。これは私ども真坂の例をとりますと、2年間やりました。ところがこれから3年目に入ろうというところで制度が変わってしまいました。もう一回取り組みし直すところが出てくるようです。ただ今までの制度でも、八郎潟町全域がやっていることにはまだなっていません。抜けてるところがあります。私どもが今やって感じるのは、全域がはまってもらえればと思っているところです。そうすると今までやってきた区域、特に八郎潟土地改良区が指導してる馬場目川の関係については、真坂まで地域を伸ばしていますので、そういう風なこと我々は真坂の関係は真坂でやるよ、夜叉袋は夜叉袋でやるよ、ということの方がいいのでは、という風なことで、実は一昨日話し合いがありました。うまくまとまらなくて従来どおりになるのかな、という感じもします。課長も入ってますのでその辺の考え方も一つお願いします。

それから同じこの制度の中で、資源向上支払ということの中で、施設の長寿命化活動というのがあります。この中では、いわゆる従来の活動と似たものと、更に一歩進んでいけるようなものもありますけれども、そうなりますとハード事業まで入ってきます。従来土地改良区がやってるような事業も入ってきます。というのは、農道の舗装とかあるいはちょっと壊れているような側溝の関係とか、出てくる可能性があります。ですからこれはどこでもできない可能性がありますけれども、もしやる場合に、例えば農道舗装したいといった場合に、技術的な最初のスタート時点で町の指導ができないものかどうか、というようなことを今我々考えているところであります。時間の関係もありますので、とりあえずそこまでお願いします。

町長 畠山菊夫

米政策の見直しに関しては、先月26日に説明会を開催いたしました。これは、この度の制度改革があまりにも大きな事から、農業者の皆さんに説明すべきと考えてのことです。

経営所得安定対策の見直しの中では、議員さんのご指摘のように、水田活用直接支払い交付金の飼料用米・米粉用米の10a当たり、標準反収値の8万円から、2割強の反収であれば10万5千円の交付となることから、期待を寄せられていることと思います。しかしながら、多収穫品種の種籾の確保や集荷、加工、販売等問題点が多く、国や県に要望している所でもあります。今後とも、国や県、農協などと連携し制度に沿った営農計画が図れるよう進めていきたいと思っております。試験圃場については、今年度は考えておりません。

農林水産業・地域の活力創造プランについてであります。制度に沿って進めて参ります。所得倍増を目指して、施策を進めて参りますが、有識者として町地域再生協議会、町農業総合指導センターでご意見を伺いたいと考えております。

利用集積と認定農業者の見直しについては、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業、町利用集積計画等により、ご質問のとおり加速すると考えております。営農コスト削減のためにも、進めて参ります。

認定農業者の構成は、60歳以上が大半を占めております。更新時に計画に進展の無い場合は、理由を聴取し、指導が必要と考えております。

集落営農の活動実態であります。法人へ移行できた集落営農は無く、県と共同で説明会を行わせていただきました。法人への指導についても、県と相談し実施しております。今後とも対応については県と共に行いたいと考えております。

日本型直接支払制度についてであります。本町で未実施でありました夜叉袋地区で取組要望があり、土地改良区と合同で、既存活動組織と協議をしております。区域や活動の問題点などを話し合っておりますので、実現に向けて指導してまいります。

資源向上支払制度、資源向上支払の施設の長寿命化のための活動は、前制度で本町の

活動組織は共同活動のみであり、向上活動を行った組織はありませんでした。長寿化の活動は、向上活動の継続活動組織が対象となりますので、本町の活動組織は残念ながら該当いたしません。政策については、県と充分協議し進めていきたいと考えております。

11番 近藤美喜雄 特に最後の関係について、我々も細部にわたってわからないところが色々ありまして、通り一遍のパンフレットで、そう解釈したわけですが、今町長が言いましたように、該当にならないよだという風なことがありますので、この点また確認させていただきたいなと思っております。

ただ私、先程いいました、展示圃を設けて飼料米のこういう風な問題ということを入郎瀨町でも技術的にマスターしていく必要があるだろうと、大事なことだと思います。非常に農家の収入を増やすための手法としては悪くはないわけでありますから、もう一度センター等で揉んでいただいて、またご相談していただければと思っております。よろしくお願ひします。

それでは次に駅前開発の関係であります。これについても何人もの方から質問がございました。まもなく発注着工の段取りに入るわけでありまして、町民の期待も大きいわけでありますけれども、更に町民の期待に沿えるように一層の努力をしていただきたい。最後の最後まで頑張っていたきたい、こう思っているところであります。特にこの度広報 PR ありました。一回あげたからいいというものではなくて、色んな角度から分解して毎月広報で PR していくとか、特段の努力をしていただきたいと思っております。

というのは、一般町民と我々が、例えば町内会でもどこでもですが、内容がほとんどゼロに近い状態で内容が理解されておられません。町と我々が議論してあれですが、そういう点ではまだまだ努力していただかないと、せつかくの事業が効果を発揮していくための準備ができない、ということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで具体的に、例えば発注工事の関係の質問がありました。前の方なるべく違う部分だけ質問させていただきます。一つは業者の取り扱いについては、補助事業だし技術者の関係とかで県の A 級 B 級だと思んですけども、そうすると本町には該当する業者がはっきり言って、いないわけですね。けれども可能性が全く無いのか、有るのかということで、地元ではかなり期待感がありますので、そのことでもう一度お話しを伺いたいと思ひます。

というのは、一つは工事を発注する段階では、格付けの工種分けといいますか、こういう風なことがあります。恐らくこれ書いてないので準備できないかもしれません。それはそれでいいわけですが、普通は建築一式工事ということで、一括で発注の段取りを組むわけですが、これを分割できないものか。可能であれば町内の業者、例えば電気でも水道でも分割できないものかどうか。これ私素人でよくわからないけれども、そういう風なことが可能であれば、もしかすると物件によっては可能性があるかも知れないと思ひているところでありまして、この点が一つ。これ設計発注してますから、そういうつもりであれば最初から設計に指示しないとだめだとは思ひます。この点をもう一度確認をさせていただきたいと思ひます。

それから、町の入札制度の要項では、とても対応できないことになるようですけども、例えば町の入札要項では、1億5千万以上といえば町の最高のクラスということで、それ以上にしていますが、12人以上入れるという要件なってます。所が更に遥かにこれを超えていく大きな仕事になりますので、こころ辺、この要項の12人以上が該当するのかわからないけども、ただ先程言いましたとおり、地元の業者が入る余地が有るのか無いのかというのは私どもわかりませんが、一つの方法として私考えておりますけども、いわゆる JV の問題、これは例えば、他で色んな事例があります。ただそれに入った業者がどの程度の業者なのか我々わかりません。これ新聞も賑わしたことでありますが、JV のための要項が町にあるのか私わかりませんが、この JV 地元業者を参加させるための手法としての一つの方法です。方法は経常 JV と特定 JV と2つある。簡単にできるのは特定の方かなという感じですが、いわゆるこの新聞に載ったのは三種町の事例です。町の建築業者が2業者組んで、県の経常 JV の登録をしたということで、その登録した者が地元に来て、登録したということがありました。ただ落札はしなかったようですけども、隣町でも同じようにそのグループが参加して落札した。ということがありますので、こころ辺の業者指導を町が率先してやることは難しいかもしれないけども、経常というとき常時組んでる状態ですが、特定の場合は、その事業ごと、仕事によってということがあるようですので、その辺の可能性が全然ないのかどうか、こういう風なことを考えて、これもやはりできれば地元にくらでも、と考えているわけでありますけ

ども、この点について改めてご意見を伺いたいと思います。

それからもう一点、施設が一年くらいで完成しますけども、その場合に、この施設は合体施設でありまして、本来町とか財産取得あるいは建物建てたりすれば、いわゆる行政財産か普通財産かということで、何処が管理するかということが出てきます。この場合合体ですのでどうなるのか私わかりませんが、私が今言いたいのは、全体をそれぞれ、例えば図書館なら図書館が、教育委員会が一生懸命頑張るといのはわかります。ただ3千800万円のランニングコストをいくらでも確実に達成するため、あるいはもっと下がるかもしれないですけども、全体の町政管理をする部門が必要だろうと思います。それぞれ勝手にやっているとダメだろうと思って、これに対して私はどこそこは言いませんが、そういう部門を明確にしておく必要があるだろうと、その点を一つ。

町長 畠山菊夫

工事発注につきましては、建築工事・駐車場等の外構工事・新年度で補助申請する地中熱関係の工事の3本に分割して発注する予定としております。外構工事につきましては、町内業者へ受注の機会を設けたいと考えております。

いま議員さん言われる分割発注できるのかどうか、あるいはJV参入できるのかについては、私ではちょっと答弁できませんが、実施設計発注時に指示したことは、4月以降の発注となるため、人件費・資材費の高騰を加味し、過少あるいは、過大積算とならないよう、適正な単価での積算をお願いしております。

また、近藤議員が言われるように、施設完成後の運営体制が一番重要だと考えております。現在考えている運営体制は、館長は教育課長が兼務することとし、この施設で最も重要な副館長に交流コーディネーターとして、意欲のある民間の方を募集し1名配置したいと考えております。

また、図書館ゾーンでは図書館協議会、子育てゾーンでは子育て促進協議会、交流ゾーンでは交流促進協議会を立ち上げ、利用状況、町民の声を聞きながら、様々なソフト事業を企画し実施します。

なお、施設全体の運営を協議する「情報交流施設運営協議会」を設立し、各ゾーンの連携した取り組みなどを検討し、施設の利用率の向上を図っていきたいと思っております。

11番 近藤美喜雄 ありがとうございます。それから、大雨の洪水・冠水被害軽減策と海水の試験導入ですけども、いつも雨が降って水が貯まりますと、川がいっぱいになって排水ができない、残存湖の管理事務所の方でも海が高くなってどうしようもない、というのが実態です。ですからこれだいたい前から予報が出てますので、特に盛んに水を使ってる時期以外に、秋とかも前もって対応して、思い切って下げておくとか、ということが我々からすると、やっぱり川の水も早く引けるし、色々利点があるんじゃないかと思っておりますけども、この点について改めて県の方に要望していただきたいと思っております。

それから、残存湖、これ何年も前からこの周辺の議会の関係でも、県の方に要望したりしておりますけれども、海水を適当な時期に、さかり水を使う時期ではなくて、試験的にいくらでも海水導入できないかということ盛んにいわれてきて、やるとかやらないとかいう話も聞いたような気もしますけれども、この点について県の状況はどうなっているのか、よろしくお願いします。

これに付け加えて、実はこの度の26年度予算で調査費3,586千円計上されています。これに対しては私も、そういう観点からすると、例えば中嶋方面いつも冠水状態になる、というのは水がはけないわけです。これを今調査して明らかにして、じゃあどこにさばっていくか、ということになるんだろうと思います。どの程度の水量があつて何とするか、という対策まで発展していかないと意味がないので、今は調査の段階だということでありまして、その結果が、その流量をさばくのが、例えば向かいの鎌田さんのところからずっと川まで通すようなことを何としてもやるのか、あるいは川口の方でもう一本くらい抜くのか、というようなことが当然そういう計画が入ってこないとどうしようもないわけでありまして、そこら辺が、あるいはまた私なりに考えたんですけども、下川原、前の小柳勉さんの向かいのポンプ場ありますけども、あそこを上からやるような、金をもう一回かけて、上から水をはくような方法できないものか、今までのところ、ただ泥を上げたくらいではどうしようもないわけです。だから例えば川口まで水を抜くとかということになれば、やはり土地改良区に対する支援も当然していかないとダメなんで、そこら辺も、今ここでどのくらいどうということではございませんけども、頭に入れて、今の調査がさらに発展して行きますようお願いしながら、その点をご回答いただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 まず始めに、県では昨年大きな被害のあった三種町と一緒に、私どもも水門の管理を強く要望しております。今おっしゃった長沼水路や町内の色んな水路については、設計で置いておりますのでそれに対応していきたいと思っております。

八郎潟防潮水門は、八郎潟干拓事業により設置された施設で、県が国からの委託を受けて、秋田県八郎潟防潮水門管理条例等に基づいて管理を行っております。大雨等のおそれがある場合は、これまでも調整池の水位が洪水時に満水位に達しないよう、流域内の気象情報などを元に、予め防潮水門を開けて放流しております。ただし、低気圧による海側の水位上昇や強い西風に伴う東部承水路側への吹き寄せなどにより、効果的に放流されない状況が発生する場合もあるとのこと。

近年は、局地的豪雨による洪水被害が多発していることから、八郎潟防潮水門の管理にあたっては、気象情報などを活用し、効果的かつ迅速な水位調整を行っていただけるよう、引き続き県に対し管理の徹底をお願いして参ります。

試験的に八郎湖へ海水を導入する件ですが、秋田県は、平成25年度から平成30年度までの6年間を計画期間とする「八郎湖に係る第2期湖沼水質保全計画」を、この3月に策定します。同計画の策定にあたり、水質保全対策検討専門委員会において、海水の導入について検討が為されております。

海水導入により、比重の重い塩水が湖底の土に含まれているチッ素やリンを溶出し、かえって富栄養化が進むという見方などから、本第2期計画では、海水の試験導入については実施しないこととなりました。なお、第2期湖沼水質保全計画では、ヤマトシジミやセタシジミによる水質浄化対策について実証規模での検証を行うこと、水質汚濁メカニズムと対策の両面の調査研究体制を整備することなど、八郎湖の水質保全に係る各種対策を計画に盛り込んでおります。

11番 近藤美喜雄 よろしく申し上げます。

最後でありますけれども、町内の家ノ後の広告塔の件であります。ここは立てた時から色んな意見があった場所でありまして、その当時の町長が非常に熱心であったので、あそこに立ったわけですが、非常に意見が多くありました。

今イメージキャラクター「ニャンパチ」のデビューの関係や、国文祭の関係も10月になると出てきます。こういうようなことを考えて、広告がより有効に活用されるように、あるいは八郎潟町がもっと発信できるようなものをリニューアル移設できないか、というのがここに書いてあるわけですが、その場所としてはどこでもいいわけでありまして、アクセス等国道7号線の周辺あたりはどうかと思います。

いま後藤選手のPRやっているようでありまして、これ7号線の方へ立ちますと、より効果を発揮すると思っております。そういう意味で、この際移設できないかお願いします。

町長 畠山菊夫 現在の広告塔は、町外の方へ町のPRをするには、立地条件としては適地でないと考えております。この広告塔は、平成3年に設置し、工事費が約1千万円近くかかっております。町のPRをするには、近藤議員の言われる場所が適地と思っておりますが、設置場所の所有者の同意、移転するか新設するかについても検討が必要ですので、時期は明確にできませんが、実施に向けて検討したいと思っております。

11番 近藤美喜雄 わかりました。以上であります。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、11番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
次に、1番 村井剛君の一般質問を行います。

1番 村井剛 大変ご苦勞様でございます。8人の一般質問ということで、流石に最後になりますと質問内容が全てだぶってしまいました。どういう形で質問すればいいのか戸惑いながら座っておりましたが、通告もしておりますし、よろしくお願いいたします。

1番、駅前開発と地場産業の育成は同時進行で、ということで、色々配慮しながらやっていただきたい、特に今回賑わいと子育て、図書館がメインになっておりますけれども、将来構想としては、色んな、例えばテナントの導入とか、特産品の販売、そういう施設を視野にいれている、ということであると、その準備は今から進めていかなければならない、建物ができてから追々考えるということではなくて、やはり常にそれらのことを念頭に入れながら決めるべき、という風なことであります。

ともすれば、町の活性化を図る場合、色んな考え方がありますが、インフラ整備をすると、あとは町民たちが上手く使ってくれ、それが町の活性化に繋がる、また色んなイベントをやりますと、それがまた町の活性化に繋がる、ということで実は錯覚に陥り

やすい気がします。というのは、実は見かけの活性と本質的な活性は違うのではないかなど、我が町の町民性からいきますと、何となく賑やかにやれば我が町はよくなるという錯覚に陥りやすいのではないかと、という気がするわけなので、イベントが終わった後、何も残らないという風な町づくりでは本物にはならない。

やはり町の活性化を促すためにやるのがイベントであって、イベントそのものが目的になってはいかかなものかなと思いますので、そういうことを念頭におきながら駅前開発をきちんとやっていただきたい、という思いで今回の一般質問に至った次第です。

いわゆるこの度の駅前開発が、少子高齢化や急激な人口減少、経済の低迷を打破する起爆剤として位置付けられたとするならば、それをきちんとおさえながら進めるべきであらう。特に本町の基幹産業である農業が、TPP交渉絡みで、経営所得安定対策と米政策の見直しが進められることとなりますけれども、しかしながらこの見直しが本町農業の本当の発展に資することができるかどうか、ということがまだまだ不透明ではないかという気がします。

本町もこの4月から過疎の指定になる、逆にまた米政策の見直しによって農地の集積を図るとすれば、もしかすれば人口減少に拍車をかける可能性も出てくるのではないかと、実は心配しております。それを補うための政策をどう位置付けるか、ということを実は真剣に考えなければならぬだろうと思うわけでありまして、その点について見解を述べていただきたい。

本町の農業の確立はもとより、農商工が連携した本当の意味での地域産業、地場産業の育成がこれから最も求められるのではなからうか、という気がいたします。その意味では、これまでも何人かの方々から提案がありましたが、冬期農業の確立は、大きなウエイトを占めてくるだろうし、そのための誘導策も必要ではなからうかと。

先程申し上げましたとおり、農商連携による特産品の開発等冬期農業の確立も含めた中で、八郎潟町の将来を見据えたプロジェクトチームとかを立ち上げて、全町的な町づくりの一つの方向性を目指す、という風な取り組みもそろそろ必要ではなからうかという気がいたします。

次に、これも何人かの方々から提案されておりますが、せっかく6億もかけた大きな建物になるわけで、このことに地元業者が何か参画しないということは、大変もったいないような気がするわけでありまして、地元の人たちも、いわゆる木造建築物が、という風なことであれば、それなりの方々も何らかの意味で関与できるのではないかな、という期待感を持っているのではなからうかと思っておりますので、その点の配慮をよろしくお願いしたいと思っております。

先程来、外構工事と舗装工事は地元業者でできるだろう、という風な話でありましたが、また建物につきましても骨組み等は、恐らく管理関係と、ある程度の技術力を持ってないとできないだろうと思ってますけれども、それこそ近藤さんからも言われましたが、例えば屋根であれば板金屋さん、それなりにおります。例えば中身を作る段となれば大工さん、結構おります。また左官屋さんもおるわけなので、そういう人たちがやはりこういう大きなプロジェクトに参画して、俺たちが作った建物だ、俺たちみんなこの建物を利用しよう、そういう雰囲気をもつのも、私はこの後の色んな意味での発展に繋がる要因ではなからうか、という風に思います。

分割発注しますと高上がりになります。これは諸経費の計算の段階で、諸経費倍以上になりますので、そこら辺できるだけ工事費が、設計上嵩むことを避けながらも、町内の方々を参画させていく工夫が必要ではなからうかと思っておりますので、よろしくご検討願えればと思います。

また更にこの駅前開発が、より一層活かせる意味におきましては、アクセス道の延伸につきまして、積極的に機会あるごとに実現に向けた努力もしていただければありがたい、という風に思います。

次に、八郎潟町地域防災計画の見直しについてであります。

県では、昨年度の重なる豪雨災害により、県地域防災計画の見直しが図られております。土砂災害が発生しやすい県内8千に及ぶ危険箇所のうち、避難態勢整備を義務づける「警戒区域」の指定は、秋田県内の中で16%しかないと言われております。県では指定のスピードアップを図り「危険箇所」のハザードマップ掲載を市町村に働きかけるとしておりますけれども、県下13市町村では、土砂災害に関する避難勧告指示の発令基準が明確化されていないと言われております。今後「土砂災害警戒情報」など、気象情報に基づく発令基準のマニュアル化を促す、と県では言っておるわけでありまして、本町においても、防災計画の見直しに今年度着手するわけでありまして、本町における「警戒区域」の指定状況、避難勧告指示の基準はどうなっているか。

また、八郎潟町の地域防災計画の見直しの今後のスケジュールについても、よろしく

お願いいたします。

また、ハザードマップの改訂版が恐らく出ると思いますけれども、その時点での標識や避難場所の看板などの設置、そしてまた地域住民に対する様々な説明会の実施などは考えているのかどうか。その点をお伺いしておきたいと思います。

次に、3点目、改築後の「湖東厚生病院」の赤字補填について、でありますけれども、平成21年の12月に、湖東総合病院は廃止が最善という、厚生連の経営改善計画が明らかになりまして、町民にとってはまさに青天の霹靂であったわけでありまして、その後の官民あげでの存続・改築運動が実り、本年5月に新築開院に至ることは、誠に喜ばしいことでもあります。高齢化社会における、地域医療の拠点としての役割に、大いに期待を寄せるとともに、早期に救急医療体制が整うことを願っているのは私だけではないと思います。

ところで報道によれば、昨年12月20日以降であったかと思うのですが、実は関係町村と関係機関の会議の中で、4町村の負担割合が決まらなかったというようなことの報道があったわけで、その後会議が開かれたかどうかということは、私認識しておりませんでしたので、その状況は何なのか、どういう訳で決裂したのか、ということをお伺いしたわけですが、この度の行政報告の中で、負担割合は決まった、124,630千円の内、県が2/3の83,000千円、関係4町村が1/3の41,540千円を負担することにこの度は決まったということでありまして、当初の会議での決裂した経緯を含めながらご説明願えればと思います。

また今後において向こう5年間の支援はする、ということになっているようですが、先程までの答弁によりますと、黒字に転換するためには、手術できる医師が確保され、それ相応の体制が整わないとかなり難しいとの答弁でありましたので、もしかしてこの5年間で全て整えば安心できるわけなんですけど、整わなかった場合は、その後の5年間またどうするのか、というようなことをこの会議の中で話し合われているのかどうか、そこら辺も含めて答弁願えればありがたいと思います。

町長 畠山菊夫

村井議員さんのご質問にお答えします。

米政策の見直しについては、政策に沿った対応により、農業者育成の為、進めて行かなければならないと考えております。複合経営の促進を考え、経営所得安定対策、県が行う農業関連補助制度に沿った、町が行う農業制度の具体策についてであります。経営所得安定対策における産地交付金についても、これまでも進めております転作に係る作物についての助成、町単の認定農業者への利用集積に対する奨励金や、本年度、県単事業である農業夢プラン実現事業への町単での高上げを新たに実施することにより、条件整備を行い、冬期野菜にも対応した複合経営へと誘導していきたいと考えております。

次に、農・商工連携による、地域の活性化は本町にとって重要課題であります。

先程、複合経営の促進について、ご説明いたしました。駅前ぎわい・ふれあい元気プロジェクトでは、産業課関係では、軽トラ市や、商工会や観光協会の皆様のご協力を頂いて、賑わいを創出し、地域の活性化を図りたいと考えております。特産品の開発については、農業者、商工者、観光協会と、取り組んでいけるように、協議、支援して参りたいと考えております。

次に、建物の建設は地元業者へのご質問ですが、同じ答弁になってしまいます。しかし、元請けの地元業者への発注ができないものかどうか、これも考えてみたいと思います。

次に、高速アクセス道路の延伸は、沿線住民の生活、観光、産業振興等、重要な路線であり、駅周辺の交流人口を増やし、賑わいを創出する意味でも必要不可欠と考えています。期生同盟会等で毎年要望書は提出しており、駅前賑わいふれあい元気プロジェクトの完成と共に、延伸の実現に向けて強く要望していきたいと考えております。

次に、本町における警戒区域の指定状況ですが、秋田県が実施した土砂災害防止法に基づく現地調査の結果、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある「土砂災害警戒区域」及び、建築物に危害が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある「土砂災害特別警戒区域」は、三倉鼻地区・浦大町地区、真坂地区併せて15カ所が存在するとの報告を受けております。指定は平成26年度の予定です。

大雨が降った場合の避難勧告・指示の基準ですが、平成23年3月修正の町地域防災計画では、前日までの総雨量に応じた当日の時間経過の降雨量を基準に、気象庁が発表する大雨警報や記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報、及び現場の状況を総合的に判断して対処することとしております。

ただし、昨年の台風18号では、本町に雨量データを記録する観測所が存在しないこ

と、土砂災害発生前には既に他地域で内水氾濫が生じ、その対応の影響によりの確な避難勧告等を出す体制が整わなかったこと、大雨時には数ある現地の状況を逐一把握できないことなどの課題が残り、新しい基準づくりの必要性を感じております。

次に、「秋田県地域防災計画」の全面的な見直し案が固まり、この3月に県防災会議で協議・決定される運びとなっております。

見直しの視点は、第1点目として、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、第2点目として、大規模広域災害時における被災者対応等の強化、第3点目として、局地的豪雨や土砂災害など最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しとなっております。本町の地域防災計画の見直しは、これらの県の見直し計画内容を踏まえ、平成26年度に作業着手し、平成27年3月議会定例会に議案として上程する予定です。策定にあたっては、自主防災組織の委員からの意見も取り入れながら、町防災会議条例に基づく防災会議を開催して進めて参ります。

町地域防災計画の見直しを進めるにあたり、災害の種類・場所に応じた避難場所への誘導に配慮が必要と感じております。防災会議に諮りながら、見直し計画の内容に沿った形で、町民に判りやすい標識や看板等の設置を目指して参ります。この点において、現在のハザードマップに変更が生じた際は、改訂版の作成について検討して参ります。

また、町地域防災計画の見直しは、大幅なものになると考えております。住民説明会の開催も視野に入れながら、一人でも多くの方々がその内容を把握できるよう、様々な周知方法を考えて参ります。

次に、改築後の「湖東厚生病院」の赤字補填のご質問で、運営費に対する補助金のその後の経過と見直しについてであります。昨年の12月26日に本町において、湖東総合病院に関する協議会が開催され、厚生連から湖東総合病院開院後の収支赤字見込み額が示されました。収支赤字見込み額は、2億4,057万4千円で、うち特別交付税分1億1,594万3千円を除いた1億2,463万1千円を県が3分の2の8,308万8千円、関係4町村が3分の1の4,154万3千円を負担することを決定しております。

平成26年度の各町村の負担割合については、4町村で協議の結果、病院建設費に対する補助の負担割合で運営費の補助金額を算出することに決定いたしました。本町の補助金額は、特別交付税分を除いた実質補助金額で1,309万9千円となります。6月補正予算では、歳入に特別交付税分3,655万9千円、歳出に特別交付税分を含めた補助金額4,965万8千円を予算計上する予定としております。なお、補助金については、収支見込額で予算計上しますが、新病院の収支決算見込みの赤字額で年度末に補助金額を確定することとしております。

また、平成27年度以降についての補助金の負担割合は、新病院の入院・外来利用割を反映した形で、再度、補助金額を算出することを4町村で確認しております。

今後における、県・関係4町村の支援内容については、医師確保はもちろんですが、湖東地区医療再編計画にありましたように、新病院の運営赤字額に対する補助を、平成30年度まで支援する予定としております。

それから、質問にありました、それ以降どうするのか、ということでもありますけども、一刻も早く医師の確保を進め、地元住民から信頼される病院を目指して経営努力するよう要請はしております。30年以降の赤字補填は考えておりません。

以上でございます。

1番 村井剛

1番の駅前開発と地場産業の育成につきましては、大変関連することでありまして、関連づけなければまた駅前開発も本当の意味で生きてこないだろうと思っておりますので、真剣に対処していただければと思います。農業そのものの衰退は、恐らく我が町の衰退にも大きく関わっておりますので、それと商工業者の方々との連携の中での我が町の今後のあるべき姿といいますか、地域産業のあるべき姿というものをも、全町的な立場で検討する機会を設けていただければありがたいなと、先程そういう機会も持ちたい、そういう努力をしてみたいということでありましたので、実質的に実感できるような、経済的にもやはり我が町は活性化してきたという実感がもてるような町づくりに向けて、頑張ってくださいいただければありがたいなと思っております。

次に、防災計画の見直しにつきましても、このあと着々と進められていくと思っております。ただ説明会も十分行っていくということでありましたので、周知徹底はやらないとならないだろうし、そのための体制整備、防災組合ですから、消防団のみならず地域防災組合などの役割など、このあときちんと明示していかなければ、有名無実な組合であってはならないだろうという感じがしますので、そういった意味での総合的な対応策を検討していただければと、また県の方から来た専門家が見る目と、地域の人の見る目、例

えば危険なものの認識が、若干違いがあると思います。例えば家の後ろの大きな木が、そこに住む人にすれば、あの木が倒れてくれば大変だ、逆にまたそこに木があることによって重しになるので、いわゆる土砂崩れを誘発する可能性もありますので、そういった地域の人たちの声も十分聞きながら、防災計画を立てていただければ、という感じしますので、その点を合わせてお願いしたいと思います。

また、湖東厚生病院の問題であります。現時点では30年までの支援は確約できるけれども、その後についてはまだ未定だ、考えていないということですが、恐らく地域医療をどう作り上げていくのか、ということになりますと、その時になってまた色々と考えも変わってくるのではないかという気がいたしますけれども、かといってまた、のんびんだらりといつまでも助成をしていく、ということの確約もできないというところに町としての苦しみがあるだろうと思いますが、しかしながら町民にとりましては、健康、身体のことです。町民に不安を与えないような形で、もしかして赤字が嵩んで、湖東病院やはり廃院にした方がいい、辞めてしまえ、という話ができれば大変だ、というような不安を与えないような努力を、当然厚生連の方も頑張らなければならないし、また地域医療は自分たちで、湖東病院を育てていく、ということをも含めながら考えていただければ、間違いなく湖東病院が存続して地域医療の確立のために、大きな存在として位置づけられるよう期待をして、私の一般質問にかえたいと思います。

要望等も含んでおりますので、特に答弁はおりません。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、1番 村井剛君の一般質問を終わります。

これにて、全ての一般質問を終わります。時間も時間ですが、これより各常任委員会を、明日からの確認の意味で開いていただきます。

最終日、3月14日は、午後3時より本会議を開きます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後4時39分)

平成26年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第10日目 平成26年3月14日(金)
(午後3時)

議長 三戸留吉 みなさんご苦労様です。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
なお5番 加藤君から遅刻の届出がありました。
これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案第4号から議案第20号までの17議案、並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
質疑ないようなので、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長、金一義君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。確認の為に話をさせていただきます。
議案第19号の25年度の決算見込みで、ここには1,900万円とありますけども、委員長は190万円と報告ありましたし、次の1,500万円も150万円とありましたが、確認です。

教育民生常任委員長 金一義 すみません、読み違いです。

8番 北嶋賢子 はい、わかりました。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑ないようなので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第4号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第3、議案第5号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第4、議案第6号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第5、議案第7号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第6、議案第8号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第7、議案第9号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第8、議案第10号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第9、議案第11号 八郎潟町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第10、議案第12号 八郎潟町課設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第11、議案第13号 平成26年度八郎潟町一般会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

8番 北嶋賢子 議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子です。議案第13号 平成26年度八郎潟町一般会計予算について、是々非々の観点から、討論に参加をさせていただきます。

朝のテレビ小説「ごちそうさん」で、長男の泰介に赤紙がきました。「恋もしたい、友だちとケンカもしたい、やりたいことがたくさんあるのに、僕はこの時代を許さへん」と涙したシーンがありました。私の家の床の間には、父の軍刀が立てかけてあります。片道切符で零戦を飛ばしてやった父の軍刀です。そして今の事は忘れても、昔のことは覚えている90歳を超えた母は、タンスの底を背負ってきて、芋でもカボチャでもいいから分けてほしいと願われたといいます。そして昨日、13日の新聞は、武器の輸出3原則の全面見直しでした。安倍首相の外遊に、こともあろうに防衛関連の企業が同行してました。私たち国民の知らないところで、既に仕組まれていたことでした。蟹工船の作家、小林多喜二はスパイの手引きで特攻に捕まり、その日のうちに殺されたことは、あまりにも有名な事実です。皮肉にも、手引きしたスパイもまた、秋田県人だといいます。これまで息子たちを戦場に送るまいと、憲法9条を守る活動をしてきました。

原発を再起動し、消費税を5%から8%、そして10%に、震災の復興税を国民からは取っても、大企業からは取らない。また福祉のためとして、私たちがこれまで収めていた消費税分は大企業の減税額と同等な額でした。

そしてTPP、秘密保護法、このような中で、町長は施政方針でアベノミクス効果により緩やかではあるが、景気回復の兆しが見え始めていると、安倍内閣に期待を持たれています。

また、この内閣は私たち国民を何処へ連れて行こうとしているのか、とても恐ろしく思います。いま福島第1原発の放射能の中で、苛酷な労働をしている方たちが辞めているというその原因は、2020年の東京オリンピックの現場があるからだそうです。事故原発での労働条件を良くして、就職の為に頑張ってもらわなければならないのにとすると、オリンピックも手放しでは喜べません。これまでかかった経費を思うと、我が家としても東京電力に請求書を出したいくらいです。

このような最悪な条件の中で、町民の懐を暖めて町税収入を増やす方法はないのかどうか、この冬の灯油への助成対象非課税世帯は800世帯、たった2,400世帯しかないのに、その1/3が非課税です。1/3もいるということに愕然としました。

JA 湖東の直売所「やさしい畑」の総会に、丸果の社長が講演にきたそうです。「働け働け、秋田の野菜をいっぱい作れ」というおもしろい話が聞ける社長です。農林業者を豊かにして、中小業者に仕事を与える事で、町税が生まれてきます。また家の申告相談が終わりました。夫の年金は月額3万円下がり、政府米も下がっている中で、昨年より130万円の増収でした。どうしてかという、仁左衛門という屋号を持つ12代目は、先祖から受け継いだ田畑の維持管理を勉強して工夫して、働いただけお金が回ってきました。当然、町税・国保税もついてくると思います。実際には原発関係でお金を使っているのに、帳簿だけの130万円ですけれども、130万円の黒字となりました。

地方自治法の本旨は、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全・健康及び福祉を保持すること、17項には消費者の保護なども入っております。お金が無くなると気持ちがギスギスしてきます。八郎潟という抜群の知名度を活かし、町民の懐を暖めることが先決ではないでしょうか。駅前開発への協力は惜しみません。是もありますけれども、何としても先に町民の懐を暖めるのが先だと思ひまして、非の議案13号平成26年度一般会計予算についての反対の討論とさせていただきます。

議長 三戸留吉 他に討論ありませんか。ないようですので討論を終わります。採決いたします。議案第13号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第13、議案第15号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第14、議案第16号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第15、議案第17号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第16、議案第18号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第17、議案第19号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第18、議案第20号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第19、請願・陳情について、採決いたします。陳情第1号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書について、討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。陳情第1号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。次に、陳情第2号及び第3号については、提出者は違いますが、共に秘密保護法の廃止を求める陳情でありますので、一括議題とし討論・採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認めそのように決定いたしました。陳情2号及び第3号について、討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。陳情第2号及び第3号について、委員長の報告は採択であります。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立少数)
- 議長 三戸留吉 起立少数であります。よって陳情第2号及び第3号は、不採択とすることに決定いたしました。次に、陳情第4号、最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情について、討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。陳情第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。次に、陳情第5号、手話言語法(仮称)制定を求める意見書採択に関する陳情書について、討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。陳情第5号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。次に、陳情第6号、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書について、討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。陳情第6号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、陳情第7号、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情書について、討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。陳情第7号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、上程いたします。諮問にあたり、説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者推薦にあたりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。
畠山誠夫氏は、平成23年7月1日より人権擁護委員に委嘱され、その職務に精励されております。人権擁護委員としての要件を十分満たしていると思われまますので、引き続き候補者として推薦するものであります。
また千田幸一氏は、6月30日に任期満了となります小川文子氏の後任として推薦するものです。千田氏は履歴資料にありますように、人格識見高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護に理解を有する者としての要件を十分満たしていると思われまますので、候補者として推薦するものであります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 これより諮問第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。本件は2名の推薦が求められておりますので、採決については1名ずつ行います。
人権擁護委員として、畠山誠夫氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。
次に、人権擁護委員として、千田幸一氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、畠山誠夫氏と千田幸一氏を推薦することとし、答申することに決定いたしました。
次に、日程第21、発議第1号 八郎潟町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを、上程いたします。提案理由の説明を求めます。
- 1番 村井剛 発議第1号についての提案理由を申し上げます。八郎潟町議会委員会条例の一部を改正する条例について、主な改正内容は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)が施行されていることに伴い、改正前の地方自治法では、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、それぞれについて規定されておりましたが、これが統合・簡素化された形で改正されております。この統合・簡素化され、地方自治法から削除された規定を、委員会条例に追加規定するものであります。また、課設置条例の一部改正による保健課の追加、その他一部文言の訂正・削除を合わせて行っております。
ご審議の上、なにとぞご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

- 議長 三戸留吉 これより、発議第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。発議第1号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって発議第1号は、原案どおり可決されました。
次に、日程第22、発議第2号 八郎潟町議会会議規則の一部を改正する規則についてを、上程いたします。提案理由の説明を求めます。
- 1番 村井剛 発議第2号につきましての提案理由を申し上げます。八郎潟町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。主な改正内容は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)が施行されていることに伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができることと改正されております。これに合わせて、議会会議規則に公聴会及び参考人についての規定を追加するものであります。合わせて一部文言の訂正・削除なども行っております。
ご審議の上、なにとぞご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。
- 議長 三戸留吉 これより、発議第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。発議第2号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって発議第2号は、原案どおり可決されました。
以上、今定例会に付議された事件は、全て終了しました。
これをもって八郎潟町議会3月定例会を閉会いたします。

(午後4時19分)